

平成22年度

地方税に関する参考計数資料

平成22年1月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	平成22年度地方税及び地方譲与税収入見込額	1
2	平成22年度税制改正による事項別増減収見込額	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国(一般会計)と地方(普通会計)の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	34
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	36
13	平成21年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調	38
14	超過課税の状況	42
15	平成21年度法定外税の実施状況	44
16	平成20年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合	51
17	地方税の税率等の推移	52
18	平成20年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合	132
19	平成20年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況	134
20	平成20年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況	136
21	平成20年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況	144
	(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収入の都道府県別所在状況(平成20年度)	154
22	県民経済計算	156
23	主要経済指標の推移	158

1 平成22年度地方税及び地方譲与税収入見込額

1 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成 22 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成21年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成21年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	154,218	△ 25,057	129,161	82	△ 17	65	129,226	△ 24,992	83.8	39.8
2. 市町村税	207,642	△ 12,006	195,636	235	△ 1	234	195,870	△ 11,772	94.3	60.2
3. 合 計	361,860	△ 37,063	324,797	317	△ 18	299	325,096	△ 36,764	89.8	100.0
地方法人特別譲与税	8,096	4,853	12,949		△ 13	△ 13	12,936	4,840	159.8	3.8
再 計	369,956	△ 32,210	337,746	317	△ 31	286	338,032	△ 31,924	91.4	100.0

(参考) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成 22 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		平成21年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法による 収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法による 収入見込 額 (C)+(F) (G)	平成21年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		(G) — ×100 (A) (%)
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	135,100	△ 22,374	112,726	86	△ 18	68	112,794	△ 22,306	83.5	34.7
2. 市町村税	226,760	△ 14,689	212,071	231		231	212,302	△ 14,458	93.6	65.3
3. 合 計	361,860	△ 37,063	324,797	317	△ 18	299	325,096	△ 36,764	89.8	100.0
地方法人特別譲与税	8,096	4,853	12,949		△ 13	△ 13	12,936	4,840	159.8	3.8
再 計	369,956	△ 32,210	337,746	317	△ 31	286	338,032	△ 31,924	91.4	100.0

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平成 22 年 度						平成21年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — ×100 (A) (%)	
		平成21年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)			
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)				
A 道府県税										
(I) 普通税										
1. 道府県民税	59,830	△ 7,924	51,906				51,906	△ 7,924	86.8	
個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割	606	△ 1	605				605	△ 1	99.8	
	47,906	△ 4,601	43,305				43,305	△ 4,601	90.4	
	1,419	△ 19	1,400				1,400	△ 19	98.7	
	5,801	△ 1,720	4,081				4,081	△ 1,720	70.3	
	2,767	△ 784	1,983				1,983	△ 784	71.7	
	1,117	△ 739	378				378	△ 739	33.8	
	214	△ 60	154				154	△ 60	72.0	
2. 事業税	32,839	△ 14,016	18,823		△ 20	△ 20	18,803	△ 14,036	57.3	
個人 法人	2,143	△ 133	2,010				2,010	△ 133	93.8	
	30,696	△ 13,883	16,813		△ 20	△ 20	16,793	△ 13,903	54.7	
3. 地方消費税	25,464	△ 580	24,884			3	24,887	△ 577	97.7	
譲渡割 貨物割	18,493		236			3	3	18,732	239	101.3
	6,971	△ 816	6,155				6,155	△ 816	88.3	
4. 不動産取得税	4,507	△ 942	3,565		10		3,575	△ 932	79.3	
5. 道府県たばこ税	2,559	△ 208	2,351		77		2,428	△ 131	94.9	
6. ゴルフ場利用税	565		1				566	1	100.2	
7. 自動車取得税	2,533	△ 242	2,291	△ 5		△ 5	2,286	△ 247	90.2	
8. 軽油引取税	8,364		68				8,432	68	100.8	
9. 自動車税	16,470	△ 198	16,272				16,272	△ 198	98.8	
10. 鉱区税	4		0				4	0	100.0	
11. 固定資産税(特例分等)	150	△ 102	48				48	△ 102	32.0	
普通税計	153,285	△ 24,143	129,142		82	△ 17	65	129,207	△ 24,078	84.3
(II) 目的税										
1. 軽油引取税	913	△ 913	-				0	△ 913	皆減	
2. 狩猟税	20	△ 1	19				19	△ 1	95.0	
目的税計	933	△ 914	19				19	△ 914	2.0	
(III) 道府県税計	154,218	△ 25,057	129,161		82	△ 17	65	129,226	△ 24,992	83.8
地方法人特別譲与税	8,096		4,853				12,936	4,840	159.8	
再計	162,314	△ 20,204	142,110		82	△ 30	52	142,162	△ 20,152	87.6

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平 成 22 年 度						平成21年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — ×100 (A) (%)
		平成21年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普 通 税									
1. 市 町 村 民 税	93,211	△ 11,497	81,714		△ 1	△ 1	81,713	△ 11,498	87.7
{ 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 }	1,816	△ 1	1,815				1,815	△ 1	99.9
	71,976	△ 6,928	65,048				65,048	△ 6,928	90.4
	4,079	21	4,100				4,100	21	100.5
	15,340	△ 4,589	10,751		△ 1	△ 1	10,750	△ 4,590	70.1
2. 固 定 資 産 税	89,099	△ 67	89,032	1		1	89,033	△ 66	99.9
{ 土 地 家 屋 償 却 資 産 }	34,548	△ 48	34,500	2		2	34,502	△ 46	99.9
	36,555	942	37,497				37,497	942	102.6
	17,045	△ 965	16,080	△ 1		△ 1	16,079	△ 966	94.3
純固定資産税小計	88,148	△ 71	88,077	1		1	88,078	△ 70	99.9
交 付 金	951	4	955				955	4	100.4
3. 軽 自 動 車 税	1,743	49	1,792				1,792	49	102.8
4. 市 町 村 た ば こ 税	7,859	△ 639	7,220	234		234	7,454	△ 405	94.8
5. 鉱 産 税	18	7	25				25	7	138.9
6. 特 別 土 地 保 有 税	19	4	23				23	4	121.1
普 通 税 計	191,949	△ 12,143	179,806	235	△ 1	234	180,040	△ 11,909	93.8
(II) 目 的 税									
1. 入 湯 税	239	△ 14	225				225	△ 14	94.1
2. 事 業 所 税	3,252	9	3,261				3,261	9	100.3
3. 都 市 計 画 税	12,202	142	12,344				12,344	142	101.2
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目 的 税 計	15,693	137	15,830				15,830	137	100.9
(III) 市 町 村 税 計	207,642	△ 12,006	195,636	235	△ 1	234	195,870	△ 11,772	94.3

2 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	平成21年度 当初見込額 (A)	平 成 22 年 度					(E) —— ×100 (A) (%)
		平成21年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△) 収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	平成21年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	1,764	1,013	2,777		2,777	1,013	157.4
2.地方道路譲与税	1,048	△ 1,048	-		0	△ 1,048	皆減
3.石油ガス譲与税	133	△ 10	123		123	△ 10	92.5
4.自動車重量譲与税	3,300	△ 210	3,090		3,090	△ 210	93.6
5.航空機燃料譲与税	152	△ 9	143		143	△ 9	94.1
6.特別とん譲与税	125	△ 23	102		102	△ 23	81.6
7.地方法人特別譲与税	8,096	4,853	12,949	△ 13	12,936	4,840	159.8
合 計	14,618	4,566	19,184	△ 13	19,171	4,553	131.1

2 平成22年度税制改正による事項別増減収見込額

(単位：億円)

改正事項	初年度			平年度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税				1,652	2,476	4,128
(1) 一般扶養控除(年少分)の廃止				1,671	2,506	4,177
(2) 特定扶養控除の見直し				157	235	392
(3) 企業型確定拠出年金への個人拠出の導入等				△ 57	△ 86	△ 143
(4) 生命保険料控除の改組				△ 119	△ 179	△ 298
2 不動産取得税	10		10	28		28
(1) 分譲施設に係る特例の見直し	0		0	1		1
(2) 非住宅家屋に係る特例の見直し	1		1	16		16
(3) 農地等のあっせん等に係る特例の廃止	1		1	1		1
(4) 国の補助等を受けて取得する共同利用施設に係る特例の廃止	4		4	4		4
(5) (独)都市再生機構に係る特例の廃止	3		3	3		3
(6) その他	1		1	3		3
3 自動車取得税	△ 5		△ 5	△ 27		△ 27
環境性能に優れた中量車の特例対象への追加	△ 5		△ 5	△ 27		△ 27
4 固定資産税		1	1		42	42
(1) 外貨埠頭公社から民営化した会社が取得した一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の創設		0	0	△	1	△ 1
(2) 国内路線に就航する航空機に係る特例措置の拡充		△ 2	△ 2	△	9	△ 9
(3) 公害防止用施設に係る特例措置の見直し		0	0		7	7
(4) 廃棄物再生処理用設備に係る特例措置の見直し		0	0		2	2
(5) 成田国際空港株式会社がその事業の用に供する一定の施設に係る特例措置の見直し		3	3		3	3
(6) PFI法に基づき国又は地方公共団体により選定された選定事業者が整備する一定の公共施設に係る特例措置の見直し		0	0		2	2
(7) 次世代ブロードバンド基盤を構成する電気通信設備等に係る特例措置の見直し		0	0		18	18
(8) 家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設に係る特例措置の見直し		0	0		3	3
(9) 外貨埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し		0	0		6	6
(10) 信頼性向上施設整備事業に新設された電気通信設備等に係る特例措置の廃止		0	0		8	8
(11) その他		1	1		3	3
5 地方たばこ税	77	234	311	205	628	833
税率の引上げ	77	234	311	205	628	833
6 都市計画税		0	0		2	2
(1) 外貨埠頭公社が取得し又は所有する一定のコンテナ埠頭に係る特例措置の見直し		0	0		1	1
(2) その他		0	0		1	1
合計	82	235	317	1,858	3,148	5,006
国税の税制改正に伴うもの	△ 17	△ 1	△ 18	△ 122	△ 58	△ 180
個人住民税	0	0	0	△ 44	△ 66	△ 110
法人住民税	0	△ 1	△ 1	3	8	11
法人事業税	△ 20		△ 20	△ 91		△ 91
地方消費税	3		3	10		10
再計	65	234	299	1,736	3,090	4,826

地方譲与税

地方法人特別譲与税	△ 13		△ 13	△ 65		△ 65
再々計 (地方法人特別譲与税を含む合計)	52	234	286	1,671	3,090	4,761

(注) 表中における計数は、1億円未満を四捨五入している。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	4,893,788	101.4	3,700,109	101.3
7	4,977,400	101.7	3,689,367	99.7
8	5,090,958	102.3	3,801,609	103.0
9	5,136,129	100.9	3,822,945	100.6
10	5,033,241	98.0	3,689,757	96.5
11	4,995,442	99.2	3,643,409	98.7
12	5,041,188	100.9	3,718,039	102.0
13	4,936,447	97.9	3,613,335	97.2
14	4,898,752	99.2	3,557,610	98.5
15	4,937,475	100.8	3,580,792	100.7
16	4,984,906	101.0	3,638,976	101.6
17	5,031,867	100.9	3,658,783	100.5
18	5,109,376	101.5	3,752,258	102.6
19	5,156,510	100.9	3,784,636	100.9
20	4,941,987	95.8	3,515,221	92.9
21 実績見込	4,731,000	95.7	3,332,000	94.8
22 見 込	4,752,000	100.4	3,364,000	100.9

(注) 1 国内総生産（名目）は、平成20年度までは「国民経済計算」による実績、平成21年度実績見込及び平成22年度見込は「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」（平成22年1月22日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、平成20年度までは実績、平成21年度実績見込及び平成21年度見込は(注)1と同様の経済見通しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成17年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、平成20年度までは実績、平成21年度実績見込及び平成22年度見込は(注)1と同様の経済見通しの対前年度伸長率を掲げた。

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数17年=100	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	実 額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.4	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
5.6	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.2	110.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
7.6	122.6	12,061	106.1	4,499	117.9	31
8.6	113.2	13,425	111.3	5,272	117.2	32
8.6	100.0	14,556	108.4	5,439	103.2	33
10.8	125.6	16,239	111.6	6,109	112.3	34
13.2	122.2	19,249	118.5	7,442	121.8	35
15.7	118.9	23,911	124.2	9,065	121.8	36
16.4	104.5	28,874	120.8	10,567	116.6	37
19.0	115.9	33,088	114.6	12,129	114.8	38
21.4	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
22.1	103.3	43,651	114.2	15,494	110.7	40
25.9	117.2	50,262	115.1	17,686	114.1	41
30.6	118.1	57,255	113.9	21,495	121.5	42
35.2	115.0	67,296	117.5	25,801	120.0	43
41.1	116.8	80,339	119.4	30,902	119.8	44
45.6	110.9	98,149	122.2	37,507	121.4	45
46.4	101.8	119,095	121.3	42,358	112.9	46
51.2	110.3	146,183	122.7	50,044	118.1	47
57.6	112.5	174,739	119.5	64,913	129.7	48
52.0	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
49.6	95.4	256,545	112.1	81,548	99.0	50
55.0	110.9	289,070	112.7	95,641	117.3	51
56.8	103.3	333,621	115.4	110,052	115.1	52
60.7	106.9	383,470	114.9	122,371	111.2	53
65.6	108.1	420,779	109.7	140,315	114.7	54
67.0	102.1	457,808	108.8	158,938	113.3	55
68.3	101.9	491,653	107.4	173,255	109.0	56
68.0	99.6	511,333	104.0	186,286	107.5	57
71.8	105.6	523,069	102.3	198,413	106.5	58
77.8	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
79.7	102.4	562,935	104.5	233,165	108.5	60
79.6	99.9	587,171	104.3	246,282	105.6	61
84.4	106.0	632,201	107.7	272,040	110.5	62
91.7	108.6	664,016	105.0	301,169	110.7	63
95.7	104.4	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
100.4	104.9	784,732	107.9	334,504	105.2	2
99.7	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
93.8	94.1	895,597	106.9	345,683	98.6	4
90.4	96.4	930,764	103.9	335,913	97.2	5
93.2	103.1	938,178	100.8	325,391	96.9	6
95.2	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
98.4	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
99.5	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
92.7	93.2	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
95.1	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
99.2	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
90.1	90.8	974,317	99.8	355,488	100.0	13
92.7	102.9	948,394	97.3	333,785	93.9	14
95.4	102.9	925,818	97.6	326,657	97.9	15
99.1	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
100.7	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
105.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
108.1	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
94.4	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
-	88.8	825,557	92.0	342,163	86.5	21 実績 見 込
-	108.0	821,268	99.5	(348,450)	(88.1)	22 見 込
				(342,257)	(98.2)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から平成20年度までは純計決算額（平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還時補助金と相殺された償還金を除く。）、平成21年度実績見込及び平成22年度見込は地方財政計画における額である。

5 地方税収入総額は、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成22年度見込は地方財政計画に計画外税収見込額を加えた額である。また、（ ）内は、地方法人特別譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508) 百万円	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617) 億円	75.2	(60.9)
26		7,228	(6,028)	72.6	(60.6)
27		8,422	(6,972)	73.2	(60.6)
28		9,420	(8,041)	73.7	(62.9)
29		9,333	(7,834)	71.8	(60.3)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139 <367,165>	(361,605) [355,206]	58.4 <43.6>	(42.9) [42.2]
12		527,209 <379,358>	(377,145) [368,005]	59.7 <43.0>	(42.7) [41.7]
13		499,684 <356,149>	(330,078) [321,060]	58.4 <41.6>	(38.6) [37.5]
14		458,442 <334,172>	(296,345) [287,309]	57.9 <42.2>	(37.4) [36.3]
15		453,694 <340,612>	(282,827) [272,765]	58.1 <43.6>	(36.2) [35.0]
16		481,029 <343,833>	(314,162) [303,113]	58.9 <42.1>	(38.5) [37.1]
17		522,905 <364,797>	(347,749) [332,569]	60.0 <41.9>	(39.9) [38.2]
18		541,169 <357,191>	(347,332) [339,172]	59.7 <39.4>	(38.3) [37.4]
19		526,558 <376,208>	(363,874) [360,754]	56.7 <40.5>	(39.2) [38.8]
20		458,309 <329,594>	(294,249) [288,858]	53.7 <38.6>	(34.5) [33.8]
21 実績見込		383,685 <280,253>	(207,954) [203,334]	52.9 <38.6>	(28.6) [28.0]
		【 376,907 】		【 52.0 】	
22 見込		394,623 <280,798>	(204,505) [200,673]	54.5 <38.8>	(28.2) [27.7]
		【 381,723 】		【 52.7 】	

- (注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成22年度見込は当初予算額である。
- 2 地方税は、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成22年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
- 3 国税欄の< >内は、国税から地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の< >内は、地方税に地方交付税のうち法定五税分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
- 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政

地 方 税		租 税 総 額		区分 年度	
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C			
601 百万円		35.3		1,704 百万円	昭 和 5 年 度
557		35.7		1,559	8
632		34.5		1,834	10
757		20.5		3,690	14
879	(1,302) 百万円	15.1	(22.4)	5,810	16
986	(1,834)	7.9	(14.6)	12,527	20
1,883 億円	(2,968) 億円	24.8	(39.1)	7,585 億円	25
2,723	(3,923)	27.4	(39.4)	9,951	26
3,078	(4,528)	26.8	(39.4)	11,500	27
3,361	(4,740)	26.3	(37.1)	12,781	28
3,659	(5,158)	28.2	(39.7)	12,992	29
3,815	(5,636)	28.9	(42.8)	13,178	30
4,499	(6,386)	29.3	(41.6)	15,361	31
5,272	(7,597)	30.5	(43.9)	17,287	32
5,439	(8,003)	31.4	(46.1)	17,343	33
6,109	(9,027)	30.8	(45.5)	19,823	34
7,442	(10,914)	29.2	(42.9)	25,452	35
9,065	(13,537)	28.9	(43.2)	31,334	36
10,567	(15,750)	30.7	(45.7)	34,464	37
12,129	(18,292)	30.8	(46.4)	39,435	38
13,996	(20,942)	30.7	(45.9)	45,588	39
15,494	(23,156)	32.1	(48.0)	48,279	40
17,686	(26,576)	32.6	(48.9)	54,316	41
21,495	(32,037)	32.8	(49.0)	65,441	42
25,801	(37,662)	32.7	(47.7)	79,021	43
30,902	(46,566)	32.4	(48.8)	95,434	44
37,507	(56,691)	32.5	(49.2)	115,239	45
42,358	(63,414)	33.4	(50.0)	126,784	46
50,044	(75,708)	32.5	(49.2)	154,021	47
64,913	(99,149)	31.6	(48.3)	205,386	48
82,375	(126,587)	34.3	(52.8)	239,919	49
81,548	(117,540)	36.0	(51.9)	226,591	50
95,641	(137,401)	36.3	(52.1)	263,661	51
110,052	(160,303)	37.4	(54.5)	294,393	52
122,371	(181,335)	34.5	(51.1)	354,610	53
140,315	(201,556)	36.0	(51.7)	389,881	54
158,938	(239,148)	35.9	(54.0)	442,626	55
173,255	(263,121)	36.3	(55.1)	477,806	56
186,286	(265,132)	36.8	(52.4)	506,317	57
198,413	(276,561)	36.7	(51.2)	540,034	58
214,939	(308,683)	36.9	(53.0)	582,687	59
233,165	(335,973)	37.3	(53.8)	624,667	60
246,282	(348,458)	36.5	(51.6)	674,792	61
272,040	(388,028)	36.3	(51.7)	750,108	62
301,169	(433,154)	36.6	(52.6)	823,107	63
317,951	(486,024)	35.8	(54.7)	889,312	平成元年度
334,504	(510,442)	34.8	(53.0)	962,302	2
350,727	(525,922)	35.7	(53.5)	982,837	3
345,683	(506,498)	37.6	(55.1)	919,647	4
335,913	(495,637)	37.0	(54.6)	907,055	5
325,391	(465,128)	37.6	(53.7)	865,398	6
336,750	(479,173)	38.0	(54.1)	886,380	7
350,937	(507,431)	38.9	(56.2)	903,198	8
361,555	(530,105)	39.4	(57.8)	917,562	9
359,222	(508,224)	41.2	(58.3)	871,199	10
350,261	<475,235> (480,795) [487,194]	41.6	<56.4> (57.1) [57.8]	842,400	11
355,464	<503,315> (505,528) [514,668]	40.3	<57.0> (57.3) [58.3]	882,673	12
355,488	<499,023> (525,094) [534,112]	41.6	<58.4> (61.4) [62.5]	855,172	13
333,785	<458,055> (495,882) [504,918]	42.1	<57.8> (62.6) [63.7]	792,227	14
326,657	<439,739> (497,524) [507,586]	41.9	<56.4> (63.8) [65.0]	780,351	15
335,388	<472,584> (502,255) [513,304]	41.1	<57.9> (61.5) [62.9]	816,417	16
348,044	<506,152> (523,200) [538,380]	40.0	<58.1> (60.1) [61.8]	870,949	17
365,062	<549,040> (558,899) [567,059]	40.3	<60.6> (61.7) [62.6]	906,231	18
402,668	<553,018> (565,352) [568,472]	43.3	<59.5> (60.8) [61.2]	929,226	19
395,585	<524,300> (559,645) [565,036]	46.3	<61.4> (65.5) [66.2]	853,894	20
342,163	<445,595> (517,894) [522,514]	47.1	<61.4> (71.4) [72.0]	725,848	21 実績見込
【 348,450 】		【 48.0 】		【 725,357 】	
329,321	<443,146> (519,439) [523,271]	45.5	<61.2> (71.8) [72.3]	723,944	22 見 込
【 342,257 】		【 47.3 】		【 723,980 】	

交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金及び地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄、地方税欄の[]内は、()内の金額からさらに当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金を含む)を国税については控除、地方税については加算した場合の金額である。

6 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和33年度	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4
36	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21実績見込	1,025,582	825,557	80.5
22見 込	922,992	821,268	89.0

- (注) 1 国の歳出は平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成22年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。
- 2 地方の歳出は、平成20年度までは決算額(ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額)、平成21年度実績見込及び平成22年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。
- 明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各合計
- 大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計
- 昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計
- 昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～平成22年度 普通会計の純計
- 3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
26	44,346	7,228	2,723	9,951	16.3	6.1	22.4
27	52,159	8,422	3,078	11,500	16.1	5.9	22.0
28	60,015	9,420	3,361	12,781	15.7	5.6	21.3
29	65,917	9,333	3,659	12,992	14.2	5.6	19.7
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
31	78,962	10,862	4,499	15,361	13.8	5.7	19.5
32	88,681	12,015	5,272	17,287	13.5	5.9	19.5
33	93,829	11,904	5,439	17,343	12.7	5.8	18.5
34	110,421	13,714	6,109	19,823	12.4	5.5	18.0
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
36	160,819	22,269	9,065	31,334	13.8	5.6	19.5
37	178,933	23,897	10,567	34,464	13.4	5.9	19.3
38	210,993	27,306	12,129	39,435	12.9	5.7	18.7
39	240,514	31,592	13,996	45,588	13.1	5.8	19.0
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
41	316,448	36,630	17,686	54,316	11.6	5.6	17.2
42	375,477	43,946	21,495	65,441	11.7	5.7	17.4
43	437,209	53,220	25,801	79,021	12.2	5.9	18.1
44	521,178	64,532	30,902	95,434	12.4	5.9	18.3
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
46	659,105	84,426	42,358	126,784	12.8	6.4	19.2
47	779,369	103,977	50,044	154,021	13.3	6.4	19.8
48	958,396	140,473	64,913	205,386	14.7	6.8	21.4
49	1,124,716	157,544	82,375	239,919	14.0	7.3	21.3
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,700,109	540,007	325,391	865,398	14.6	8.8	23.4
7	3,689,367	549,630	336,750	886,380	14.9	9.1	24.0
8	3,801,609	552,261	350,937	903,198	14.5	9.2	23.8
9	3,822,945	556,007	361,555	917,562	14.5	9.5	24.0
10	3,689,757	511,977	359,222	871,199	13.9	9.7	23.6
11	3,643,409	492,139	350,261	842,400	13.5	9.6	23.1
12	3,718,039	527,209	355,464	882,673	14.2	9.6	23.7
13	3,613,335	499,684	355,488	855,172	13.8	9.8	23.7
14	3,557,610	458,442	333,785	792,227	12.9	9.4	22.3
15	3,580,792	453,694	326,657	780,351	12.7	9.1	21.8
16	3,638,976	481,029	335,388	816,417	13.2	9.2	22.4
17	3,658,783	522,905	348,044	870,949	14.3	9.5	23.8
18	3,752,258	541,169	365,062	906,231	14.4	9.7	24.2
19	3,784,636	526,558	402,668	929,226	13.9	10.6	24.6
20	3,515,221	458,309	395,585	853,894	13.0	11.3	24.3
21 実績見込	3,332,000	383,685	342,163	725,848	11.5	10.3	21.8
		(376,907)	(348,450)	(725,357)	11.3	10.5	21.8
22 見 込	3,364,000	394,623	329,321	723,944	11.7	9.8	21.5
		(381,723)	(342,257)	(723,980)	11.3	10.2	21.5

(注) 1 国民所得は、平成20年度までは実績、平成21年度実績見込額及び平成22年度見込は「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成22年1月22日閣議決定)における額である。
 2 国税は特別会計及び日本専売公社納付金を含み、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成22年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
 3 地方税は、平成20年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、平成21年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、平成22年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 4 平成21,22年度見込の()内は、地方法人特別税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。
 5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
21	516	51	567	709
22	2,422	259	2,681	3,351
23	5,710	995	6,705	8,381
24	7,929	1,776	9,705	12,131
25	6,854	2,263	9,117	11,396
26	8,688	3,272	11,960	14,950
27	10,122	3,699	13,821	17,276
28	10,630	3,792	14,422	18,028
29	10,387	4,072	14,459	18,074
30	10,311	4,201	14,512	18,140
31	11,830	4,900	16,730	20,913
32	12,924	5,671	18,595	23,244
33	12,657	5,784	18,441	23,051
34	14,421	6,425	20,846	26,058
35	18,772	7,757	26,529	33,161
36	23,035	9,377	32,412	40,515
37	24,543	10,852	35,395	44,244
38	27,760	12,330	40,090	50,113
39	31,756	14,068	45,824	57,280
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
46	79,756	40,015	119,771	149,714
47	96,095	46,251	142,346	177,933
48	128,200	59,241	187,441	234,301
49	141,997	74,246	216,243	270,304
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21 実 績 見 込	301,933	269,258	571,191	713,989
	(296,599)	(274,206)	(570,805)	(713,506)
22 見 込	310,540	259,152	569,693	712,116
	(300,389)	(269,332)	(569,721)	(712,151)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和22、23年度は、昭和22年国勢調査人口

(ウ) 昭和24年度は、昭和23年8月1日常住調査人口

(エ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(オ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(カ) 昭和42年度以降は、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口。ただし、平成21年度及び平成22年度は、平成21年3月31日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区分 年度		租 税 総 額		直 接 税 総 額		間 接 税 等 総 額	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭 和	10 年度	1,834	100.0	1,008	55.0	826	45.0
	15	5,003	100.0	3,417	68.3	1,586	31.7
		億円		億円		億円	
	25	7,585	100.0	4,737	62.5	2,848	37.5
	30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
	35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
	40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
	45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
	50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
	51	263,661	100.0	193,502	73.4	70,159	26.6
52	294,393	100.0	215,987	73.4	78,406	26.6	
53	354,610	100.0	262,764	74.1	91,846	25.9	
54	389,881	100.0	288,272	73.9	101,609	26.1	
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2	
56	477,806	100.0	359,607	75.3	118,199	24.7	
57	506,317	100.0	384,177	75.9	122,140	24.1	
58	540,034	100.0	410,948	76.1	129,086	23.9	
59	582,687	100.0	445,797	76.5	136,890	23.5	
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4	
61	674,792	100.0	523,391	77.6	151,401	22.4	
62	750,108	100.0	583,967	77.9	166,141	22.1	
平 成	63 元 年度	823,107	100.0	642,804	78.1	180,303	21.9
	2	889,312	100.0	708,060	79.6	181,252	20.4
	3	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
	4	982,837	100.0	779,385	79.3	203,452	20.7
	5	919,647	100.0	716,420	77.9	203,227	22.1
	6	907,055	100.0	697,936	76.9	209,119	23.1
	7	865,398	100.0	646,375	74.7	219,023	25.3
	8	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
	9	903,198	100.0	669,958	74.2	233,240	25.8
	10	917,562	100.0	666,444	72.6	251,118	27.4
11	871,199	100.0	600,022	68.9	271,177	31.1	
12	842,400	100.0	569,906	67.7	272,494	32.3	
13	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0	
14	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6	
15	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6	
16	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8	
17	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9	
18	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5	
19	906,231	100.0	640,997	70.7	265,233	29.3	
20	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1	
21 実 績 見 込	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0	
22 見 込	(725,848)	(100.0)	(490,943)	(67.6)	(234,906)	(32.4)	
	(723,944)	(100.0)	(490,241)	(67.7)	(233,703)	(32.3)	
	(723,980)	(100.0)	(490,277)	(67.7)	(233,703)	(32.3)	

区分 年度		国 税 総 額		直 接 税 総 額		間 接 税 等 総 額	
		金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
		百万円	%	百万円	%	百万円	%
昭 和	10 年度	1,202	100.0	421	35.0	781	65.0
	15	4,219	100.0	2,696	63.9	1,523	36.1
		億円		億円		億円	
	25	5,702	100.0	3,136	55.0	2,566	45.0
	30	9,363	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
	35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
	40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
	45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
	50	145,043	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
	51	168,020	100.0	113,509	67.6	54,511	32.4
52	184,341	100.0	124,985	67.8	59,356	32.2	
53	232,239	100.0	160,888	69.3	71,351	30.7	
54	249,566	100.0	170,827	68.4	78,739	31.6	
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9	
56	304,551	100.0	213,550	70.1	91,001	29.9	
57	320,031	100.0	226,446	70.8	93,585	29.2	
58	341,621	100.0	242,535	71.0	99,086	29.0	
59	367,748	100.0	262,813	71.5	104,935	28.5	
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2	
61	428,510	100.0	313,144	73.1	115,366	26.9	
62	478,068	100.0	350,270	73.3	127,798	26.7	
平 成	63 元 年度	521,938	100.0	382,228	73.2	139,710	26.8
	2	571,361	100.0	423,926	74.2	147,435	25.8
	3	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
	4	632,110	100.0	463,073	73.3	169,037	26.7
	5	573,964	100.0	405,520	70.7	168,444	29.3
	6	571,142	100.0	396,582	69.4	174,560	30.6
	7	540,007	100.0	359,567	66.6	180,440	33.4
	8	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
	9	552,261	100.0	360,476	65.3	191,785	34.7
	10	556,007	100.0	352,325	63.4	203,682	36.6
11	511,977	100.0	303,397	59.3	208,580	40.7	
12	492,139	100.0	281,293	57.2	210,846	42.8	
13	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7	
14	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5	
15	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7	
16	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9	
17	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8	
18	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7	
19	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1	
20	526,558	100.0	323,272	61.4	203,286	38.6	
21 実 績 見 込	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3	
22 見 込	383,685	100.0	198,968	51.9	184,717	48.1	
	(376,907)	(100.0)	(192,190)	(51.0)	(184,717)	(49.0)	
	394,623	100.0	211,280	53.5	183,343	46.5	
	(381,723)	(100.0)	(198,380)	(52.0)	(183,343)	(48.0)	

地方税							区分			
総額		直接税		間接税		税率		年度		
金	率	金	率	金	率					
額	%	額	%	額	%					
百万円	%	百万円	%	百万円	%					
632	100.0	587	92.9	45	7.1	昭和	10	年	度	
784	100.0	721	92.0	63	8.0					
1,883	100.0	1,601	85.0	282	15.0					25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8					30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4					35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5					40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7					45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4					50
95,641	100.0	79,993	83.6	15,648	16.4					51
110,052	100.0	91,002	82.7	19,050	17.3					52
122,371	100.0	101,876	83.3	20,495	16.7	53				
140,315	100.0	117,445	83.7	22,870	16.3	54				
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55				
173,255	100.0	146,057	84.3	27,198	15.7	56				
186,286	100.0	157,731	84.7	28,555	15.3	57				
198,413	100.0	168,413	84.9	30,000	15.1	58				
214,939	100.0	182,984	85.1	31,955	14.9	59				
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60				
246,282	100.0	210,247	85.4	36,035	14.6	61				
272,040	100.0	233,697	85.9	38,343	14.1	62				
301,169	100.0	260,576	86.5	40,593	13.5	63				
317,951	100.0	284,134	89.4	33,817	10.6	平成	元	年	度	
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1					
350,727	100.0	316,312	90.2	34,415	9.8					
345,683	100.0	310,900	89.9	34,783	10.1					
335,913	100.0	301,354	89.7	34,559	10.3					
325,391	100.0	286,808	88.1	38,583	11.9					
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0					
350,937	100.0	309,482	88.2	41,455	11.8					
361,555	100.0	314,119	86.9	47,436	13.1					
359,222	100.0	296,625	82.6	62,597	17.4					
350,261	100.0	288,613	82.4	61,648	17.6					
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0					
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6					
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2					
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4					
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6					
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7					
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2					
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3					
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7					
342,163	100.0	291,975	85.3	50,188	14.7					
(348,450)	(100.0)	(298,262)	(85.6)	(50,188)	(14.4)	21	実	見	込	
329,321	100.0	278,961	84.7	50,360	15.3	22	見		込	
(342,257)	(100.0)	(291,897)	(85.3)	(50,360)	(14.7)					

(注) 1 国税は、特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は補正(第2号)後予算額、平成22年度見込は当初予算額である。

2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人特別税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税

間接税等：直接税以外のもの

3 地方税は、地方分与税(配付税)、地方交付税(臨時地方特例交付金等を含む。)及び地方譲与税等(消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。)を含まず、平成20年度までは決算額、平成21年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、平成22年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。

4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。

直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税(平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。)、国税附加税、特別地租、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税(一部)、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税

間接税等：直接税以外の諸税

5 平成21、22年度見込の()内は、国税の直接税から地方法人特別税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。
2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還時補助金を含めていない。
3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娛樂施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娛樂施設）利用税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。
4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地 方 譲 与 税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国 県 支 出 金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	そ の 他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小 計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地 方 債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰 越 金
												市 町 村 計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合 計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地 方 譲 与 税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国 庫 支 出 金 等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	そ の 他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小 計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地 方 債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰 越 金
												合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖縄特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 庫 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	都道府県
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地方税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地方譲与税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	地方交付税
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	国庫支出金
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	その他
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	小計
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	地方債
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	繰越金
												都道府県計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地方税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地方譲与税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地方交付税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国県支出金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	その他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地方債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰越金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市町村計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地方税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地方譲与税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地方交付税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国庫支出金等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	その他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地方債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰越金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成15年度			平成16年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	15,425,989	31.0	37.4	16,306,851	33.3	39.8
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	174,153	0.3	0.4	402,981	0.8	1.0
地方特例交付金	—	—	—	251,731	0.5	0.5	351,289	0.7	0.9	464,113	0.9	1.1
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,978,502	20.0	24.2	9,308,168	19.0	22.7
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	7,842,430	15.7	19.0	7,173,629	14.6	17.5
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,425,547	14.9	18.0	7,294,322	14.9	17.8
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	41,197,910	82.7	100.0	40,950,064	83.6	100.0
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	7,652,137	15.4	—	7,159,644	14.6	—
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	960,987	1.9	—	885,783	1.8	—
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	49,811,034	100.0	—	48,995,491	100.0	—
市町村												
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,239,738	33.7	39.4	17,231,954	34.0	39.1
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	519,893	1.0	1.2	761,093	1.5	1.7
地方特例交付金	—	—	—	662,283	1.3	1.4	654,879	1.3	1.5	640,721	1.3	1.5
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	8,090,793	15.8	18.5	7,711,941	15.2	17.5
国 庫 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,473,516	14.6	17.1	7,313,861	14.4	16.6
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,746,619	19.0	22.3	10,411,130	20.6	23.6
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	43,725,438	85.4	100.0	44,070,700	87.0	100.0
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	6,205,561	12.1	—	5,283,400	10.4	—
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,264,753	2.5	—	1,295,937	2.6	—
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	51,195,752	100.0	—	50,650,037	100.0	—
純計												
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	32,665,727	34.4	41.4	33,538,805	35.9	42.5
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	694,045	0.7	0.9	1,164,074	1.2	1.5
地方特例交付金	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,006,168	1.1	1.3	1,104,834	1.2	1.4
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	18,069,295	19.0	22.9	17,020,109	18.2	21.6
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	13,060,506	13.8	16.6	12,380,868	13.2	15.7
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,376,111	14.1	17.0	13,676,576	14.6	17.3
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	78,871,852	83.1	100.0	78,885,266	84.4	100.0
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	13,789,433	14.5	—	12,375,250	13.2	—
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,225,740	2.3	—	2,181,720	2.3	—
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	94,887,025	100.0	—	93,442,236	100.0	—

(単位 百万円)

平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
17,137,360	35.2	40.6	18,345,200	37.9	43.4	20,793,974	43.1	49.9	20,012,065	41.7	48.4	都道府県
853,575	1.8	2.0	2,358,589	4.9	5.6	177,468	0.4	0.4	162,330	0.3	0.4	地 方 税
872,575	1.8	2.1	280,920	0.6	0.7	178,317	0.4	0.4	292,888	0.6	0.7	地 方 譲 与 税
9,221,643	18.9	21.9	8,622,328	17.8	20.4	8,176,235	16.9	19.6	8,119,540	16.9	19.7	地 方 特 例 交 付 金
6,583,581	13.5	15.6	5,520,083	11.4	13.1	5,137,245	10.6	12.3	5,750,978	12.0	13.9	地 方 交 付 税
7,521,993	15.4	17.8	7,130,797	14.7	16.9	7,237,568	15.0	17.4	6,976,023	14.5	16.9	国 庫 支 出 金
42,190,727	86.6	100.0	42,257,917	87.2	100.0	41,700,807	86.4	100.0	41,313,824	86.0	100.0	そ の 他
5,709,473	11.7	—	5,367,442	11.1	—	5,646,869	11.7	—	5,981,676	12.4	—	小 計
794,318	1.6	—	812,842	1.7	—	898,198	1.9	—	750,317	1.6	—	地 方 債
48,694,518	100.0	—	48,438,201	100.0	—	48,245,874	100.0	—	48,045,817	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
												市町村
17,667,049	35.0	39.7	18,160,960	36.8	41.5	19,472,842	39.3	44.0	19,546,461	38.9	43.4	地 方 税
995,387	2.0	2.2	1,369,946	2.8	3.1	537,095	1.1	1.2	516,496	1.0	1.1	地 方 譲 与 税
645,431	1.3	1.5	535,040	1.1	1.2	133,666	0.3	0.3	246,220	0.5	0.5	地 方 特 例 交 付 金
7,737,076	15.3	17.4	7,373,022	14.9	16.8	7,026,510	14.2	15.9	7,286,542	14.5	16.2	地 方 交 付 税
7,456,398	14.8	16.8	7,110,662	14.4	16.2	7,515,034	15.2	17.0	8,257,723	16.4	18.3	国 庫 支 出 金
9,958,796	19.7	22.4	9,236,267	18.7	21.1	9,527,154	19.2	21.5	9,213,110	18.3	20.4	そ の 他
44,460,137	88.1	100.0	43,785,897	88.7	100.0	44,212,301	89.3	100.0	45,066,552	89.7	100.0	小 計
4,718,975	9.3	—	4,297,209	8.7	—	3,974,571	8.0	—	3,970,672	7.9	—	地 方 債
1,299,494	2.6	—	1,278,824	2.6	—	1,312,604	2.7	—	1,176,303	2.3	—	繰 越 金
50,478,606	100.0	—	49,361,930	100.0	—	49,499,476	100.0	—	50,213,527	100.0	—	市 町 村 計
												純計
34,804,409	37.4	43.3	36,506,160	39.9	45.7	40,266,817	44.2	50.7	39,558,526	42.9	49.2	地 方 税
1,848,962	2.0	2.3	3,728,536	4.1	4.7	714,562	0.8	0.9	678,826	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
1,518,006	1.6	1.9	815,960	0.9	1.0	311,983	0.3	0.4	539,108	0.6	0.7	地 方 特 例 交 付 金
16,958,719	18.2	21.1	15,995,350	17.5	20.0	15,202,745	16.7	19.2	15,406,082	16.7	19.2	地 方 交 付 税
11,809,626	12.7	14.7	10,447,116	11.4	13.1	10,254,113	11.2	12.9	11,615,285	12.6	14.5	国 庫 支 出 金 等
13,526,590	14.6	16.8	12,321,272	13.5	15.4	12,635,930	13.9	15.9	12,566,944	13.6	15.6	そ の 他
80,466,312	86.6	100.0	79,814,394	87.2	100.0	79,386,150	87.1	100.0	80,364,771	87.2	100.0	小 計
10,376,345	11.2	—	9,622,265	10.5	—	9,584,445	10.5	—	9,922,067	10.8	—	地 方 債
2,093,812	2.3	—	2,091,666	2.3	—	2,210,802	2.4	—	1,926,621	2.1	—	繰 越 金
92,936,469	100.0	—	91,528,325	100.0	—	91,181,397	100.0	—	92,213,459	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉦区税	274	—	335	—	329	—	383	—	414	—
漁業権税	48	—	50	—	—	—	—	—	—	—
狩猟者税	294	—	366	—	308	—	351	—	315	—
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
旧法による税	7,331	—	1,782	—	672	—	258	—	4,580	—
水利地益税	50	—	23	—	5	—	2	—	—	—
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	—	—	—	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土家地屋	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
償却資産	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
純固定資産税小計	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
交付金	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	—	1,887	—	2,126	—	2,400	—	—	—
荷車税	1,175	2.4	1,189	2.0	1,229	1.8	1,245	1.8	—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉦産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	0.1	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	—	484	—	323	—	814	—	843	—
旧法による税	13,820	11.9	5,556	4.0	2,652	1.6	1,281	1.0	722	0.7
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	—	303	—	349	—	339	—	305	—
共同施設税	8	0.2	17	0.2	22	0.2	21	0.2	18	0.1
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

- (注) 1 各年度とも決算額である。
 2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。
 3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。
 4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。
 5 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道 府 県 民 税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事 業 税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特 別 所 得 税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不 動 産 取 得 税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道 府 県 たばこ 消 費 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 場 税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料 理 飲 食 等 消 費 税
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	(遊 興 飲 食 税)
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	自 動 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	鉦 区 税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	漁 業 権 税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	狩 猟 者 税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	法 定 外 普 通 税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	水 利 地 益 税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	軽 油 引 取 税
										計
										市 町 村 税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市 町 村 民 税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個 人 均 等 割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所 得 等 割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法 人 均 等 割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法 人 税 割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固 定 資 産 税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土 地 屋
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	家 屋
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	償 却 資 産
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	純 固 定 資 産 税 小 計
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	交 付 金
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	納 付 金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	自 転 車 荷 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自 転 車 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷 車 税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽 自 動 車 税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市 町 村 たばこ 消 費 税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電 気 ガ ス 税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦 産 税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木 材 引 取 税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入 湯 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	廣 告 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接 客 人 税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法 定 外 普 通 税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入 湯 税 (目 的 税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,179	—	9,053	—	都 市 計 画 税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水 利 地 益 税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共 同 施 設 税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地 方 税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。

10 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鉦 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税	430		539		600		341		355	
（狩猟免許税）										
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105	}	4,926	}	5,824	}	4,545	}	4,441	}
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鉦 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割
								197,116	11.4	{ 所得割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割
								125,112	7.2	{ 法人税割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娛 楽 施 設 利 用 税
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料 理 飲 食 等 消 費 税
										{ (遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自 動 車 税
825		802		846		878		861		鉦 区 税
393		435		491		546		604		{ 狩 猟 者 登 録 税
										{ (狩猟免許税)
635	0.7	520	0.7	645	0.4	317	0.3	48	0.3	法 定 外 普 通 税
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815		道 府 県 固 定 資 産 税
15		2		1		1		15		旧 法 に よ る 税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	自 動 車 取 得 税
64,890	8.3	77,954	8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	軽 油 引 取 税
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	入 猟 税
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	計
										市 町 村 税
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個人均等割
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所得割
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法人均等割
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法人税割
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純 固 定 資 産 税 小 計
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市 町 村 た ば こ 消 費 税
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税
2,420		2,506		2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	鉦 産 税
2,497	0.6	2,628	0.6	2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2	木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税
1,356		1,469		1,646		1,869		2,047		入 湯 税
19,012	2.7	24,208	3.0	31,759	3.3	43,457	3.9	52,785	4.0	都 市 計 画 税
302		297		290		306		300		水 利 地 益 税
26		4		3		3		3		共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,855	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事業税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不動産取得税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自動車税
592		530		993		961		1,029		鉱 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税 (狩猟免許税)
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	法定外普通税
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		道府県固定資産税
6		4		1		3		0		旧法による税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	自動車取得税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	軽油引取税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	入 猟 税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償却資産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交付金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納付金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉱 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木材引取税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事業所税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	都市計画税
265		257		267		282		294		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	—	9,564,091	—	11,005,216	—	12,237,054	—	14,031,511	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009	} 0.2	967	} 0.2	910	} 0.3	958	} 0.3	935	} 0.3
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,938		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024	} 7.3	13,021	} 7.1	13,232	} 7.2	13,001	} 7.3	13,533	} 7.2
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個人均等割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所得割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法人均等割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法人税割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利子割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事業税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個人分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法人分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不動産取得税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道府県たばこ消費税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娯楽施設利用税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料理飲食等消費税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自動車税
892		855		758		719		鉾 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩猟者登録税
25,348	0.4	16,628	0.4	23,055	0.4	20,880	0.3	法定外普通税
12,290		20,533		20,235		20,712		道府県固定資産税
—		—		—		—		旧法による税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自動車取得税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽油引取税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個人均等割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所得割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法人均等割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法人税割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固定資産税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償却資産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純固定資産税小計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交付金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納付金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽自動車税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市町村たばこ消費税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉾 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木材引取税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特別土地保有税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法定外普通税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧法による税
13,957		14,886		15,699		16,217		入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事業所税
720,084	7.1	791,002	7.3	828,762	7.1	844,335	6.9	都市計画税
285		278		275		258		水利地益税
—		—		—		—		共同施設税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,230,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,912,205	19.6	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉦区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉦産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613		594		580		537		492		鉦区税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903	0.3	21,256	0.2	21,980	0.2	20,467	0.2	20,211	0.3	法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦産税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006		20,823		21,733		22,207		22,612		入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515	8.2	1,304,476	8.3	1,369,145	8.3	1,325,671	7.9	1,352,233	8.2	都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—		—		—		—		—		共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地 方 消 費 税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲 渡 割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨 物 割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不 動 産 取 得 税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道 府 県 た ば こ 税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴ ル フ 場 利 用 税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特 別 地 方 消 費 税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自 動 車 税
409		407		407		401		396		鉦 区 税
—		—		—		—		—		狩 猟 者 登 録 税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法 定 外 普 通 税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道 府 県 固 定 資 産 税
22		15		4		5		3		旧 法 に よ る 税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自 動 車 取 得 税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽 油 引 取 税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法 定 外 目 的 税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固 定 資 産 税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土 地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純 固 定 資 産 税 小 計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽 自 動 車 税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市 町 村 た ば こ 税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉦 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特 別 土 地 保 有 税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法 定 外 普 通 税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧 法 に よ る 税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法 定 外 目 的 税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

11 地方税収入の税目別伸長率の推移

区 分	昭和35年度		昭和40年度		昭和45年度		昭和50年度		昭和55年度		昭和60年度		平成2年度		平成7年度	
	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比	指 数	前 年 比
道府県税		%		%		%		%		%		%		%		%
道府県民税	220	128	742	116	1,727	125	4,175	97	8,321	113	12,457	108	21,479	117	18,826	100
個人均等割	150	109	881	125	108	108	11	102	542	160	828	139	907	101	1,006	102
所得割					126	126	373	107	709	112	1,052	106	1,232	106	1,335	108
法人均等割					106	106	144	102	1,355	105	8,083	125	10,412	108	17,896	111
法人税割	321	144	543	100	125	125	199	76	438	116	637	111	749	87	548	107
利子割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	186	186	113	81
配当割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
株式等譲渡所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
事業税	234	140	409	101	1,203	124	1,864	76	3,622	117	4,886	109	8,118	100	5,567	101
(個人分)	75	117	125	114	289	122	238	95	370	117	643	103	1,232	118	1,241	102
(法人分)	287	143	504	100	1,509	125	2,407	76	4,708	117	6,304	109	10,420	99	7,013	101
地方消費税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
譲渡割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
貨物割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
不動産取得税	262	127	793	126	1,820	138	3,477	104	5,409	116	8,332	109	11,430	94	15,100	119
道府県たばこ税	260	111	458	110	918	110	1,413	106	2,385	103	3,262	102	3,757	114	3,942	101
ゴルフ場利用税	225	121	642	119	1,926	129	3,386	106	5,034	109	7,325	103	6,116	119	6,609	99
特別地方消費税	187	125	370	111	816	115	1,770	108	2,631	108	3,148	106	1,287	130	880	97
自動車税	187	121	699	153	2,183	121	4,698	112	9,942	106	13,220	102	16,253	107	20,215	104
鉦区	196	115	174	100	173	95	125	95	213	98	188	95	146	99	125	97
狩猟者登録税	-	-	115	111	196	111	584	101	996	95	804	96	669	98	593	96
法定外税及び旧法による税	78	104	112	107	11	98	33	93	885	112	4,363	172	5,543	23	3,747	89
道府県固定資産税	190	132	183	89	164	126	96	80	354	159	570	146	699	127	462	74
自動車取得税	-	-	-	-	107	107	245	114	379	96	487	105	859	106	857	105
軽油引取税	299	134	1,126	111	2,502	114	3,366	101	7,757	104	9,644	105	14,464	109	23,116	102
入猟税	-	-	109	107	172	109	509	101	848	95	658	95	545	98	475	96
狩猟税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	237	132	532	110	1,436	122	2,631	91	5,025	112	6,939	107	10,639	106	9,458	102
市町村税																
市町村民税	173	122	412	112	956	126	2,678	100	5,662	117	8,986	111	13,079	104	11,907	104
個人均等割	118	102	147	105	165	102	183	97	688	126	974	133	1,077	102	1,190	102
所得割	140	114	419	117	866	125	2,700	107	5,692	117	8,884	109	12,824	109	12,923	104
法人均等割	149	110	192	91	412	107	554	100	4,132	103	24,724	124	31,129	106	39,539	104
法人税割	309	143	534	102	1,668	129	3,970	88	8,120	115	12,357	111	18,784	94	12,327	103
固定資産税	156	108	268	111	522	117	1,402	122	2,522	110	3,909	109	5,455	106	7,635	106
土地	119	102	151	102	349	126	1,510	131	2,751	108	4,133	111	5,475	102	8,057	107
家屋	146	110	261	115	486	112	1,091	118	2,140	113	3,450	108	5,058	108	6,934	106
償却資産	196	113	440	113	814	118	1,596	114	2,416	110	3,791	110	6,074	109	8,005	102
交付金	149	107	257	109	614	116	1,302	112	2,396	112	3,513	106	4,575	108	6,381	107
納付金	248	105	380	111	601	108	1,018	112	1,738	111	2,405	102	-	-	-	-
軽自動車税	184	137	613	119	1,168	114	1,348	99	2,117	106	3,420	107	4,315	104	5,165	104
市町村たばこ税	178	111	381	111	805	111	1,239	106	2,091	103	2,869	103	3,307	113	3,480	101
電気税	-	-	-	-	-	-	-	101	-	148	-	105	-	-	-	-
(電気ガス税)	190	121	251	108	455	114	750	99	1,796	148	2,449	105	-	-	-	-
ガス税	-	-	-	-	-	-	-	80	-	153	-	99	-	-	-	-
鉦産税	133	107	140	102	140	95	161	115	261	114	266	98	155	91	127	97
木材引取税	132	108	168	107	169	97	193	102	218	100	140	91	-	-	-	-
特別土地保有税	-	-	-	-	-	-	96	96	60	99	51	94	110	123	112	97
法定外税及び旧法による税	75	91	88	103	192	125	460	103	778	109	1,084	108	1,623	11	65	51
入湯税	181	116	387	113	621	106	2,044	159	3,721	99	3,988	103	5,263	107	5,949	104
事業所税	-	-	-	-	-	-	-	-	173	123	246	105	359	109	383	98
都市計画税	321	112	604	113	2,233	133	6,208	106	14,896	110	22,867	110	29,924	104	41,425	106
水利地益税	89	101	95	98	101	107	83	102	99	107	90	102	62	77	58	100
共同施設税	84	100	137	100	16	100	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
計	169	114	327	111	699	120	1,828	108	3,627	114	5,593	109	7,595	104	8,431	104
地方税	195	122	406	111	983	121	2,138	99	4,166	113	6,112	108	8,768	105	8,827	103

(注) 1 この調は、各年度とも決算額による。

2 指数は、昭和30年度を100として税目ごとに付したものであるが、固定資産税のうち交付金及び昭和60年度までの納付金、都市計画税については昭和31年度分を、軽油引取税及び入湯税については昭和32年度分を、軽自動車税については昭和33年度分を、狩猟者登録税及び入猟税については昭和38年度分を、自動車取得税については、昭和44年度分を、特別土地保有税については昭和49年度分を、事業所税については昭和51年度分を、利子割については平成元年度分を、地方消費税については平成10年度分を、配当割及び株式等譲渡所得割については平成16年度分を、平成16年度からの納付金については平成16年度分を100とした。

なお、道府県民税のうち個人均等割、所得割、法人均等割及び法人税割については、昭和44年度分を100としたが、昭和35年度及び40年度は、個人均等割と所得割を合わせて個人分、法人均等割と法人税割を合わせて法人税分とし、昭和30年度分を100とした数値を掲げた。

また、狩猟税については、昭和38年度分の狩猟者登録税と入猟税の合計値を100とした。

平成12年度			平成14年度			平成15年度			平成16年度			平成17年度			平成18年度			平成19年度			平成20年度			区 分
指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		指 数	前 年 比		
18,995	125	%	14,574	79	%	13,817	95	%	14,345	104	%	15,133	105	%	16,838	111	%	26,228	156	%	26,332	100	%	道府県税
1,460	99		1,450	100		1,444	100		1,457	101		1,667	114		2,018	121		2,163	107		2,361	109		道府県民税
1,187	97		1,155	98		1,107	96		1,078	97		1,116	104		1,238	111		2,299	186		2,448	106		個人均等割
19,548	103		20,274	102		20,574	101		20,956	102		21,316	102		21,557	101		21,933	102		21,781	99		所得割
554	109		472	84		512	108		577	113		658	114		777	118		828	107		733	89		法人均等割
147	334		46	34		30	65		31	103		20	65		18	90		24	133		23	96		法人税割
-	-		-	-		6	皆増		100	1667		180	180		256	142		300	117		128	43		利子割
-	-		-	-		0	皆増		100	皆増		238	238		210	88		197	94		46	23		配当割
5,139	105		4,561	85		4,773	105		5,385	113		6,099	113		6,924	114		7,231	104		6,726	93		株式等譲渡所得割
1,105	97		1,102	98		1,073	97		1,068	100		1,069	100		1,073	100		1,082	101		1,074	99		事業
6,488	106		5,717	84		6,010	105		6,828	114		7,780	114		8,880	114		9,286	105		8,615	93		(個人分)
99	102		95	98		94	99		102	109		100	98		103	103		101	98		97	96		(法人分)
98	101		92	97		91	99		98	108		93	95		92	99		88	96		82	93		地方消費税
103	107		113	100		114	101		132	116		144	109		172	119		179	104		189	106		譲渡割
10,865	98		10,046	97		9,212	92		8,750	95		9,139	104		9,299	102		9,288	100		8,537	92		貨物割
2,934	102		2,819	98		2,895	103		2,945	102		2,867	97		2,925	102		2,895	99		2,743	95		不動産取得税
5,510	93		5,033	94		4,674	93		4,319	92		4,197	97		4,175	99		4,080	98		4,049	99		道府県たばこ税
77	11		3	43		2	67		1	50		0	0		0	0		0	0		0	0		ゴルフ場利用税
22,471	101		22,589	100		22,240	98		21,817	98		22,322	102		21,975	98		21,872	100		21,406	98		特別地方消費税
100	99		93	94		88	95		86	98		86	100		86	100		85	99		84	99		自動車税
511	98		477	97		465	97		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		自動車税
4,024	113		4,079	84		6,543	160		8,487	130		8,832	104		9,204	104		6,775	74		7,172	106		銃区
518	82		439	120		719	164		765	106		762	100		465	61		661	142		816	123		狩猟者登録税
651	100		587	93		627	107		632	101		635	100		641	101		595	93		513	86		法定外税及び旧法による税
20,954	96		19,998	97		19,130	96		19,086	100		18,843	99		18,231	97		17,940	98		15,943	89		道府県固定資産税
415	99		393	98		386	98		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		自動車取得税
-	-		-	-		-	-		404	94		385	98		385	97		340	88		323	95		軽油引取税
10,598	107		9,386	89		9,311	99		9,851	106		10,354	105		11,101	107		12,692	114		12,191	96		入猟税
11,116	98		10,507	95		10,326	98		10,369	100		11,028	106		12,270	111		13,939	114		13,788	99		狩猟計
1,525	99		1,523	100		1,516	100		1,787	118		1,983	111		2,232	113		2,283	102		2,333	102		市町村税
11,892	96		11,582	98		11,074	96		10,692	97		11,127	104		12,172	109		14,282	117		14,578	102		市町村民税
42,973	103		42,216	98		42,678	101		43,344	102		43,998	102		44,226	101		44,950	102		45,111	100		個人均等割
11,495	106		9,638	83		10,382	108		11,641	112		13,246	114		15,676	118		16,788	107		15,081	90		所得割
8,189	97		8,293	100		7,941	96		7,976	100		8,027	101		7,764	97		7,907	102		8,040	102		法人均等割
8,652	99		8,349	97		8,207	98		8,046	98		7,865	98		7,839	100		7,861	100		7,877	100		法人税割
7,465	94		8,090	104		7,481	92		7,798	104		8,103	104		7,461	92		7,741	104		8,019	104		固定資産税
8,431	99		8,211	99		7,992	97		7,756	97		7,676	99		7,773	101		7,868	101		7,969	101		土地
8,191	108		8,271	98		8,426	102		8,468	100		9,194	109		9,243	101		9,037	98		9,061	100		家屋
-	-		-	-		-	-		100	皆増		115	115		105	91		102	97		-	-		償却資産
6,119	105		6,622	104		6,882	104		7,143	104		7,417	104		7,706	104		8,011	104		8,264	103		交付金
4,500	100		4,324	98		4,441	103		4,515	102		4,397	97		4,484	102		4,437	99		4,205	95		納付金
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		軽自動車税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		市町村たばこ税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		電気
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		ガス
90	97		80	92		83	104		82	99		90	110		97	108		109	112		112	103		(電気ガス税)
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		ガ
39	89		24	73		8	33		7	88		4	57		3	75		4	133		4	100		産税
51	90		70	106		125	179		251	201		300	120		276	92		335	121		329	98		木材引取税
6,680	101		7,085	103		7,203	102		6,913	96		6,962	101		7,146	103		7,053	99		6,773	96		特別土地保有税
404	101		405	102		373	92		364	98		371	102		377	102		390	103		403	103		法定外税及び旧法による税
41,854	96		41,441	99		39,353	95		39,255	100		39,156	100		37,529	96		38,157	102		38,900	102		入湯税
49	98		30	70		30	100		30	100		17	58		16	94		15	94		13	87		事業所税
-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		-	-		都市計画税
8,515	98		8,350	98		8,093	97		8,127	100		8,351	103		8,609	103		9,215	107		9,227	100		水利地益税
9,318	101		8,749	94		8,563	98		8,792	103		9,123	104		9,569	105		10,555	110		10,369	98		共同施設
																								計
																								地方税

3 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税が、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

4 平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税が廃止され、狩猟税が創設された。平成16年度における狩猟税の前年度比は、狩猟者登録税と入猟税の合計値との比較である。

5 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
均等割		26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人
所得割		13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、平成21年度において
 2 表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条例で
 3 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の非課
 割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18年度

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
第一事業種	所得税課税者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人
	所得税失格者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486
第二事業種	所得税課税者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人
	所得税失格者	1,656	1,926	1,815	28	7	9
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692
第三事業種	所得税課税者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人
	所得税失格者	22,817	38,661	43,664	263	200	575
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125
総計		1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による個人事業税の納税義務者数である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
普通法人人口	分割法人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人
	県内法人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714
特別法人	公益法人等	19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人
	人格なき社団等	1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764
	清算法人	407	974	1,407	2,506	2,665	3,887
	特定信託	1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884
課税収入法人額	分割法人	93人	103人	113人	115人	119人	118人
	県内法人	91	140	154	209	243	264
	計	184	243	267	324	362	382
総計		499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。
 2 6カ月事業年度の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60
法人均等割		616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人
法人税割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708
固定資産税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、平成21年度においては速報値である。

平成2年度	7	12	16	17	18	19	20	21
41,047,866 人	45,441,915 人	46,570,162 人	46,122,853 人	55,400,971 人	59,191,562 人	59,846,597 人	60,381,477 人	60,456,096 人
45,691,945	51,050,417	51,634,930	49,956,768	51,361,677	55,037,980	55,627,624	56,094,654	56,108,704

は速報値である。

定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。

税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度以前と同様、所得

までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

平成2年度	7	12	16	17	18	19	20
1,464,048 人	1,319,743 人	1,030,237 人	918,039 人	909,915 人	891,468 人	874,348 人	854,812 人
13,187	11,115	32,695	28,712	21,033	18,788	19,313	21,478
1,477,235	1,330,858	1,062,932	946,751	930,948	910,256	893,661	876,290
2,119 人	1,601 人	1,355 人	882 人	1,021 人	1,062 人	1,031 人	1,076 人
26	59	81	27	34	30	15	17
2,145	1,660	1,436	909	1,055	1,092	1,046	1,093
227,493 人	218,623 人	194,654 人	181,805 人	181,613 人	179,029 人	179,366 人	180,536 人
2,377	2,429	6,450	5,795	4,406	4,713	4,814	5,128
229,870	221,052	201,104	187,600	186,019	183,742	184,180	185,664
1,709,250	1,553,570	1,265,472	1,135,260	1,118,022	1,095,090	1,078,887	1,063,047

平成2年度	7	12	16	17	18	19	20
102,099 人	114,527 人	122,128 人	126,137 人	126,662 人	128,503 人	129,904 人	130,603 人
2,002,180	2,298,605	2,354,731	2,368,176	2,381,754	2,402,347	2,413,968	2,404,461
2,104,279	2,413,132	2,476,859	2,494,313	2,508,416	2,530,850	2,543,872	2,535,064
69,397 人	77,022 人	87,289 人	88,596 人	89,462 人	91,134 人	96,378 人	93,528 人
24,730	28,114	31,792	39,209	43,080	45,696	48,134	48,933
4,384	5,565	7,158	11,756	12,151	12,406	12,999	13,074
11,553	18,003	30,692	33,253	34,111	35,718	36,282	38,106
			402	416	1,107		
116 人	116 人	149 人	149 人	143 人	153 人	159 人	173 人
282	269	950	1,333	1,221	1,208	1,317	1,550
398	385	1,099	1,482	1,364	1,361	1,476	1,723
2,214,741	2,542,221	2,634,889	2,669,011	2,689,000	2,718,272	2,739,141	2,730,428

平成2年度	7	12	16	17	18	19	20	21
2,810,888 人	3,339,390 人	3,563,841 人	3,621,529 人	3,670,576 人	3,687,871 人	3,714,524 人	3,760,852 人	3,689,024 人
2,737,275	3,238,327	3,412,841	3,479,444	3,508,610	3,531,117	3,562,851	3,590,826	3,608,381
38,154,255	39,469,959	43,096,333	45,384,493	45,551,292	45,691,272	46,163,101	46,794,056	47,266,179

13 平成 21 年度における市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,798	2	1,800	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(平成 21 年 4 月 1 日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに 1 団体として計上している。

(注) 3 平成 21 年 4 月 1 日現在の所得割超過税率採用団体
夕張市 6.5% (平成 19 年度から) 豊岡市 6.1% (平成 21 年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000 円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	—	1,797	3	1,800	—
構 成 比	—	100.0%	—	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1、2 に同じ。

(注) 2 平成 21 年 4 月 1 日現在の均等割超過税率採用団体

夕張市 3,500 円 (平成 19 年度から) 横浜市 3,900 円 (平成 21 年度から) 宮崎市 3,500 円 (平成 21 年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (12.3%)	超 過 税 率					合 計	ほか不均一 課税団体
		12.6% ~13.1%	13.2% ~13.9%	14.0% ~14.6%	14.7%	小計		
人口 50 万以上の市	2	—	—	—	4	4	6	21
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	97	1	8	9	215	233	330	181
人口 5 万未満の市	73	5	6	7	134	152	225	20
町 村	581	15	24	28	314	381	962	32
合 計	753	21	38	44	667	770	1,523	254
構 成 比	50.5%	1.4%	2.7%	2.8%	42.7%	49.5%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第 312 条第 1 項第 1 号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			50,100 円~ 54,900 円	55,000 円~ 57,900 円	58,000 円~ 59,900 円	60,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	377	—	1	—	121	122	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,377	1	4	1	381	387	1,764	13
構 成 比	—	78.1%	0.1%	0.2%	0.1%	21.6%	21.9%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注) 1 に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているので東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (120,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			120,100円～ 131,900円	132,000円～ 138,900円	139,000円～ 143,900円	144,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	4	5	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	2	—	127	129	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,370	1	5	1	387	394	1,764	13
構 成 比	—	77.7%	0.1%	0.3%	0.1%	21.9%	22.3%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (130,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			130,100円～ 142,900円	143,000円～ 149,900円	150,000円～ 155,900円	156,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	370	—	1	—	128	129	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,369	1	4	1	389	395	1,764	13
構 成 比	—	77.6%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.4%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (150,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			150,100円～ 164,900円	165,000円～ 173,900円	174,000円～ 179,900円	180,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	369	—	1	—	129	130	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,368	1	4	1	390	396	1,764	13
構 成 比	—	77.6%	0.1%	0.2%	0.1%	22.1%	22.4%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標 準 税 率 (160,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			160,100円～ 175,900円	176,000円～ 184,900円	185,000円～ 191,900円	192,000円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率					合 計	ほか不 均一課 税団体
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円	小 計		
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	5	6	26	1
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	367	—	1	—	131	132	499	12
人口 5 万未満の市	—	177	—	1	—	67	68	245	—
町 村	—	802	—	2	1	189	192	994	—
合 計	—	1,366	1	4	1	392	398	1,764	13
構 成 比	—	77.4%	0.1%	0.2%	0.1%	22.2%	22.6%	100.0%	—

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率			超過課税			計		不均一 課税団体
	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	税率	市町村数	比率	市町村数	比率	
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	29	100.0	—	—	—	29	100.0	13
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	468	91.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	41	8.1	509	100.0	129
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	—	—			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	41	8.1			
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	196	79.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	47	19.1	246	100.0	62
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	50	20.3			
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	921	92.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	55	5.5	994	100.0	94
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	18	1.8			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	73	7.3			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,614	90.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	143	8.0	1,778	100.0	298
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	21	1.2			
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—			
							小計	164	9.2			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度 決算		昭和49年度 決算		昭和50年度 決算		昭和51年度 決算		昭和52年度 決算		昭和53年度 決算		昭和54年度 決算		昭和55年度 決算		昭和56年度 決算		昭和57年度 決算	
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税	1	-	20	4,616	42	37,900	44	53,841	44	56,575	44	68,294	44	79,876	45	89,712	45	93,873		
法人税割	1	11,335	2	38,453	4	53,670	5	71,994	5	88,504	6	107,545	7	129,712	7	141,934	7	148,568		
事業税																				
法人自動車税			1	796	1	1,109	1	1,003	1	1,274	1	1,311	1	1,180	1	1,051	1	928		
合計	-	11,335	-	43,865	-	92,679	-	126,838	-	146,353	-	177,150	-	210,768	-	232,697	-	243,369		

税目	昭和58年度 決算		昭和59年度 決算		昭和60年度 決算		昭和61年度 決算		昭和62年度 決算		昭和63年度 決算		平成元年度 決算		平成2年度 決算		平成3年度 決算		平成4年度 決算	
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税	45	95,294	46	111,826	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428	45	121,606	45	100,328
法人税割	7	148,499	7	168,770	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968	7	172,714	7	142,982
事業税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
法人自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計	-	243,793	-	280,596	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396	-	294,320	-	243,310

税目	平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		平成13年度 決算		平成14年度 決算	
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1,117	1	4,776
法人均等割																				
法人税割	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	46	92,688	46	76,537
事業税	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	7	94,314	7	77,492
法人自動車税	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-
合計	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	-	188,119	-	158,805

税目	平成15年度 決算		平成16年度 決算		平成17年度 決算		平成18年度 決算		平成19年度 決算		平成20年度 決算		平成21年度 決算見込	
	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額	団 体 数	超 過 課 税 額
道府県民税	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,337
個人均等割	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,650
所得割	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,699
法人均等割	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	72,581
法人税割	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	81,928
法人自動車税	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	3
合計	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	183,198

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13~15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

(単位 百万円)

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算見込
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	173,510
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	22	20	19	20	-	-	-	2	2	1,520
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	71
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	18,229
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	153,690
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	37,076
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	12,282
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	15,384
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	9,410
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	443	457	468	483	501	528	497	509	564	580
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	11	13	5	9	9	9	9	9	7	7
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	22	24	26	25	21	24	23	23	24	23
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	211,196

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

(単位 百万円)

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算見込
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,307	394,394

15 平成 21 年度法定外税の実施状況

(1) 道府県法定外普通税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
沖 縄 県	石油価格 調整税	揮発油の販売	揮発油に係る 数量から条例 で定める欠減 数量を控除し た数量	揮発油の精製業 者又は輸入業者 その他これらに 類する者のうち 県内に事務所を 設けて揮発油の 販売を業とする もので知事が指 定するもの (元売業者)	申告納付	1,500円/k1	S47.6.1施行 (H19.4.1) 9 5 8
福 井 県	核燃料税	発電用原子炉 への核燃料の 挿入	発電用原子炉 に挿入した核 燃料の価額 (福島県につ いては価額及 び重量)	発電用原子炉の 設置者	申告納付	100分の12	S51.11.10施行 (H18.11.10) 5, 4 2 3
福 島 県						従価割:100分の10 重量割:8,000円/kg	S52.11.10施行 (H19.12.31) 3, 5 9 4
愛 媛 県						100分の13	S54.1.16施行 (H21.1.16) 8 2 3
佐 賀 県						100分の13	S54.4.1施行 (H21.4.1) 2, 0 1 2
島 根 県						100分の10 (平成17年度及び 平成18年度は10 0分の12)	S55.4.1施行 (H17.4.1) 2 1 8
静 岡 県						100分の10	S55.4.1施行 (H17.4.1) 6 8 9
鹿 児 島 県						100分の12	S58.6.1施行 (H20.6.1) 5 8 5
宮 城 県						100分の12	S58.6.21施行 (H20.6.21) 2 8 3
新 潟 県						100分の14.5	S59.11.15施行 (H21.11.15) 0
北 海 道						100分の12	S63.9.1施行 (H20.9.1) 6 4 5
石 川 県	100分の12	H4.10.8施行 (H19.10.8) 0					

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
茨城県	核燃料等 取扱税	①原子炉への 核燃料の挿 入 ②使用済燃料 の受入れ ③高放射性廃 液の保管 ④ガラス固化 体の保管 ⑤放射性廃棄 物の発生 ⑥放射性廃棄 物の保管	①原子炉に挿 入した核燃 料の価額 ②使用済燃料 の原子核分 裂前のウラ ンの重量 ③高放射性廃 液の数量 ④ガラス固化 体の容器の 数量 ⑤放射性廃棄 物の容器の 容量 ⑥放射性廃棄 物の容器の 容量	①原子炉設置者 ②再処理事業者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤原子力事業者 ⑥原子力事業者	申告納付	①核燃料価額の 100分の13 ② 46,000円/kg ③1,219,000円/m ³ ④1,219,000円/本 ⑤ 81,100円/・ ⑥ 3,900円/・	S53.10.18施行 (H21.4.1) 1,371
青森県	核燃料物質 等取扱税	①ウランの濃 縮 ②原子炉への 核燃料の挿 入 ③使用済燃料 の受入れ ④使用済燃料 の貯蔵 ⑤廃棄物の埋 設 ⑥廃棄物の管 理	①製品ウラン の重量 ②原子炉に挿 入した核燃 料の価額 ③受け入れた 使用済燃料 に係る原子 核分裂をさ せる前のウ ランの重量 ④使用済燃料 の貯蔵に係 る原子核分 裂をさせる 前のウラン の重量 ⑤廃棄物埋設 に係る廃棄 体に係る容 器の容量 ⑥ガラス固化 体の容器の 数量	①加工事業者 ②原子炉設置者 ③再処理事業者 ④再処理事業者 ⑤廃棄物埋設事 業者 ⑥廃棄物管理事 業者	申告納付	① 16,500円/kg ②核燃料価額の 100分の10 (当面の間100分 の12) ③ 19,400円/kg ④ 8,300円/kg ⑤ 23,700円/・ ⑥728,700円/本	H3.9.28施行 (H18.9.28) 11,282
神奈川県	臨時特例企 業税	法人の事業活 動	所得の計算上 繰越欠損金と 相殺される当 期利益の金額	資本金額又は出 資金額が5億円 以上の法人で、 当期利益が発生 しているもの	申告納付	2%	H13.8.1施行 4,994

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

○ 神奈川県臨時特例企業税は、平成21年3月31日をもって失効しているが、同日以前に終了する事業年度分の臨時特例企業税については、同日後も効力を有しているため、記載した。

(2) 市町村法定外普通税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
京都府 城陽市	山砂利採取 税	山砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	1 m ² 40円	S43.12.1施行 (H18.6.1) 1 7
神奈川県 中井町	砂利採取税	砂利の採取				洗浄した 砂利 1 m ² 30円 その他 1 m ² 15円	S47.6.1施行 (H19.6.1) 9
神奈川県 山北町		岩石及び砂利 の採取				岩石 1 m ² 10円 砂利 1 m ² 15円	S57.4.1施行 (H19.4.1) 8
静岡県 熱海市	別荘等所有 税	別荘等の所有	別荘等の延面 積	所有者	普通徴収	1 m ² 年 650円	S51.4.1施行 (H18.4.1) 5 6 1
福岡県 太宰府市	歴史と文化 の環境税	有料駐車場に 駐車する行為	有料駐車場に 駐車する台数	有料駐車場利用 者	特別徴収	二輪車（自転車を 除く）…50円 乗車定員10人以下 の自動車…100円 乗車定員10人超29 人以下の自動車 …300円 乗車定員29人超の 自動車…500円	H15.5.23施行 6 6
鹿児島県 薩摩川内市	使用済核燃 料税	使用済核燃料 の貯蔵	貯蔵されてい る使用済核燃 料（使用済核 燃料集合体） の数量（1 発 電用原子炉に つき157体を超 える分）	発電用原子炉の 設置者	申告納付	250,000円/体	H15.11.1施行 (H21.1.5) 2 9 3
東京都 豊島区	狭小住戸集 合住宅税	豊島区内にお ける狭小住戸 （専用面積30 m ² 未満の住戸 ）を有する集 合住宅の建築 等	区内に新たに 生ずる集合住 宅の狭小住戸 の戸数	建築主	申告納付	1 戸につき50万円	H16.6.1施行 3 5 4

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)	
三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/ト ※年間搬入量 1000ト未満は免税	H14.4.1施行 164	
滋賀県						1,000円/ト ※年間搬入量 500ト未満は免税	H16.1.1施行 72	
岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/ト	H15.4.1施行 621	
広島県	産業廃棄物埋立税					最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	H15.4.1施行 (H20.4.1) 766
鳥取県	産業廃棄物処分場税					最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税		H15.4.1施行 (H20.4.1) 6
青森県	産業廃棄物税					最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	H16.1.1施行 183
岩手県						最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者		H16.1.1施行 67
秋田県								1,000円/ト (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/ト)

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)		
奈 良 県	産業廃棄物 税	最終処分場へ の産業廃棄物 の搬入	最終処分場へ 搬入される産 業廃棄物の重 量	最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 176		
山 口 県							最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者 ※自社処分は原 則課税免除	特別徴収 ※他者か ら搬入され た産業廃 棄物を自 社の処分 場におい て処理す る場合は 申告納付	H16.4.1施行 265
新 潟 県							最終処分場に搬 入される産業廃 棄物の排出事業 者及び中間処理 業者	特別徴収 ※自社処 分は申告 納付	H16.4.1施行 171
京 都 府									H17.4.1施行 68
宮 城 県									H17.4.1施行 346
島 根 県	産業廃棄物 減量税				1,000円/トン ※導入初年度333円 /トン、2年度目666 円/トン	H17.4.1施行 442			
熊 本 県	産業廃棄物 税					1,000円/トン	H17.4.1施行 162		
福 島 県							1,000円/トン ※自社処分の場 合は1/2、 年間搬入量10,000 トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 604	
愛 知 県							1,000円/トン (自社処分の場 合は500円/トン)	H18.4.1施行 644	
沖 縄 県							1,000円/トン	H18.4.1施行 80	
北 海 道							循環資源利 用促進税	1,000円/トン (平成18年度及び平 成19年度においては 、暫定税率を適用)	H18.10.1施行 748
山 形 県	産業廃棄物 税				1,000円/トン	H18.10.1施行 187			
愛 媛 県	資源循環促 進税				1,000円/トン (自社処分の場 合は500円/トン) (平成19～21年度に おいては、暫定税率 を適用)	H19.4.1施行 149			

団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設及び最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設： 800円/トン 最終処分場： 1,000円/トン	H17.4.1施行 364
佐賀県							H17.4.1施行 103
長崎県							H17.4.1施行 121
大分県							H17.4.1施行 285
鹿児島県							H17.4.1施行 90
宮崎県							H17.4.1施行 279
東京都	宿泊税	ホテル又は旅館への宿泊	ホテル又は旅館への宿泊数	ホテル又は旅館の宿泊者	特別徴収	1人1泊について 宿泊料金が 10千円以上15千円未満： 100円 15千円以上： 200円	H14.10.1施行 1,316
岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車を運転して自ら入り込む行為、又は他人を入り込ませる行為	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車を運転する者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外 3,000円/回 ・一般乗合用バス 2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車 1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車 300円/回	H15.4.1施行 22

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設（更新）の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

平成 22 年 1 月現在

団体名	税 目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税 率	施行年月日 (直近の更新) 20年度決算額 (百万円)
山梨県 富士河口湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1 人 1 日 200円	H13. 7. 1 施行 1 1
福岡県 北九州市	環境未来税	最終処分場において行われる産業廃棄物の埋立処分	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の重量	最終処分場において埋立処分される産業廃棄物の最終処分業者及び自家処分業者	申告納付	1, 000円/トン ※条例施行後 3 年間は500円/トン	H15. 10. 1施行 1, 1 7 4
新潟県 柏崎市	使用済核燃料税	使用済核燃料の保管	保管する使用済核燃料の重量 (使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15. 9. 30施行 5 5 8
沖縄県 伊是名村	環境協力税	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する行為	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等により伊是名村へ入域する者	特別徴収	1 回の入域につき100円 (障害者、高校生以下は課税免除)	H17. 4. 25施行 4
沖縄県 伊平屋村		旅客船等により伊平屋村へ入域する行為	旅客船等により伊平屋村へ入域する回数	旅客船等により伊平屋村へ入域する者			H20. 7. 1施行 2

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設 (更新) の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 遊漁税を課税していた 3 町村 (河口湖町、勝山村及び足和田村) が平成 15 年 11 月 15 日に合併。

16 平成20年度における政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合

(単位 百万円、%)

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	773,709	282,150	36.5	100,905	13.0	146,176	18.9	49,893	6.4	194,585	25.1
仙台	411,023	180,961	44.0	25,278	6.1	52,975	12.9	47,981	11.7	103,827	25.3
さいたま	424,743	221,502	52.1	2,992	0.7	72,703	17.1	32,974	7.8	94,573	22.3
千葉	326,018	178,214	54.7	564	0.2	41,088	12.6	41,608	12.8	64,545	19.8
横浜	1,436,351	729,457	50.8	1,103	0.1	249,466	17.4	129,931	9.0	326,395	22.7
川崎	584,467	293,779	50.3	467	0.1	80,193	13.7	67,715	11.6	142,312	24.3
新潟	331,350	121,384	36.6	46,599	14.1	47,264	14.3	43,443	13.1	72,660	21.9
静岡	287,023	130,003	45.3	10,945	3.8	46,369	16.2	45,565	15.9	54,141	18.9
浜松	285,388	136,913	48.0	18,715	6.6	44,753	15.7	23,854	8.4	61,153	21.4
名古屋	972,059	516,306	53.1	575	0.1	122,321	12.6	105,331	10.8	227,526	23.4
京都	735,853	266,407	36.2	66,217	9.0	111,738	15.2	81,593	11.1	209,897	28.5
大阪	1,555,121	670,787	43.1	16,903	1.1	297,056	19.1	145,075	9.3	425,300	27.3
堺	298,571	132,441	44.4	24,601	8.2	63,998	21.4	24,402	8.2	53,130	17.8
神戸	737,731	277,912	37.7	82,522	11.2	130,648	17.7	48,255	6.5	198,394	26.9
広島	544,617	212,605	39.0	45,190	8.3	102,273	18.8	58,821	10.8	125,729	23.1
北九州	500,170	167,491	33.5	59,591	11.9	77,580	15.5	47,906	9.6	147,602	29.5
福岡	682,111	272,646	40.0	40,053	5.9	102,908	15.1	61,854	9.1	204,651	30.0
計	10,886,304	4,790,959	44.0	543,218	5.0	1,789,509	16.4	1,056,198	9.7	2,706,420	24.9

- (注) 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 年 均等割 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税標 準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年 度から適用するこ ととされたが、同 年度において再び 法改正が行われ、 実施されなかつ た。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、鉦区税、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者が ない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者が ない場合 1人目 11万円
分離課税に係る所得 割は当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡所 得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45, 46, 47 年度 1.3% (ロ) 48, 49 年度 1.6% (ハ) 50, 51 年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のい ずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計 算した場合の課 税短期譲渡所得 金額に対する税 額の110%相当 額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者が不在場 合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者が不在場 合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者が不在場 合 14万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者が不在場 合 19万円	
税率			所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率 (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業 所得等の金額に対する税額の110%相当 額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域農 地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50,51年度 1.6% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)		均等割 標準税率 年額 300円

(注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

(注) 2 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度	58	59
項目		
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設)配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.3% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 52万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡 に係る分は従前の税率適用）

は昭和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者 である特定扶養親 族 1人 60万円	扶養親族 1人 30万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円 特定扶養親族 1人 35万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置 として平成4年1月1日から平成5年3 月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 (一定の居住用財産に係る買換え(交換) の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円 を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000万円を控除した金額の1.6%に相 当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税制 度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄は、平成3年度改正によるものである。
 2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
 4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 4%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ㊷ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 ㊹ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得 ㊷又は㊸のいずれか多い金額 ㊷ 3% ㊸ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

5 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その 15%相当額 (15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除した。

6 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度 (平成 6 年 12 月) 改正によるものである。

7 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち (3) (イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) 特例不適用(～平成13年度)</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止</p>

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成16年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成16年度) 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 (平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分) 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成16年度) (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額

5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。

6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。

7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 (平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ) について、税率 1%の特例を創設 (～平成 20 年度)</p> <p>(ロ) について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p> <p>(創設(平成 16 年 1 月～))</p> <p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5%</p> <p>(平成 16 年 1 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間に支払いを受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 16 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日までの間に支払いを受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額(7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。)を控除する(平成 17 年度改正による。)。平成 19 年度分以降については定率減税を廃止する(平成 18 年度改正による。)
- 4 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
- 5 平成 20 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである(※は平成 20 年度改正による)。

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 96 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した 金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 2%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額 の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当等に係る税率 5%</p> <p>(平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間に支払いを受 ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>※ 3%軽減税率は、平成 20 年 12 月 31 日をもって廃止。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の 株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p> <p>(平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日までの間に支払いを受 ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡による所得に係る税率 3%)</p>

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 21 年 1 月 1 日から平成 22 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度)</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.2%</p>

- (注) 1 平成 21 年度欄において、所得割については平成 19 年度改正、それ以外については平成 20 年度改正によるものである。
2 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
3 平成 23 年度欄については、平成 21 年度改正によるものである。
4 平成 24 年度欄については、平成 22 年度改正案によるものである。

23	24 (改正案による)
	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組
	扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組
<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 23 年 1 月 1 日から平成 23 年 12 月 31 日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当に係る税率 5%</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5%</p>

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42	45
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属 する事業年度から 適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 資本の金額又は出 資金額が 1,000 万 円を超える法人 年 1,000 円 上記法人以外の法 人等 年 600 円	法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%

年度 項目	昭和 53 年度	56
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円 以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円 以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円 以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額・資本の金額又は出資金額と資本積立金との合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%

49	51	52
法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が1千万円以下の法人等 年額 2,000円

58	59	平成6年度
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 300,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 200,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 40,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	20
税 率	均等割 資本等の金額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円	
税率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち 助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び 第 3 種事業 6% 第 3 種事業のうち 助産婦業等 4%			第 1 種事業 課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%
事業専従者 控除等				特別所得税が 事業税の第 3 種事業とされ た。			

年度 項目	昭和 43 年度	44	45	46	47	48	49	50
事業主控除等			事業主控除 年 320,000 円	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円
税率								制限税率が設けら れた。 (標準税率の 1.1 倍)
事業専従者 控除等	事業専従者控 除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控 除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円			事業専従者控 除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控 除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、 本則は 年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、 本則は 年 300,000 円)

33	34	37	39	40	41	42
	基礎控除 年 200,000円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000円	事業主控除 年 240,000円	事業主控除 年 250,000円	事業主控除 年 270,000円
		第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%				
事業専従者控除 (青色) 年 80,000円		事業専従者控除 (白色) 年 50,000円 (青色の年80,000 円についても法律 に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000円 (白色) 年 60,000円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000円 (白色) 年 80,000円

51	52	60	63	平成2年度	5	8	11
事業主控除 年 2,000,000円	事業主控除 年 2,200,000円	事業主控除 年 2,400,000円			事業主控除 年 2,700,000円		事業主控除 年 2,900,000円
事業専従者控除 (白色) 年 400,000円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 600,000円 その他の事業専 従者 年 450,000円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 800,000円 その他の事業専 従者 年 470,000円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である事 業専従者 年 860,000円 その他の事業専 従者 年 500,000円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。

(注) 2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	<p>普通法人 12%</p> <p>特別法人 8%</p> <p>収入金額 課税法人 1.6%</p>		<p>普通法人 年 50 万円以下 10%</p> <p>年 50 万円超及び 清算所得 12%</p> <p>収入金額課税法人 1.5%</p>	<p>普通法人 3 以上 の道府県 に事務所 等を有す る法人で 資本金等 500 万円 以上の法 人の所得 及び清算 所得 12%</p>	<p>普通法人 年 50 万円以下 8%</p> <p>年 100 万円以下 10%</p> <p>年 100 万円超 及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3 以上 の道府県に事務所 等を有する法人で 資本金等 500 万円 以上の法人の所得 12%</p>	<p>普通法人 年 50 万円以下 7%</p> <p>年 100 万円以下 8%</p> <p>年 200 万円以下 10%</p> <p>年 200 万円超 及び清算所得 12%</p> <p>ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 50 万円以下 7%</p> <p>年 50 万円超 及び清算所得 8%</p> <p>ただし、3 以上 の道府県に事務 所等を有する法 人で資本金等 500 万円以上の法人 の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 100 万円以下 6%</p> <p>年 200 万円以下 9%</p> <p>年 200 万円超及び 清算所得 12%</p> <p>ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 100 万円以下 6%</p> <p>年 100 万円超及び 清算所得 8%</p> <p>ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p>
そ の 他		申告納付 制度が採 用され た。	生命保険事業が収 入金額課税とさ れ、運送業（地方 鉄軌道事業を除 く。）が所得課税 とされた。	損害保険 事業が収 入金額課 税とされ た。	地方鉄軌道事業が 所得課税とされ た。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人 年 150 万円以下 6% 年 300 万円以下 9% 年 300 万円超及び 清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 150 万円以下 6% 年 150 万円超及び 清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p>	<p>普通法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 700 万円以下 9% 年 700 万円超 及び清算所得 12% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 12%</p> <p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有す る法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間 に終了する法人につい ては次による。</p> <p>普通法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 600 万円以下 9% 年 600 万円超 及び清算所得 12% 特別法人 年 300 万円以下 6% 年 300 万円超 及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率 が設けら れた。 標準 税率 の 1.1 倍</p>	<p>特別法人 年 350 万円以下 6% 年 350 万円超 及び清算所得 8% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 8% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 800 万円以下 8.4% 年 800 万円超 及び清算所得 11% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 11%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5.6% 年 400 万円超 及び清算所得 7.5% ただし、3 以上の 道府県に事務所等を 有する法人で資本金 等 1,000 万円以上の 法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 800 万円以下 7.3% 年 800 万円超 及び清算所得 9.6% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 9.6%</p> <p>特別法人 年 400 万円以下 5% 年 400 万円超 及び清算所得 6.6% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% ただし、3 以上の道 府県に事務所等を有 する法人で資本金等 1,000 万円以上の法人 の所得 6.6% ただし、一定の 協同組合等につい ては 年 10 億円超 7.9% 収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な 減税として法附則 40 ⑩に定められている ものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは 異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度	16	
項目		
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 3.8%</p> <p>年400万円超 5.5%</p> <p>800万円以下 7.2%</p> <p>年800万円超 及び清算所得</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 7.2%</p>	<p>所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下 の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超 7.3%</p> <p>800万円以下 9.6%</p> <p>年800万円超 及び清算所得</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年400万円以下 5%</p> <p>年400万円超 6.6%</p> <p>及び清算所得</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等につい ては年10億円超 7.9%〕</p> <p>ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で資 本金等1,000万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>〔ただし、一定の協同組合等につい ては年10億円超 7.9%〕</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>
	<p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則40⑩に定められているものであり、本則(法72の24の7)の税率とは異なる。 制限税率が引き上げられた。〔標準税率の1.2倍〕</p>	
そ の 他		

(注) 1 平成16年度欄については、平成15年3月改正によるものである。

(注) 2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成18年度改正により平成19年4月1日から本則の税率となったものである。

右に掲げる法人以外の法人 (資本金等1億円超の法人)		所得課税法人(特別法人を除く。)のうち資本金等1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
付加価値割	0.48%	所得割	
資本割	0.2%	年400万円以下	2.7%
所得割		年400万円超	
年400万円以下	1.5%	800万円以下	4.0%
年400万円超		年800万円超	
800万円以下	2.2%	及び清算所得	5.3%
年800万円超		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
及び清算所得	2.9%	資本金等1,000万円以上の法人の所得	5.3%
ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で		特別法人	
資本金等1,000万円以上の法人の所得	2.9%	所得割	
		年400万円以下	2.7%
		年400万円超	
		及び清算所得	3.6%
		〔ただし、一定の協同組合等について〕	
		ては年10億円超 4.3%	
		ただし、3以上の道府県に事務所等を有する法人で	
		資本金等1,000万円以上の法人の所得	3.6%
		〔ただし、一定の協同組合等について〕	
		ては年10億円超 4.3%	
		収入金額課税法人	
		収入割	0.7%

※平成20年10月1日以後に開始する事業年度に適用

法人事業税の分割基準

年度	昭和 26 年度	29	37	42	45
区分					
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数		各月の延従業者の数を 期末現在の従業者の数 とした。	資本金が 1 億円以上の 法人の本社管理部門の 従業者数については 1/2
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等					
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の本社管理部門の従業 者数については 1/2		
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数			
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額			
電気供給業					

年度	昭和 47 年度	57	平成元年	17
区分				
銀行業 保険業 (証券業)			証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 ※本社管理部門の従業 者数 1/2 措置は廃止
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等				
製造業			資本金 1 億円以上の法 人の工場の従業者数につ いては 1.5 倍	本社管理部門の従業者 数 1/2 措置は廃止
鉄道業 軌道業				
ガス供給業 倉庫業				
電気供給業	1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額	3/4 を発電所の固定資 産の価額 他の 1/4 を固定資産の 価額		

(注) 電気供給業については経過措置あり。

3. 地方消費税

① 譲渡割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

② 貨物割

年度	平成9年度
項目	
税率等	(創設) 一定税率 消費税の100分の25 国が消費税と併せて賦課徴収 4月1日施行

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
2 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付。

4. 不動産取得税

年度	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
項目							
税率等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につ いては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭 和61年6月30日までの間に 行われた一定の住宅用土地の 取得については税額から4分 の1に相当する額を減額する こととされた。	住宅及び住 宅用土地に 係る税率等 の特例措置 について、 平成元年6 月30日ま で3年間延 長された。

年度	平成12年度	13	15	18
項目				
税率等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日 から平成14年12 月31日までに行 われた場合におい ては課税標準を価 格の2分の1とす る特例措置が講じ られた。	住宅及び住宅用地 に係る税率等の特 例措置について平 成16年6月30日 まで3年間延長さ れた。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日ま で行われた場合においては課税標準を価格 の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合には課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>

5. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115 分の 5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和 60 年 4 月 1 日以降の売渡 し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000 本につき 200 円 ただし、昭和 61 年 5 月か ら昭和 62 年 3 月までの間に 行われた売渡し等分につい ては、特例措置として、1,000 本につき 160 円を加算。

年度 項目	平成 15 年度	18	22 (改正案による)
税 率 等	平成 15 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 969 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 461 円	平成 18 年 7 月 1 日以降の売 渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,074 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 511 円	平成 22 年 10 月 1 日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000 本につき 1,504 円 旧 3 級品の紙巻たばこ 1,000 本につき 716 円

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。
2 昭和 62 年度欄のうち、上段については昭和 62 年法律第 15 号による改正、下段については昭和 62 年法律第 94 号による改正に係るものである。

6. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前の 2 分の 1 に引 き下げられ た。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設 の利用に対し娯楽施 設利用税を課するこ ととされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の運動 競技の施設利用 10% (2) 外形課税 (月額) 税率 ばちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場に対 し定額課税が 採用された。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の定額 課税の税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課税 の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町村 に対して 6 分の 1 を交 付

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

46	47	48	52	58	平成元年度
ゴルフ場所在市町村に対して3分の1を交付	ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 （標準税率の1.5倍）	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税（月額）税率 ぱちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付

7. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用（非課税制度 が免税点制度に改められた。）

年度 項目	昭和46年度	48	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控 除) 1,000円	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館におけ る基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館におけ る基礎控除) 2,000円

32	36	37	41	44
芸者の花代及びカフェー・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下	名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

8. 自動車税

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37	
税率等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車 が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円	
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			3.048メートル超 60,000円	1リットル超 1.5リットル以下 14,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル以下 15,000円	1.5リットル超 16,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			トラック 自家用 揮発油 15,000円	3.048メートル超 30,000円	営業用 1リットル以下 6,000円
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			その他 23,000円	トラック 15,000円	1リットル超 1.5リットル以下 7,000円
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			営業用 揮発油 14,000円	バス 観光用 30,000円	1.5リットル超 8,000円
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 21,000円	その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			バス 観光用 揮発油 30,000円	小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			その他 45,000円	営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 21,000円			その他 揮発油 14,000円	三輪車 3,800円	
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円			その他 21,000円		
			営業用 8,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円		
			三輪車 自家用 4,300円			営業用 8,000円		
			営業用 3,300円			三輪車 自家用 4,300円		
			二輪車 2,500円			営業用 3,300円		
			軽自動車 1,500円			二輪車 2,500円		
						軽自動車 1,500円		

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル 以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル 以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超 1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超 1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超 1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超 50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,000円 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられ た。(標準税率の1.2 倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超 6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超 6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超 1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のも の 乗車定員40人 超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超 6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超 6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超 1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50 人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車 定員30人超40人 以下 14,500円 一般乗合用以外のも の 車定員40人 超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超 1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 2リットル以下 39,500円 2リットル超 2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超 3リットル以下 51,000円 3リットル超 3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超 4リットル以下 66,500円 4リットル超 4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超 6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リッ トル以下 8,500円 1.5リットル超2リッ トル以下 9,500円 2リットル超2.5リッ トル以下 13,800円 2.5リットル超3リッ トル以下 15,700円 3リットル超3.5リッ トル以下 17,900円 3.5リットル超4リッ トル以下 20,500円 4リットル超4.5リッ トル以下 23,600円 4.5リットル超6リッ トル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック (三輪の小型自動車を除く。)	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用 (けん引自動車及び被けん引自動車を除く。)		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと		に 3,800 円を加算した額
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごと	に 5,100 円を加算した額		
※トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分を応じた額を			
加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス (三輪の小型自動車を除く。)			
営業用			
一般乗合用	自家用		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 33,000 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 41,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 49,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 57,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 65,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 74,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 83,000 円		
一般乗合用以外			
30 人以下 26,500 円			
30 人超 40 人以下 32,000 円			
40 人超 50 人以下 38,000 円			
50 人超 60 人以下 44,000 円			
60 人超 70 人以下 50,500 円			
70 人超 80 人以下 57,000 円			
80 人超 64,000 円			

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16
税率等	軽 減 { 平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ☆☆かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ☆かつ燃費基準達成 " 13%軽減	軽 減 { 平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ燃費基準達成 } 標準税率より概ね 50%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 17 年度	19
税率等	軽 減 { 平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準+5%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準達成 " 25%軽減 ★★★かつ燃費基準+5%以上達成 }	軽 減 { 平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ燃費基準+20%以上達成 } 標準税率より概ね 50%軽減 ★★★★★かつ燃費基準+10%以上達成 " 25%軽減
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
 2 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車
 4 ★★★★★は " 50%以上 "

年度 項目	平成 21 年度	平成 23 年度 (改正案による)
税率等	軽 減 { 平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 } ★★★★★かつ燃費基準+15%以上達成 " 25%軽減	軽 減 { 平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度) 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 10%以上 NOx 低減しているもの } 標準税率より概ね 50%軽減 ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス 自動車のうち、平成 17 年排出ガス 規制に適合し、かつ、同基準値より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ燃費基準+25%以上達成 }
	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 } 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 (注) 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正案によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準値より 75%以上性能がよい自動車

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和 25 年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1 キロリットル 6,000 円 (交付金) 指定都市に対し て 10 分の 9 に 相当する額を道 路面積等にあん 分して交付	税率 1 キロリットル 8,000 円	税率 1 キロリットル 10,400 円	税率 1 キロリットル 12,500 円	税率 1 キロリットル 15,000 円	税率 1 キロリットル 19,500 円 (2 年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2 年度間延 長された。

年度 項目	平成 21 年度	平成 22 年度 (改正案による)
税 率 等	目的税から普 通税に改めら れた。	現行の 10 年間の暫定税率は廃止されるが、当分の間、平成 21 年度の税率水準 (1 キロリットル 32,100 円) が維持される。 揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率 (1 キロリットル 15,000 円) を上回る部分の課税措置を停止する。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に復元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に復元することとされる。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫定 税率)	暫定税率が2年度間延長された。	暫定税率が3年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が平成5年11月30日まで延長され、平成5年12月1日から平成10年3月31日までの間適用する暫定税率が1キロリットル当たり32,100円とされた。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が5年度間延長された。	暫定税率が10年度間延長された。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	33	38	41
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和 27 年 1 月 1 日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の 10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和 28 年 1 月 1 日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和 29 年 1 月 1 日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。</p>	<p>鉱区税について、石油又は天然ガスの鉱区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ 3 分の 2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。</p>

年度 項目	昭和 58 年度	60	63	平成 2 年度
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の 1.1 倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としな 試掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 200 円 い鉱業権の鉱区 採掘鉱区 面積 100 アールごとに 年額 400 円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする 河床に存 延長 1,000 メートルごとに 年額 600 円 鉱業権の鉱区 するもの 河床でないもの 面積 100 アールごとに 年額 200 円</p> <p>など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000 円又は 4,500 円 (入) 6,500 円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300 円 (入) 2,200 円</p> <p>など</p> <p>自動車取得税の暫定措置がさらに 2 年度延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに 3 年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の暫定措置がさらに 5 年度間延長された。</p>	<p>自動車取得税の免税点 50 万円 (3 年度間の暫定措置)</p>

年度 項目	平成 21 年度	平成 22 年度 (改正案による)
税 率 等	<p>自動車取得税が目的税から普通税に改められた。</p>	<p>自動車取得税に係る現行の 10 年間の暫定税率は廃止されるが、当分の間、平成 21 年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは 5%）が維持される。</p>

43	44	46	49	51	52	53	54	55
自動車取得税(目的税)が創設され、法定外普通税としての自動車取得税が廃止された。 税率 3% 免税点 10万円 (交付金) 市町村に対して10分の7を交付(指定市に対しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15万円	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	自動車取得税の税率 自家用自動車 軽自動車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30万円 (2年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置が2年度間延長された。	鉦区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の2倍に改正された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度間延長された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。

5	10	14	15	16	19	20
自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、甲種狩猟免許が網・わな猟免許に、乙種狩猟免許が第一種銃猟免許に、丙種狩猟免許が第二種銃猟免許に改正された。 (平成15年4月16日施行)	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。 1. 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2. 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。 1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円 2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500円 3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成20年4月1日から平成25年3月31日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を2分の1とする特例措置を講じた。 自動車取得税の暫定措置がさらに10年度間延長された。

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 800 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 400 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 1,000 円 (2) 年額 750 円 (3) 年額 500 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p> <p>ただし、昭和 25 年度に限り (1) 方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 700 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 300 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 900 円 (2) 年額 650 円 (3) 年額 400 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 20%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10%</p> <p>(2) 第二課税方式 制限税率 10%</p> <p>(3) 第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 600 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 200 円</p> <p>制限税率 上記区分による</p> <p>(1) 年額 800 円 (2) 年額 550 円 (3) 年額 300 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 7.5%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } 但書 } 制限税率 15%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18%</p> <p>(2) 以下左に同じ</p> <p>(3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 " 3.7% 15 万円 " 4.5% 30 万円 " 5.2% 50 万円 " 6.0% 80 万円 " 6.7% 120 万円 " 7.5% 200 万円 " 8.2% 300 万円 " 9.0%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 " 5.0% 12 万円 " 6.4% 20 万円 " 8.1% 35 万円 " 10.0% 50 万円 " 12.3% 80 万円 " 15.0% 120 万円 " 18.3% 160 万円 " 22.5%</p>	

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が5万円を超える配偶者があ る場合1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22 %</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 } 方式 } 本文 } (3) 第三課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 } 方式 } 本文 } (5) 第三課税方式 } 方式 } 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 10万円を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } 準拠税率 (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の不 均衡是正 1 40年度適 用 (1) 本文方 式へ統一 (但書方式 の廃止) (2) 標準税 率の法定 (段階、税 率は左に 同じ) (3) 制限税 率の法定 (標準税率 の1.5倍 の率) 2 39年度適 用但書方式 (1) 扶養控 除を所得 控除とし た。 (2) 専従者 の税額控 除の最低 限の法定 3 上記1、2 による減収 については 市町村民税 臨時減税補 てん償によ り元利とも 補てんする こととされ た。</p>	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者 がある場合 1人目 6万円	扶養親族1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 7万円	扶養親族1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 8万円	扶養親族1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合1人目 8万円	扶養親族1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得については、42年1月1日か ら現年分離課税額 は、当分の間算出税 額の90%				所得割 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 45、46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれ か多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税短期譲 渡所得金額に対する 税額の110%相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族1人 10万円 配偶者が不在の場合 1人目 11万円	扶養親族1人 11万円 配偶者が不在の場合 1人目 12万円	扶養親族1人 12万円 配偶者が不在の場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族1人 14万円 老人扶養親族1人 16万円 配偶者が不在の場合 16万円	扶養親族1人 17万円 老人扶養親族1人 19万円 配偶者が不在の場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50,51年度 3.4% (3) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族1人 19万円 老人扶養親族1人 20万円 配偶者がない場合 20万円	扶養親族1人 20万円 老人扶養親族1人 21万円 配偶者がない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1) 人口50万以上の市 年額 1,700円 (2) 人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3) その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1) 年額 2,200円 (2) 年額 1,600円 (3) 年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得(52~56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52~54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56																										
22万円																											
22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円																										
扶養親族1人 22万円 老人扶養親族1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族1人 26万円																											
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額2,000円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額1,500円</p> <p>(3) その他の市町村 年額1,000円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600円</p> <p>(2) 年額 2,000円</p> <p>(3) 年額 1,400円</p> <p>所得割</p> <p>(1)</p> <table border="0"> <tr><td>30万円以下の金額</td><td>2%</td></tr> <tr><td>30万円を超える金額</td><td>3%</td></tr> <tr><td>45万円</td><td>4%</td></tr> <tr><td>70万円</td><td>5%</td></tr> <tr><td>100万円</td><td>6%</td></tr> <tr><td>130万円</td><td>7%</td></tr> <tr><td>230万円</td><td>8%</td></tr> <tr><td>370万円</td><td>9%</td></tr> <tr><td>570万円</td><td>10%</td></tr> <tr><td>950万円</td><td>11%</td></tr> <tr><td>1,900万円</td><td>12%</td></tr> <tr><td>2,900万円</td><td>13%</td></tr> <tr><td>4,900万円</td><td>14%</td></tr> </table> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の 当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度)</p> <p>㊦ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>㊧ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p>	30万円以下の金額	2%	30万円を超える金額	3%	45万円	4%	70万円	5%	100万円	6%	130万円	7%	230万円	8%	370万円	9%	570万円	10%	950万円	11%	1,900万円	12%	2,900万円	13%	4,900万円	14%	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を 超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を 超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合 の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計 額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>
30万円以下の金額	2%																										
30万円を超える金額	3%																										
45万円	4%																										
70万円	5%																										
100万円	6%																										
130万円	7%																										
230万円	8%																										
370万円	9%																										
570万円	10%																										
950万円	11%																										
1,900万円	12%																										
2,900万円	13%																										
4,900万円	14%																										

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者で ある扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税率	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58～60年度)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率</p> <p>② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58～60年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口50万以上の市 年額 2,500円</p> <p>(2) 人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 1,500円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,200円</p> <p>(2) 年額 2,600円</p> <p>(3) 年額 2,000円</p> <p>所得割</p> <p>20万円以下の金額 2.5%</p> <p>20万円を超える金額 3%</p> <p>45万円 " 4%</p> <p>70万円 " 5%</p> <p>95万円 " 6%</p> <p>120万円 " 7%</p> <p>220万円 " 8%</p> <p>370万円 " 9%</p> <p>570万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>2,900万円 " 13%</p> <p>4,900万円 " 14%</p>	

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28 万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34 万円	控除対象配偶者 28 万円 老人控除対象配偶者 29 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36 万円 (新設)配偶者特別控除 14 万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1 人 34 万円	扶養親族 1 人 28 万円 老人扶養親族 1 人 29 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 36 万円 同居老親等扶養親族 1 人 33 万円
<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63 年)</p> <p>(イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000 万円を超える金額の 5%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合</p> <p>① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額のうち 4,000 万円を超える金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の当該 4,000 万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>③ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の 2 分の 1 の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額</p> <p>(2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 60 万円以下の金額 3%</p> <p>60 万円を超える金額 5%</p> <p>130 万円 " 7%</p> <p>260 万円 " 8%</p> <p>460 万円 " 10%</p> <p>950 万円 " 11%</p> <p>1,900 万円 " 12%</p> <p>(2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(イ)又は(ロ)のいずれか多い金額</p> <p>(イ) 11%</p> <p>(ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和 63~平成 3 年度)</p> <p>(4) 賦課制限の廃止</p>

3 昭和 60 年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和 59 年度改正によるものである。

4 昭和 61 年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和 60 年度改正によるものである。

5 昭和 63 年度欄においては、昭和 62 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 〃 11% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率(A) 4% (2) 資産合算課税制度の廃止(A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率(C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率(C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

- (注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
- 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 10 年度） (イ) 又は(ロ) のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止（経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換）の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に相当する金額との合計額

を延長したものである。

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7
基礎控除		33万円
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

8	9
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1) 人口 50 万以上の市 年額 3,000 円</p> <p>(2) 人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 2,500 円</p> <p>(3) その他の市町村 年額 2,000 円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 3,800 円</p> <p>(2) 年額 3,200 円</p> <p>(3) 年額 2,600 円</p> <p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 5.5%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 220 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 200 万円以下の金額 3%</p> <p>200 万円を超える金額 8%</p> <p>700 万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9%</p> <p>㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率（～平成 15 年度）</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 12%</p> <p>㊹ 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>㊸ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 4%</p> <p>㊹ 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 5.5%に相当する金額との合計額</p> <p>㊺ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 380 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>㊸又は㊹のいずれか多い金額</p> <p>㊸ 9%</p> <p>㊹ 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の 110%相当額</p>

- 4 平成 7 年度分及び平成 8 年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 15%相当額（15%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除した。
- 5 平成 8 年度欄のうち所得割については、平成 6 年度（平成 6 年 12 月）改正によるものである。
- 6 平成 9 年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成 8 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	均等割 制限税率の廃止 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額 (2) 制限税率の廃止	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得(平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。
- 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額(本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。)を控除した。
- 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 4%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 4% (3) 商品先物取引による所得に対する税率（平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 4%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額

- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄については、平成13年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乘せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>均等割 標準税率 年額 3,000円</p> <p>所得割 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成15年1月～) (イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4% (ロ) 長期(1年超)保有上場株式等に係る特例 (平成15～17年) 2% ※ (イ)について、税率2%の特例を創設 (～平成20年度) (ロ)について、廃止 (2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成21年度) (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4% (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成21年度) ① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 54万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額 の3.4%に相当する金額との合計額 (ハ) 短期譲渡所得 ① 国等に対する譲渡以外である場合 6% ② 国等に対する譲渡である場合 3.4% (3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>

- (注) 1 平成16年度欄において、均等割については平成16年度改正、(1)(※を除く)については平成13年度(平成13年11月)改正、それ以外については平成15年度改正によるものである。
- 2 平成17年度欄において、配偶者特別控除については平成15年度改正、所得割については平成16年度改正によるものである。
- 3 平成11年度分以降継続して実施している定率減税を2分の1に縮減し、平成18年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その7.5%相当額(7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正による。)。平成19年度分以降は定率減税を廃止する(平成18年度改正による。)
- 4 平成19年度欄については、平成18年度改正によるものである。
- 5 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。

19	21
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額 の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 20 年度) 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 ①又は②のいずれか多い金額 ① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額 (ただし、平成 21 年度まで特例不適用)</p>	<p>所得割</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成 21 年度) 1.8%</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	22	24 (改正案による)
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組
扶養控除		扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 26 年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である 場合 2.4%</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円 を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 26 年度)</p> <p>(3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p> <p>(4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>	

- (注) 1 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。
- 2 平成 24 年度欄については、平成 22 年度改正案によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和25年度	26	27	29	30	40	41	42
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) 人口 50 万以上 の市 2,400 円 (4,000 円) 人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円) 上記以外の市 並びに町村 1,200 円 (2,000 円)	法人税率 標準税率 15.0% 制限税率 16.0%	法人税率 標準税率 12.5% 制限税率 15.0%	法人税割 標準税率 7.5% 制限税率 9.0% ※昭和29年 5月13日施 行、昭和29 年4月1日 の属する事 業年度から 適用	法人税割 標準税率 8.1% 制限税率 9.7% ※昭和30年 7月1日か ら同年9月 30日までの 間に終了す る事業年度 分にあつて は、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%	法人税割 標準税率 8.4% 制限税率 10.1%	法人税割 標準税率 8.9% 制限税率 10.7%	均等割 標準税率 (制限税率) 1 資本の金額又は出資金 額が 1 千万円を超える法 人及び保険業法に規定す る相互会社 年額 4,000 円 (7,000 円) 2 上記法人以外の法人等 年額 2,400 円 (4,000 円)

年度 項目	昭和53年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人超の 法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え 50 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を 超え、かつ、市町村内に有する事務所 等の従業者の数の合計数が 100 人以下 の法人及び資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を 超え 10 億円以下であつて、かつ、市町 村内に有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本の 金額が又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円)	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に有 する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 100 人以下の法人及 び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円 (40,000 円) (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 8,000 円 (13,000 円) 法人税割 標準税率 12.3% 制限税率 14.7% ※資本等の金額…資本の金額又は出資金 額と資本積立金額との 合計額	均等割 標準税率 (制限税率) (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円) (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億 円以下であつて、かつ、市町村内に有 する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円) (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人以下の法人及び 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以 下であつて、かつ、市町村内に有する 事務所等の従業者の数の合計数が 50 人 超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円) (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円 以下であつて、かつ、市町村内に有す る事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千 万円を超え 1 億円以下であつて、か つ、市町村内に有する事務所等の従業 者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 60,000 円 (100,000 円) (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億 円以下であつて、かつ、市町村内に有 する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であつて、かつ、市町村内 に有する事務所等の従業者の数の合計 数が 50 人超の法人 年額 48,000 円 (80,000 円) (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 16,000 円 (27,000 円)

45	49	51	52
法人税割 標準税率 9.1%	法人税割 標準税率 12.1% 制限税率 14.5%	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円(20,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200 円(12,000 円)	均等割 標準税率（制限税率） (1) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円(134,000 円) (2) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 24,000 円(40,000 円) (3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000 円(13,000 円)

59	平成 6 年度	14	18
均等割 標準税率（制限税率は標準税率の 1.2 倍） (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (5) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人及び資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000 円	均等割 標準税率（制限税率は標準税率の 1.2 倍） (1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 3,000,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,750,000 円 (3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 410,000 円 (4) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 400,000 円 (5) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 160,000 円 (6) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 150,000 円 (7) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人以下の法人 年額 130,000 円 (8) 資本等の金額が 1 千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 120,000 円 (9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000 円	均等割 資本金等の額…資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等	均等割 資本金等の額…法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額 法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公所有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間(昭和 39 年度～昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 ㎡以下の住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）について、課税標準をその価格の 4 分の 1 の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課す市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農 地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土 地 30万円 家 屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地においては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。</p> <p>ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であって、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

3. 軽自動車税 (自転車税、荷車税、自転車荷車税)

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	33	36
税 率	<p>自転車 200 円</p> <p>荷積牛馬車 800 円</p> <p>荷積大車 400 円</p> <p>荷積小車 200 円</p> <p>リヤカー 200 円</p>	<p>原動機付自転車 500 円</p> <p>その他の自転車 200 円</p> <p>自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。</p>	<p>原動機付自転車 50cc 以下 500 円</p> <p>50cc~90cc 800 円</p> <p>90cc 超 1,000 円</p>	<p>自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。</p> <p>二輪の小型自動車 2,500 円</p> <p>軽自動車 1,500 円</p>	<p>軽自動車</p> <p>二輪のもの 1,500 円</p> <p>三輪のもの 2,000 円</p> <p>四輪のもの 乗用 3,000 円 貨物用 2,500 円</p>

年度 項目	平成 18 年度
税 率	制限税率を引き上げる。 (標準税率の 1.5 倍)

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> 前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6 又は 1/3。以下同じ。）の 5%を加えた額を課税標準額とする。 ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の 60%、住宅用地にあつては評価額の 80%を上回る場合には 60%又は 80%相当額とし、評価額の 20%を下回る場合には 20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成 21 年度から平成 23 年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

□

40	51	54	59	60
<p>四輪以上のもの 乗用 4,500 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50cc 以下 年額 650 円</p> <p>50cc～90cc 年額 1,000 円</p> <p>90cc 超 年額 1,300 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,000 円</p> <p>三輪のもの 年額 2,600 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用 { 営業用 年額 5,200 円</p> <p> 自家用 年額 5,900 円</p> <p> 営業用 年額 2,900 円</p> <p>貨物用 { 自家用 年額 3,300 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p> 年額 3,300 円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.2 倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50cc 以下 年額 750 円</p> <p>50cc～90cc 年額 1,100 円</p> <p>90cc 超 年額 1,450 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,200 円</p> <p>三輪のもの 年額 2,850 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用 { 営業用 年額 5,200 円</p> <p> 自家用 年額 6,500 円</p> <p> 営業用 年額 2,900 円</p> <p>貨物用 { 自家用 年額 3,650 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p> 年額 3,650 円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車</p> <p>50cc 以下 年額 1,000 円</p> <p>50cc～90cc 年額 1,200 円</p> <p>90cc 超 年額 1,600 円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車</p> <p>二輪のもの(側車付のものを含む。) 年額 2,400 円</p> <p>三輪のもの 年額 3,100 円</p> <p>四輪以上のもの</p> <p>乗用 営業用 年額 5,500 円</p> <p> 自家用 年額 7,200 円</p> <p>貨物用 営業用 年額 3,000 円</p> <p> 自家用 年額 4,000 円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車</p> <p> 年額 4,000 円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車</p> <p>(イ) 50cc 以下(ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000 円</p> <p>(ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200 円</p> <p>(ハ) 二輪のもので、90cc 超 年額 1,600 円</p> <p>(ニ) 三輪以上のもので、20cc 超 年額 2,500 円</p>

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38
税率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%

年度 項目	昭和63年度	平成元年度	9
税率	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 1,155円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4% ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2% ガス税 税率 3%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2% ガス税 税率 2% (52年1月以降)	電気税 免税点 2,400円 (6月以降) ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることができるとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

39	42	60	61	62
税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円	税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円 ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。

11	15	18	22 (改正案による)
平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円	平成22年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき2,190円

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月800円	免税点 電気 月500円 ガス 月1,000円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月600円 ガス 月1,200円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月700円 ガス 月1,400円	免税点 電気 月800円 ガス 月1,600円	税率 6% 免税点 電気 月1,000円 ガス 月2,000円

53	54	55	57	平成元年度
ガス税 免税点 6,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 7,000円 (6月以降)	電気税 免税点 3,600円 (5月以降) ガス税 免税点 10,000円 (6月以降)	ガス税 免税点 12,000円 (6月以降)	電気税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止 ガス税 消費税の創設に伴い 4月1日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和25年度	28	32	46	50	52
	税率 1人1日 10円	税率 1人1日 20円	目的税とされた。	税率 1人1日 40円	税率 1人1日 100円	税率 1人1日 150円 (53年1月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45
税 率 等		都市計画税が創設された。 税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和 45 年度及び昭和 46 年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 57 年度	60	63	平成 3 年度	4
税 率 等	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)

年度 項目	平成 10 年度	13	15
税 率 等	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができるとされた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄 ((3)の()内を除く)については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

47	48	51	53	54
市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和 47 年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する A 農地について昭和 48 年度から、B 農地について昭和 49 年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。	昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。

6	7	8	9
<p>(1) 小規模住宅用地 (200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地) の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた (一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた)。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額) とする特例措置及び住宅用地と同様 (一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる) の調整措置が講ぜられた。</p> <p>(注 2)</p>	<p>地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地 (特例市街化区域農地を除く。) 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>

16	17	18	21
<p>固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p>	<p>・固定資産税と同様の負担調整措置が継続された。</p> <p>・固定資産税と同様に、住宅用地、商業地等及び特定市街化区域農地に係る都市計画税について、地方公共団体の条例に定めるところにより、平成 21 年度から平成 23 年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に 1.1 以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。</p>

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	31	34	37
課税標準 総額等		国民健康保険税が創設された。	課税限度額が 1 万 5 千円から 3 万円に引き上げられた。	課税限度額が 5 万円に引き上げられた。	標準課税総額が療養給付費の見込額から一部負担金の総額の見込額を控除した額の 90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。

年度 項目	昭和 55 年度	56	57	58	59
課税標準 総額等	課税限度額が 24 万円に引き上げられた。	課税限度額が 26 万円に引き上げられた。	課税限度額が 27 万円に引き上げられた。	課税限度額が 28 万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 35 万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 4 年度	5	6	7	9
課税標準 総額等	課税限度額が 46 万円に引き上げられた。	課税限度額が 50 万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 52 万円に引き上げられた。	課税限度額が 53 万円に引き上げられた。

- (注) 1 昭和 60 年度欄については、昭和 59 年法律第 77 号による改正に係るものである。
 2 平成 12 年度欄の前段の改正については、平成 9 年法律第 124 号による改正に係るものである。
 3 平成 20 年度欄の前段の改正については、平成 18 年法律第 83 号による改正に係るものである。
 4 平成 22 年度欄については、平成 22 年度改正案によるものである。

38	43	46	49	51	52	53	54
標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対して課する国民健康保険税を減額することとされた。	標準課税総額が 65%とされた。	課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	課税限度額が 12 万円に引き上げられた。	課税限度額が 15 万円に引き上げられた。	課税限度額が 17 万円に引き上げられた。	課税限度額が 19 万円に引き上げられた。	課税限度額が 22 万円に引き上げられた。

60	61	62	63	平成元年度	3
標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療養費及び療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の 75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額	課税限度額が 37 万円に引き上げられた。	課税限度額が 39 万円に引き上げられた。	課税限度額が 40 万円に引き上げられた。	課税限度額が 42 万円に引き上げられた。	課税限度額が 44 万円に引き上げられた。

12	15	18	19	20	21	22 (改正案による)
国民健康保険税の課税額が基礎課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、課税限度額がそれぞれ 53 万円、7 万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 8 万円に引き上げられた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 9 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 56 万円に引き上げられた。	国民健康保険税の課税額が基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額及び介護納付金課税額の合算額とされ、基礎課税額に係る課税限度額が 47 万円、後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が 12 万円とされた。	介護納付金課税額に係る課税限度額が 10 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額を 50 万円に引き上げる。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を 13 万円に引き上げる。

10. その他の税目

年度 項目	昭和 25 年度	27	37	44
税 率 等	<p>鉱 産 税 税率 1%</p> <p>水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50 円</p> <p>接 客 人 税 1 人 月 額 100 円</p>	<p>広告税及び接客人税は廃止された。</p>	<p>鉱産税、軽減税率の創設 月 200 万円以下 0.7%</p>	<p>宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。</p>

年度 項目	昭和 57 年度	60	61	63
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間 10 年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日から昭和 60 年 3 月 31 日までの間に取得された 500 m²（特別区及び指定都市の区の区域にあっては 300 m²）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降 2 年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について 10 年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 昭和 44 年 1 月 1 日から昭和 57 年 3 月 31 日までの間に取得された市街化区域内の土地を除き、保有期間 10 年を超える土地が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、昭和 63 年 3 月 31 日まで 3 年間に限り延長された。</p>	<p>事業所税税率</p> <p>事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 600 円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 2 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長されるとともに、昭和 63 年 4 月 1 日以後に取得される土地について免税点が 330 m²（特別区及び指定都市の区の区域にあっては 200 m²）に引き下げられた。</p>

48	50	55
<p>特別土地保有税が創設された。</p> <p>税率</p> <p>保有分 1.4%</p> <p>取得分 3%</p>	<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p>新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 5,000 円</p> <p>事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 300 円</p> <p>従業者割 従業者給与総額の 100 分の 0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p>新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積 1 平方メートルにつき 6,000 円</p> <p>事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積 1 平方メートルにつき 500 円</p>

平成 2 年度	3
<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成 4 年 3 月 31 日まで 2 年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和 61 年 1 月 1 日以後に取得した土地の保有並びに平成 3 年 4 月 1 日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10 年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては 2,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに、その他の市の区域にあつては 5,000 平方メートルを 1,000 平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和 57 年 4 月 1 日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間 10 年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の 1,000 平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率 1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成5年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例について、平成6年3月31日まで1年間に限り延長された。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市の市街化区域内において取得される一定規模以上の一団の土地に係る課税の特例の対象となる土地の取得期限が、平成5年12月31日とされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>三大都市圏の特定市において、恒久的な建物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を時限的に除外する措置については、当該市の条例によりこれを適用しないこととすることができることとされた。</p>

年度 項目	平成13年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲渡者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を2年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成13年4月1日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が 10 年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を 1,000 m²に引き下げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国的変動率を用いて簡易に修正する措置を講じることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を 2 年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行 5 年以内）について、やむを得ない場合には、1 回に限り、5 年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税</p> <p>平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税</p> <p>新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 平成20年度における都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合

都道府県	歳入総額		税収入			地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)		
北海道	2,501,128	621,053	24.8	15,486	0.6	718,631	28.7		
青森県	706,890	151,973	21.5	3,338	0.5	222,713	31.5		
岩手県	677,372	137,531	20.3	4,187	0.6	231,009	34.1		
宮城県	795,589	291,655	36.7	2,734	0.3	178,518	22.4		
秋田県	607,045	108,216	17.8	3,336	0.5	199,937	32.9		
山形県	554,863	122,924	22.2	3,512	0.6	188,351	33.9		
福島県	840,489	251,691	29.9	5,098	0.6	212,614	25.3		
茨城県	1,033,793	412,216	39.9	4,618	0.4	146,783	14.2		
栃木県	750,850	288,529	38.4	3,579	0.5	117,799	15.7		
群馬県	787,437	260,612	33.1	3,211	0.4	126,045	16.0		
埼玉県	1,591,601	836,115	52.5	4,437	0.3	180,225	11.3		
千葉県	1,529,566	759,397	49.6	4,203	0.3	137,010	9.0		
東京都	7,077,428	5,293,277	74.8	3,199	0.0	-	-		
神奈川県	1,806,770	1,252,413	69.3	2,652	0.1	17,431	1.0		
新潟県	1,131,268	286,607	25.3	5,191	0.5	287,543	25.4		
富山県	536,679	143,378	26.7	2,573	0.5	122,279	22.8		
石川県	525,304	157,056	29.9	2,553	0.5	123,709	23.6		
福井県	464,298	118,447	25.5	2,055	0.4	115,220	24.8		
山梨県	467,301	120,476	25.8	1,735	0.4	117,884	25.2		
長野県	826,278	262,961	31.8	4,685	0.6	210,964	25.5		
岐阜県	761,611	263,785	34.6	4,135	0.5	160,862	21.1		
静岡県	1,123,392	569,773	50.7	2,966	0.3	116,105	10.3		
愛知県	2,305,837	1,341,868	58.2	2,081	0.1	400	0.0		
三重県	675,697	266,970	39.5	3,408	0.5	122,402	18.1		
滋賀県	500,892	193,030	38.5	2,257	0.5	87,123	17.4		
京都府	827,381	351,766	42.5	2,071	0.3	135,712	16.4		
大阪府	2,708,513	1,281,342	47.3	4,215	0.2	179,798	6.6		
兵庫県	1,981,590	699,867	35.3	5,145	0.3	297,135	15.0		
奈良県	459,162	139,144	30.3	1,940	0.4	141,068	30.7		
和歌山県	509,656	110,411	21.7	2,312	0.5	159,064	31.2		
鳥取県	346,154	61,194	17.7	2,079	0.6	131,528	38.0		
島根県	516,831	76,579	14.8	2,939	0.6	181,544	35.1		
岡山県	720,376	246,774	34.3	3,986	0.6	149,140	20.7		
広島県	910,996	384,717	42.2	3,869	0.4	168,815	18.5		
山口県	676,532	182,561	27.0	3,383	0.5	159,225	23.5		
徳島県	470,436	87,671	18.6	2,092	0.4	145,829	31.0		
香川県	420,653	128,968	30.7	1,854	0.4	104,000	24.7		
愛媛県	596,718	159,760	26.8	3,430	0.6	164,623	27.6		
高知県	423,480	70,822	16.7	2,620	0.6	170,528	40.3		
福岡県	1,506,574	598,628	39.7	4,401	0.3	262,716	17.4		
佐賀県	423,415	99,425	23.5	1,681	0.4	137,882	32.6		
長崎県	716,043	129,108	18.0	2,250	0.3	226,777	31.7		
熊本県	741,483	181,775	24.5	3,691	0.5	216,612	29.2		
大分県	579,943	126,911	21.9	3,128	0.5	170,690	29.4		
宮崎県	571,924	111,640	19.5	3,029	0.5	189,012	33.0		
鹿児島県	769,438	156,321	20.3	4,208	0.5	284,672	37.0		
沖縄県	589,141	114,729	19.5	781	0.1	201,613	34.2		
合計	48,045,817	20,012,065	41.7	162,330	0.3	8,119,540	16.9		

- (注) 1 人口は、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 この調は決算額による。したがって東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分も含まれている。
 3 税収入は、都道府県間における地方消費税清算後の額である。
 4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
360,619	14.4	363,623	14.5	421,716	16.9	52	44	1,190,931	57	北海道
119,783	16.9	100,901	14.3	108,181	15.3	15	11	328,207	16	青森県
97,798	14.4	91,570	13.5	115,277	17.0	14	11	333,899	16	岩手県
102,281	12.9	89,443	11.2	130,958	16.5	17	18	384,443	18	宮城県
91,421	15.1	89,507	14.7	114,628	18.9	13	9	280,266	13	秋田県
66,654	12.0	76,139	13.7	97,282	17.5	12	9	279,680	13	山形県
115,245	13.7	110,585	13.2	145,256	17.3	17	16	403,695	19	福島県
122,777	11.9	140,029	13.5	207,370	20.1	22	23	476,055	23	茨城県
91,917	12.2	79,378	10.6	169,647	22.6	16	16	338,149	16	栃木県
84,275	10.7	85,616	10.9	227,678	28.9	16	16	331,402	16	群馬県
167,697	10.5	228,822	14.4	174,304	11.0	33	56	832,203	40	埼玉県
174,680	11.4	204,906	13.4	249,370	16.3	32	48	728,424	35	千葉県
404,375	5.7	303,876	4.3	1,072,701	15.2	147	99	1,739,056	83	東京都
192,758	10.7	208,910	11.6	132,607	7.3	38	70	949,312	45	神奈川県
176,796	15.6	163,233	14.4	211,897	18.7	24	19	498,230	24	新潟県
61,806	11.5	105,538	19.7	101,106	18.8	11	9	233,097	11	富山県
74,113	14.1	90,251	17.2	77,622	14.8	11	9	243,536	12	石川県
79,842	17.2	76,358	16.4	72,376	15.6	10	6	203,127	10	福井県
70,712	15.1	71,676	15.3	84,818	18.2	10	7	209,555	10	山梨県
110,026	13.3	115,827	14.0	121,815	14.7	17	17	420,625	20	長野県
93,797	12.3	111,234	14.6	127,798	16.8	16	16	369,669	18	岐阜県
131,661	11.7	186,782	16.6	116,105	10.3	23	30	545,909	26	静岡県
217,731	9.4	368,336	16.0	375,420	16.3	48	57	940,919	45	愛知県
82,442	12.2	116,988	17.3	83,488	12.4	14	15	327,945	16	三重県
62,185	12.4	81,258	16.2	75,039	15.0	10	11	242,195	12	滋賀県
88,393	10.7	119,375	14.4	130,064	15.7	17	20	403,107	19	京都府
243,286	9.0	278,827	10.3	721,045	26.6	56	68	1,158,136	55	大阪府
196,056	9.9	275,761	13.9	507,626	25.6	41	44	822,233	39	兵庫県
69,707	15.2	60,090	13.1	47,213	10.3	10	11	248,824	12	奈良県
72,656	14.3	74,836	14.7	90,377	17.7	11	8	236,387	11	和歌山県
55,316	16.0	52,433	15.1	43,605	12.6	7	5	174,159	8	鳥取県
88,933	17.2	70,266	13.6	96,569	18.7	11	6	236,736	11	島根県
82,863	11.5	98,024	13.6	139,589	19.4	15	15	341,104	16	岡山県
124,387	13.7	126,704	13.9	102,504	11.3	19	23	461,465	22	広島県
93,427	13.8	95,528	14.1	142,408	21.0	14	12	305,231	15	山口県
61,820	13.1	63,249	13.4	109,775	23.3	10	6	212,621	10	徳島県
44,718	10.6	54,883	13.0	86,230	20.5	9	8	200,208	10	香川県
76,649	12.8	87,322	14.6	104,935	17.6	12	12	290,338	14	愛媛県
69,284	16.4	61,093	14.4	49,134	11.6	9	6	224,012	11	高知県
206,232	13.7	228,918	15.2	205,680	13.7	31	40	709,643	34	福岡県
64,721	15.3	61,533	14.5	58,173	13.7	9	7	204,098	10	佐賀県
127,071	17.7	99,683	13.9	131,154	18.3	15	11	321,838	15	長崎県
119,656	16.1	105,331	14.2	114,417	15.4	15	14	356,159	17	熊本県
98,022	16.9	81,749	14.1	99,444	17.1	12	10	267,128	13	大分県
97,374	17.0	67,831	11.9	103,037	18.0	12	9	269,500	13	宮崎県
151,657	19.7	109,193	14.2	63,388	8.2	16	14	402,127	19	鹿児島県
165,335	28.1	48,262	8.2	58,422	9.9	12	11	281,283	13	沖縄県
5,750,956	12.0	5,981,676	12.4	8,019,249	16.7	1,000	1,000	20,956,866	1,000	合計

19 平成20年度における道府県税及び市町村税収入の都道府県別所在状況

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	621,053	707,160	1,328,213
青	森	県	151,973	154,586	306,559
岩	手	県	137,531	151,445	288,976
宮	城	県	291,655	332,665	624,320
秋	田	県	108,216	120,615	228,831
山	形	県	122,924	141,884	264,808
福	島	県	251,691	277,366	529,057
茨	城	県	412,216	455,326	867,541
栃	木	県	288,529	329,480	618,009
群	馬	県	260,612	307,726	568,338
埼	玉	県	836,115	1,110,847	1,946,962
千	葉	県	759,397	989,214	1,748,612
東	京	都	3,209,260	3,788,482	6,997,742
神	奈	川	1,252,413	1,712,348	2,964,761
新	潟	県	286,607	335,419	622,026
富	山	県	143,378	172,458	315,836
石	川	県	157,056	187,520	344,576
福	井	県	118,447	133,464	251,912
山	梨	県	120,476	130,497	250,973
長	野	県	262,961	315,416	578,377
岐	阜	県	263,785	311,839	575,624
静	岡	県	569,773	671,838	1,241,611
愛	知	県	1,341,868	1,487,543	2,829,410
三	重	県	266,970	298,269	565,239
滋	賀	県	193,030	225,056	418,086
京	都	府	351,766	428,924	780,690
大	阪	府	1,281,342	1,612,204	2,893,546
兵	庫	県	699,867	928,524	1,628,391
奈	良	県	139,144	181,905	321,049
和	歌	山	110,411	136,174	246,585
鳥	取	県	61,194	71,404	132,598
島	根	県	76,579	86,470	163,049
岡	山	県	246,774	295,048	541,821
広	島	県	384,717	476,020	860,737
山	口	県	182,561	216,970	399,531
徳	島	県	87,671	108,922	196,593
香	川	県	128,968	142,048	271,016
愛	媛	県	159,760	186,972	346,732
高	知	県	70,822	88,756	159,579
福	岡	県	598,628	737,264	1,335,891
佐	賀	県	99,425	101,312	200,737
長	崎	県	129,108	161,178	290,285
熊	本	県	181,775	207,864	389,640
大	分	県	126,911	158,318	285,229
宮	崎	県	111,640	127,603	239,243
鹿	児	島	156,321	191,720	348,041
冲	縄	県	114,729	136,415	251,144
合		計	17,928,048	21,630,478	39,558,526

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100とした場合の数値である。人口は平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。

2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入とした。また、都道府県間における地方消費税清算後の額を掲げてある。

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
112,032	79.4	127,564	74.9	239,596	77.0	北海道
107,229	76.0	109,072	64.1	216,301	69.5	青森県
101,483	71.9	111,751	65.7	213,234	68.5	岩手県
125,125	88.7	142,720	83.8	267,845	86.0	宮城県
96,730	68.6	107,814	63.3	204,545	65.7	秋田県
103,724	73.5	119,723	70.3	223,448	71.8	山形県
121,957	86.4	134,398	79.0	256,355	82.4	福島県
138,344	98.1	152,812	89.8	291,157	93.5	茨城県
143,980	102.1	164,415	96.6	308,395	99.1	栃木県
129,732	92.0	153,186	90.0	282,918	90.9	群馬県
117,825	83.5	156,540	92.0	274,364	88.1	埼玉県
123,994	87.9	161,519	94.9	285,513	91.7	千葉県
255,753	181.3	301,913	177.4	557,666	179.1	東京都
141,542	100.3	193,522	113.7	335,065	107.6	神奈川県
119,330	84.6	139,653	82.0	258,983	83.2	新潟県
130,150	92.3	156,547	92.0	286,697	92.1	富山県
134,810	95.6	160,960	94.6	295,770	95.0	石川県
145,792	103.3	164,275	96.5	310,066	99.6	福井県
138,938	98.5	150,494	88.4	289,432	93.0	山梨県
121,240	85.9	145,425	85.4	266,665	85.7	長野県
126,248	89.5	149,247	87.7	275,496	88.5	岐阜県
150,986	107.0	178,032	104.6	329,017	105.7	静岡県
185,897	131.8	206,078	121.1	391,975	125.9	愛知県
143,993	102.1	160,874	94.5	304,867	97.9	三重県
139,642	99.0	162,810	95.6	302,452	97.2	滋賀県
137,643	97.6	167,833	98.6	305,476	98.1	京都府
147,678	104.7	185,810	109.2	333,488	107.1	大阪府
125,284	88.8	166,216	97.6	291,500	93.6	兵庫県
98,337	69.7	128,558	75.5	226,895	72.9	奈良県
106,294	75.3	131,097	77.0	237,391	76.3	和歌山県
102,248	72.5	119,308	70.1	221,556	71.2	鳥取県
105,221	74.6	118,811	69.8	224,032	72.0	島根県
126,950	90.0	151,784	89.2	278,734	89.5	岡山県
134,549	95.4	166,481	97.8	301,031	96.7	広島県
124,046	87.9	147,427	86.6	271,473	87.2	山口県
109,476	77.6	136,013	79.9	245,489	78.9	徳島県
126,870	89.9	139,737	82.1	266,607	85.6	香川県
109,103	77.3	127,686	75.0	236,789	76.1	愛媛県
91,139	64.6	114,218	67.1	205,357	66.0	高知県
118,967	84.3	146,519	86.1	265,486	85.3	福岡県
115,321	81.7	117,510	69.0	232,831	74.8	佐賀県
88,527	62.7	110,517	64.9	199,043	63.9	長崎県
98,828	70.1	113,012	66.4	211,840	68.1	熊本県
104,795	74.3	130,729	76.8	235,524	75.7	大分県
96,588	68.5	110,398	64.9	206,986	66.5	宮崎県
90,435	64.1	110,914	65.2	201,348	64.7	鹿児島県
82,078	58.2	97,592	57.3	179,669	57.7	沖縄県
141,081	100.0	170,217	100.0	311,298	100.0	合計

3 都道府県が徴収した道府県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税)はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 各項目毎に四捨五入しており、合計が一致しないことがある。

20 平成20年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県	道府県民税								
	個人			法人			計		
	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数	税額 (百万円)	人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	165,852	29,918	73.5	23,585	4,255	50.8	189,437	34,173	69.6
青森県	33,812	23,857	58.6	5,174	3,651	43.6	38,986	27,508	56.0
岩手県	34,765	25,653	63.0	5,899	4,353	52.0	40,663	30,005	61.1
宮城県	74,625	32,015	78.6	15,403	6,608	79.0	90,028	38,624	78.7
秋田県	26,996	24,131	59.3	4,499	4,021	48.0	31,495	28,152	57.3
山形県	31,900	26,918	66.1	5,436	4,587	54.8	37,336	31,504	64.2
福島県	58,177	28,190	69.2	11,060	5,359	64.0	69,237	33,549	68.3
茨城県	107,451	36,062	88.5	22,121	7,424	88.7	129,571	43,486	88.6
栃木県	72,553	36,205	88.9	14,314	7,143	85.4	86,868	43,348	88.3
群馬県	68,861	34,279	84.2	12,287	6,116	73.1	81,148	40,395	82.3
埼玉県	310,910	43,813	107.6	34,534	4,866	58.1	345,444	48,680	99.2
千葉県	278,898	45,538	111.8	31,315	5,113	61.1	310,213	50,652	103.2
東京都	873,216	69,589	170.9	309,081	24,631	294.3	1,182,298	94,220	191.9
神奈川県	479,220	54,159	133.0	59,224	6,693	80.0	538,444	60,853	124.0
新潟県	72,713	30,274	74.3	12,971	5,400	64.5	85,683	35,675	72.7
富山県	40,558	36,816	90.4	6,481	5,883	70.3	47,038	42,698	87.0
石川県	41,858	35,929	88.2	8,461	7,262	86.8	50,318	43,191	88.0
福井県	28,524	35,109	86.2	5,404	6,652	79.5	33,928	41,760	85.1
山梨県	29,350	33,847	83.1	6,961	8,028	95.9	36,311	41,875	85.3
長野県	73,004	33,659	82.6	11,499	5,301	63.3	84,502	38,960	79.4
岐阜県	75,866	36,310	89.2	11,928	5,709	68.2	87,794	42,018	85.6
静岡県	155,952	41,326	101.5	27,139	7,192	85.9	183,091	48,518	98.8
愛知県	351,981	48,762	119.7	91,119	12,623	150.8	443,099	61,385	125.0
三重県	70,138	37,829	92.9	12,440	6,710	80.2	82,578	44,539	90.7
滋賀県	53,337	38,585	94.7	11,256	8,143	97.3	64,593	46,728	95.2
京都府	101,994	39,909	98.0	20,586	8,055	96.2	122,580	47,964	97.7
大阪府	347,620	40,064	98.4	93,846	10,816	129.2	441,467	50,880	103.6
兵庫県	231,826	41,499	101.9	32,587	5,833	69.7	264,413	47,333	96.4
奈良県	56,252	39,755	97.6	4,685	3,311	39.6	60,937	43,066	87.7
和歌山県	30,699	29,554	72.6	5,872	5,653	67.5	36,571	35,207	71.7
鳥取県	16,304	27,243	66.9	2,621	4,380	52.3	18,925	31,622	64.4
島根県	20,188	27,738	68.1	3,259	4,478	53.5	23,447	32,216	65.6
岡山県	65,715	33,807	83.0	13,717	7,057	84.3	79,432	40,863	83.2
広島県	109,768	38,390	94.3	22,074	7,720	92.2	131,842	46,110	93.9
山口県	48,767	33,136	81.4	9,453	6,423	76.8	58,220	39,559	80.6
徳島県	23,943	29,898	73.4	4,293	5,360	64.0	28,236	35,258	71.8
香川県	34,449	33,889	83.2	7,307	7,188	85.9	41,756	41,077	83.7
愛媛県	42,157	28,789	70.7	8,439	5,763	68.9	50,596	34,553	70.4
高知県	21,095	27,146	66.7	2,793	3,594	42.9	23,888	30,740	62.6
福岡県	168,851	33,556	82.4	31,738	6,307	75.4	200,589	39,864	81.2
佐賀県	22,815	26,463	65.0	5,159	5,984	71.5	27,974	32,446	66.1
長崎県	38,413	26,339	64.7	5,407	3,707	44.3	43,819	30,046	61.2
熊本県	48,700	26,477	65.0	7,738	4,207	50.3	56,437	30,684	62.5
大分県	33,645	27,782	68.2	5,916	4,885	58.4	39,561	32,667	66.5
宮崎県	28,556	24,706	60.7	4,511	3,903	46.6	33,067	28,608	58.3
鹿児島県	42,882	24,808	60.9	6,719	3,887	46.4	49,601	28,695	58.4
沖縄県	29,985	21,452	52.7	5,211	3,728	44.5	35,196	25,179	51.3
合計	5,175,138	40,725	100.0	1,063,517	8,369	100.0	6,238,656	49,094	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
 2 東京都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入とした。
 3 個人道府県民税は、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割を含む。
 4 都道府県が徴収した道府県民税利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

事業税									都道府県		
個人			法人			計					
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
4,417	797	46.7	119,808	21,612	52.8	124,226	22,409	52.5	北海道		
878	620	36.3	28,745	20,282	49.5	29,624	20,902	49.0	青森県		
1,037	765	44.9	27,717	20,452	50.0	28,754	21,218	49.8	岩手県		
2,560	1,098	64.4	76,049	32,627	79.7	78,609	33,725	79.1	宮城県		
844	754	44.2	21,943	19,614	47.9	22,787	20,368	47.8	秋田県		
977	824	48.3	26,431	22,303	54.5	27,408	23,127	54.2	山形県		
1,640	795	46.6	67,689	32,799	80.1	69,329	33,593	78.8	福島県		
3,044	1,021	59.9	112,334	37,701	92.1	115,378	38,722	90.8	茨城県		
2,076	1,036	60.7	79,012	39,428	96.3	81,088	40,464	94.9	栃木県		
1,955	973	57.1	64,285	32,001	78.2	66,240	32,974	77.3	群馬県		
13,000	1,832	107.4	172,760	24,345	59.5	185,760	26,177	61.4	埼玉県		
8,207	1,340	78.6	164,594	26,875	65.6	172,802	28,215	66.2	千葉県		
57,431	4,577	268.3	1,313,157	104,649	255.6	1,370,588	109,225	256.1	東京都		
20,085	2,270	133.1	315,121	35,614	87.0	335,206	37,884	88.8	神奈川県		
2,381	991	58.1	72,500	30,186	73.7	74,881	31,177	73.1	新潟県		
1,246	1,131	66.3	34,849	31,634	77.3	36,095	32,765	76.8	富山県		
1,576	1,353	79.3	41,936	35,996	87.9	43,512	37,349	87.6	石川県		
988	1,216	71.3	34,267	42,177	103.0	35,254	43,393	101.8	福井県		
1,043	1,203	70.5	36,986	42,654	104.2	38,029	43,857	102.8	山梨県		
1,918	884	51.9	61,155	28,196	68.9	63,073	29,080	68.2	長野県		
2,922	1,398	82.0	61,919	29,635	72.4	64,841	31,033	72.8	岐阜県		
6,978	1,849	108.4	171,630	45,481	111.1	178,608	47,330	111.0	静岡県		
15,454	2,141	125.5	463,225	64,173	156.7	478,679	66,314	155.5	愛知県		
2,423	1,307	76.6	74,696	40,288	98.4	77,119	41,595	97.5	三重県		
1,603	1,159	68.0	59,134	42,778	104.5	60,736	43,938	103.0	滋賀県		
4,307	1,685	98.8	110,570	43,265	105.7	114,877	44,950	105.4	京都府		
18,128	2,089	122.5	429,679	49,521	121.0	447,807	51,611	121.0	大阪府		
7,974	1,427	83.7	179,840	32,193	78.6	187,814	33,621	78.8	兵庫県		
1,471	1,040	61.0	22,807	16,119	39.4	24,279	17,159	40.2	奈良県		
1,058	1,018	59.7	29,690	28,583	69.8	30,747	29,601	69.4	和歌山県		
464	776	45.5	13,413	22,412	54.7	13,877	23,188	54.4	鳥取県		
664	912	53.5	18,674	25,659	62.7	19,338	26,570	62.3	島根県		
1,793	922	54.1	67,762	34,859	85.1	69,555	35,782	83.9	岡山県		
4,071	1,424	83.5	111,863	39,122	95.6	115,934	40,546	95.1	広島県		
1,576	1,071	62.8	51,099	34,721	84.8	52,676	35,792	83.9	山口県		
596	744	43.6	21,811	27,236	66.5	22,407	27,980	65.6	徳島県		
874	859	50.4	34,066	33,512	81.9	34,940	34,372	80.6	香川県		
1,295	884	51.9	42,931	29,318	71.6	44,226	30,203	70.8	愛媛県		
752	968	56.8	13,110	16,871	41.2	13,863	17,839	41.8	高知県		
6,684	1,328	77.9	151,273	30,063	73.4	157,957	31,391	73.6	福岡県		
863	1,001	58.7	26,197	30,386	74.2	27,060	31,387	73.6	佐賀県		
1,295	888	52.1	27,051	18,549	45.3	28,347	19,437	45.6	長崎県		
1,620	881	51.6	38,467	20,914	51.1	40,087	21,795	51.1	熊本県		
1,097	906	53.1	29,250	24,153	59.0	30,347	25,058	58.8	大分県		
1,037	897	52.6	24,713	21,381	52.2	25,750	22,278	52.2	宮崎県		
1,293	748	43.9	30,727	17,776	43.4	32,020	18,524	43.4	鹿児島県		
1,138	814	47.7	25,684	18,375	44.9	26,822	19,189	45.0	沖縄県		
216,734	1,706	100.0	5,202,621	40,941	100.0	5,419,356	42,647	100.0	合計		

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

平成20年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県		地方消費税			不動産取得税		
		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
			税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道		114,337	20,625	105.9	18,471	3,332	95.1
青森県		27,040	19,079	98.0	3,723	2,627	75.0
岩手県		24,753	18,265	93.8	2,977	2,197	62.7
宮城県		44,926	19,274	99.0	8,098	3,474	99.1
秋田県		20,493	18,318	94.1	2,564	2,292	65.4
山形県		21,812	18,405	94.5	2,768	2,336	66.7
福島県		38,028	18,426	94.6	5,138	2,489	71.0
茨城県		53,196	17,853	91.7	7,738	2,597	74.1
栃木県		38,488	19,206	98.6	7,078	3,532	100.8
群馬県		37,940	18,886	97.0	7,034	3,502	99.9
埼玉県		112,236	15,816	81.2	19,256	2,713	77.4
千葉県		103,082	16,831	86.5	19,087	3,117	88.9
東京都		343,375	27,364	140.6	82,187	6,550	186.9
神奈川県		158,634	17,928	92.1	29,565	3,341	95.3
新潟県		45,551	18,965	97.4	6,868	2,860	81.6
富山県		20,965	19,031	97.7	3,504	3,180	90.8
石川県		22,631	19,425	99.8	4,099	3,518	100.4
福井県		15,548	19,137	98.3	2,293	2,822	80.5
山梨県		16,954	19,552	100.4	2,533	2,921	83.4
長野県		43,523	20,067	103.1	5,865	2,704	77.2
岐阜県		38,589	18,469	94.9	5,941	2,843	81.1
静岡県		75,440	19,991	102.7	12,950	3,432	97.9
愛知県		150,194	20,807	106.9	29,378	4,070	116.1
三重県		34,287	18,493	95.0	7,590	4,094	116.8
滋賀県		22,385	16,194	83.2	4,963	3,590	102.5
京都府		51,761	20,254	104.0	8,066	3,156	90.1
大阪府		180,286	20,778	106.7	36,696	4,229	120.7
兵庫県		99,570	17,824	91.6	17,591	3,149	89.9
奈良県		20,956	14,810	76.1	2,601	1,838	52.4
和歌山県		17,092	16,455	84.5	2,648	2,550	72.8
鳥取県		11,291	18,866	96.9	1,491	2,491	71.1
島根県		13,034	17,909	92.0	1,724	2,369	67.6
岡山県		35,526	18,276	93.9	5,379	2,767	79.0
広島県		54,768	19,155	98.4	8,377	2,930	83.6
山口県		26,269	17,850	91.7	3,472	2,359	67.3
徳島県		14,211	17,746	91.1	1,756	2,193	62.6
香川県		20,365	20,034	102.9	3,429	3,373	96.3
愛媛県		25,562	17,457	89.7	4,069	2,779	79.3
高知県		14,301	18,403	94.5	1,579	2,032	58.0
福岡県		95,940	19,067	97.9	18,566	3,690	105.3
佐賀県		15,176	17,603	90.4	2,347	2,723	77.7
長崎県		25,874	17,742	91.1	3,220	2,208	63.0
熊本県		33,582	18,258	93.8	5,695	3,096	88.4
大分県		23,378	19,304	99.1	3,229	2,666	76.1
宮崎県		20,219	17,493	89.8	2,750	2,379	67.9
鹿児島県		29,829	17,256	88.6	4,271	2,471	70.5
沖縄県		20,683	14,797	76.0	4,690	3,355	95.7
合計		2,474,083	19,469	100.0	445,315	3,504	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車税			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
13,619	2,457	118.6	2,408	434	92.2	84,817	15,300	115.7	北海道
3,112	2,196	106.0	191	134	28.6	18,412	12,991	98.2	青森県
2,523	1,862	89.9	356	263	55.8	19,142	14,125	106.8	岩手県
4,925	2,113	102.0	849	364	77.3	34,106	14,632	110.6	宮城県
2,110	1,886	91.0	231	206	43.8	15,634	13,975	105.7	秋田県
2,135	1,801	87.0	164	138	29.3	17,413	14,694	111.1	山形県
4,286	2,077	100.3	906	439	93.2	31,952	15,482	117.1	福島県
6,326	2,123	102.5	3,623	1,216	258.2	54,143	18,171	137.4	茨城県
4,301	2,146	103.6	3,143	1,568	333.1	37,852	18,889	142.8	栃木県
4,160	2,071	100.0	1,802	897	190.5	37,312	18,574	140.4	群馬県
13,508	1,904	91.9	2,711	382	81.1	93,487	13,174	99.6	埼玉県
11,880	1,940	93.6	5,233	854	181.4	80,461	13,138	99.3	千葉県
31,201	2,487	120.0	760	61	12.9	118,565	9,449	71.4	東京都
16,746	1,893	91.4	1,969	223	47.3	102,788	11,617	87.8	神奈川県
4,701	1,957	94.5	737	307	65.2	34,625	14,416	109.0	新潟県
2,071	1,880	90.8	435	394	83.8	18,329	16,638	125.8	富山県
2,430	2,086	100.7	690	592	125.8	18,745	16,090	121.7	石川県
1,615	1,988	96.0	342	421	89.5	13,057	16,072	121.5	福井県
1,793	2,068	99.8	1,024	1,181	250.8	14,129	16,294	123.2	山梨県
3,868	1,784	86.1	1,197	552	117.2	34,647	15,974	120.8	長野県
3,780	1,809	87.3	2,181	1,044	221.6	35,598	17,037	128.8	岐阜県
7,636	2,024	97.7	3,209	850	180.6	59,906	15,875	120.0	静岡県
15,248	2,112	102.0	1,981	274	58.3	120,889	16,747	126.6	愛知県
3,632	1,959	94.6	2,405	1,297	275.5	29,676	16,006	121.0	三重県
3,152	2,281	110.1	1,422	1,028	218.4	19,441	14,064	106.3	滋賀県
5,202	2,035	98.3	1,091	427	90.7	28,406	11,115	84.0	京都府
21,218	2,445	118.0	1,732	200	42.4	85,892	9,899	74.8	大阪府
10,307	1,845	89.1	5,404	967	205.4	65,675	11,757	88.9	兵庫県
2,248	1,588	76.7	1,098	776	164.8	17,455	12,336	93.3	奈良県
2,068	1,991	96.1	556	536	113.7	12,461	11,996	90.7	和歌山県
1,125	1,879	90.7	170	284	60.2	7,602	12,703	96.0	鳥取県
1,226	1,684	81.3	189	260	55.3	8,823	12,122	91.7	島根県
3,780	1,945	93.9	1,089	560	119.0	27,372	14,081	106.5	岡山県
5,392	1,886	91.0	996	348	74.0	35,845	12,536	94.8	広島県
2,724	1,851	89.3	691	469	99.7	19,505	13,253	100.2	山口県
1,553	1,939	93.6	343	429	91.1	11,217	14,007	105.9	徳島県
2,017	1,984	95.8	465	457	97.1	14,074	13,845	104.7	香川県
2,747	1,876	90.5	550	376	79.8	17,350	11,849	89.6	愛媛県
1,540	1,982	95.7	284	365	77.6	8,746	11,255	85.1	高知県
10,729	2,132	102.9	1,191	237	50.3	63,359	12,592	95.2	福岡県
1,759	2,041	98.5	333	386	81.9	10,905	12,649	95.6	佐賀県
2,724	1,868	90.2	393	270	57.3	14,114	9,678	73.2	長崎県
3,521	1,914	92.4	756	411	87.2	23,441	12,744	96.4	熊本県
2,444	2,018	97.4	439	363	77.1	15,448	12,756	96.4	大分県
2,225	1,925	92.9	640	554	117.6	14,337	12,404	93.8	宮崎県
3,157	1,827	88.2	550	318	67.6	19,790	11,449	86.6	鹿児島県
2,778	1,988	96.0	912	653	138.6	13,823	9,889	74.8	沖縄県
263,246	2,072	100.0	59,839	471	100.0	1,680,767	13,226	100.0	合 計

平成20年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	釧 区 税			道 府 県 固 定 資 産 税			自 動 車 取 得 税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	32	6	182.6	-	-	-	14,132	2,549	88.4
青森県	4	3	82.1	1,823	1,286	928.9	3,303	2,331	80.9
岩手県	19	14	451.9	-	-	-	3,247	2,396	83.1
宮城県	3	1	44.4	-	-	-	6,308	2,706	93.9
秋田県	15	13	427.1	-	-	-	2,827	2,527	87.7
山形県	6	5	155.5	-	-	-	3,208	2,707	93.9
福島県	12	6	191.0	310	150	108.4	5,610	2,719	94.3
茨城県	5	2	55.0	205	69	49.8	9,282	3,115	108.1
栃木県	10	5	162.4	-	-	-	7,708	3,846	133.4
群馬県	3	2	54.5	73	36	26.3	7,286	3,627	125.8
埼玉県	8	1	35.6	-	-	-	20,380	2,872	99.6
千葉県	45	7	238.0	-	-	-	17,150	2,800	97.2
東京都	3	0	6.8	556	44	32.0	34,949	2,785	96.6
神奈川県	0	0	0.0	88	10	7.2	24,928	2,817	97.7
新潟県	54	22	722.2	635	264	190.9	6,939	2,889	100.2
富山県	2	2	62.4	-	-	-	3,371	3,060	106.2
石川県	1	1	26.8	-	-	-	3,609	3,098	107.5
福井県	3	3	101.1	0	0	0.2	2,623	3,229	112.0
山梨県	0	0	15.6	388	448	323.2	2,564	2,957	102.6
長野県	6	3	84.8	448	206	149.1	7,087	3,268	113.4
岐阜県	24	11	365.2	-	-	-	7,718	3,694	128.2
静岡県	6	1	47.6	106	28	20.2	13,183	3,493	121.2
愛知県	4	1	19.1	12,473	1,728	1,247.9	32,454	4,496	156.0
三重県	5	3	86.6	-	-	-	7,259	3,915	135.8
滋賀県	9	6	200.5	-	-	-	4,474	3,237	112.3
京都府	1	1	16.7	-	-	-	6,940	2,716	94.2
大阪府	0	0	0.7	-	-	-	22,978	2,648	91.9
兵庫県	5	1	30.2	-	-	-	15,017	2,688	93.3
奈良県	1	1	22.5	-	-	-	3,693	2,610	90.5
和歌山県	0	0	7.8	-	-	-	2,772	2,669	92.6
鳥取県	1	1	40.3	-	-	-	1,444	2,412	83.7
島根県	1	2	58.5	-	-	-	1,988	2,731	94.8
岡山県	13	7	209.5	-	-	-	5,550	2,855	99.1
広島県	5	2	58.5	-	-	-	8,052	2,816	97.7
山口県	9	6	204.8	-	-	-	4,314	2,931	101.7
徳島県	2	2	60.1	-	-	-	1,946	2,430	84.3
香川県	0	0	0.4	-	-	-	2,645	2,602	90.3
愛媛県	5	3	101.4	-	-	-	3,146	2,149	74.6
高知県	8	10	320.4	-	-	-	1,607	2,068	71.8
福岡県	7	1	41.8	100	20	14.3	12,919	2,567	89.1
佐賀県	1	1	19.7	391	454	327.6	1,939	2,249	78.0
長崎県	4	3	92.5	-	-	-	2,781	1,907	66.2
熊本県	10	6	183.0	-	-	-	3,999	2,174	75.4
大分県	13	10	336.1	-	-	-	2,892	2,388	82.9
宮崎県	7	6	205.5	-	-	-	2,581	2,233	77.5
鹿児島県	11	6	198.4	-	-	-	3,501	2,026	70.3
沖縄県	14	10	319.4	-	-	-	1,956	1,399	48.5
合 計	396	3	100.0	17,595	138	100.0	366,261	2,882	100.0

軽油引取税			狩 獵 税			その他の道府県税			都 道 府 県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
58,046	10,471	144.8	134	24	149.1	1,394	251	76.7	北 海 道
14,265	10,065	139.2	26	18	111.9	11,465	8,090	2,466.2	青 森 県
14,978	11,052	152.9	50	37	225.8	68	50	15.2	岩 手 県
23,136	9,926	137.3	34	14	89.0	633	272	82.8	宮 城 県
9,735	8,702	120.4	39	35	214.2	287	257	78.2	秋 田 県
10,452	8,820	122.0	34	29	177.5	187	158	48.2	山 形 県
22,610	10,956	151.5	76	37	226.7	4,198	2,034	620.1	福 島 県
31,293	10,502	145.3	85	29	175.6	1,371	460	140.3	茨 城 県
21,933	10,945	151.4	60	30	184.8	1	0	0.1	栃 木 県
17,547	8,735	120.8	66	33	201.1	0	0	0.0	群 馬 県
43,285	6,100	84.4	41	6	35.3	0	0	0.0	埼 玉 県
39,374	6,429	88.9	69	11	68.8	0	0	0.0	千 葉 県
43,456	3,463	47.9	7	1	3.4	1,316	105	32.0	東 京 都
39,020	4,410	61.0	32	4	22.1	4,994	564	172.1	神 奈 川 県
25,714	10,706	148.1	47	20	120.1	171	71	21.7	新 潟 県
11,554	10,488	145.1	15	14	84.1	0	0	0.0	富 山 県
11,005	9,446	130.6	12	11	65.5	2	2	0.6	石 川 県
8,339	10,264	142.0	21	26	161.7	5,423	6,675	2,034.9	福 井 県
6,694	7,719	106.8	57	65	402.2	0	0	0.0	山 梨 県
18,659	8,603	119.0	86	40	243.0	0	0	0.0	長 野 県
17,247	8,255	114.2	49	24	145.2	22	11	3.3	岐 阜 県
34,871	9,241	127.8	79	21	128.1	689	183	55.7	静 岡 県
56,791	7,868	108.8	33	5	28.4	644	89	27.2	愛 知 県
22,206	11,977	165.7	48	26	159.1	164	89	27.0	三 重 県
11,757	8,505	117.6	24	18	107.7	73	53	16.0	滋 賀 県
12,738	4,984	68.9	36	14	86.5	68	27	8.1	京 都 府
43,253	4,985	68.9	11	1	7.9	2	0	0.1	大 阪 府
34,002	6,087	84.2	66	12	73.1	2	0	0.1	兵 庫 県
5,680	4,014	55.5	22	16	96.2	176	124	37.9	奈 良 県
5,450	5,247	72.6	44	42	260.2	0	0	0.0	和 歌 山 県
5,245	8,764	121.2	16	27	168.9	6	10	3.1	鳥 取 県
6,117	8,405	116.3	32	44	269.4	660	907	276.6	島 根 県
18,404	9,468	130.9	52	27	165.9	621	320	97.4	岡 山 県
22,697	7,938	109.8	42	15	91.0	766	268	81.7	広 島 県
14,379	9,770	135.1	38	26	158.7	265	180	54.8	山 口 県
5,970	7,454	103.1	30	37	226.5	0	0	0.0	徳 島 県
9,259	9,108	126.0	17	17	102.7	0	0	0.0	香 川 県
10,488	7,162	99.1	49	33	204.7	972	664	202.4	愛 媛 県
4,948	6,367	88.1	59	76	465.5	0	1	0.2	高 知 県
36,864	7,326	101.3	43	9	52.4	364	72	22.1	福 岡 県
9,404	10,908	150.9	20	23	141.8	2,115	2,453	747.9	佐 賀 県
7,689	5,272	72.9	20	14	84.4	122	83	25.4	長 崎 県
14,030	7,628	105.5	55	30	183.3	162	88	26.9	熊 本 県
8,820	7,283	100.7	55	46	281.0	285	236	71.8	大 分 県
9,720	8,410	116.3	65	56	343.3	279	241	73.6	宮 崎 県
12,850	7,434	102.8	66	38	235.4	675	390	119.0	鹿 児 島 県
6,811	4,873	67.4	5	3	20.8	1,039	743	226.5	沖 縄 県
918,784	7,230	100.0	2,067	16	100.0	41,684	328	100.0	合 計

平成20年度における道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	道府県税			地方交付税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	621,053	112,032	79.4	718,631	129,633	202.9
青森県	151,973	107,229	76.0	222,713	157,141	245.9
岩手県	137,531	101,483	71.9	231,009	170,461	266.8
宮城県	291,655	125,125	88.7	178,518	76,587	119.9
秋田県	108,216	96,730	68.6	199,937	178,717	279.7
山形県	122,924	103,724	73.5	188,351	158,933	248.7
福島県	251,691	121,957	86.4	212,614	103,022	161.2
茨城県	412,216	138,344	98.1	146,783	49,262	77.1
栃木県	288,529	143,980	102.1	117,799	58,783	92.0
群馬県	260,612	129,732	92.0	126,045	62,745	98.2
埼玉県	836,115	117,825	83.5	180,225	25,397	39.7
千葉県	759,397	123,994	87.9	137,010	22,371	35.0
東京都	3,209,260	255,753	181.3	-	-	-
神奈川県	1,252,413	141,542	100.3	17,431	1,970	3.1
新潟県	286,607	119,330	84.6	287,543	119,720	187.4
富山県	143,378	130,150	92.3	122,279	110,997	173.7
石川県	157,056	134,810	95.6	123,709	106,187	166.2
福井県	118,447	145,792	103.3	115,220	141,819	222.0
山梨県	120,476	138,938	98.5	117,884	135,949	212.8
長野県	262,961	121,240	85.9	210,964	97,266	152.2
岐阜県	263,785	126,248	89.5	160,862	76,989	120.5
静岡県	569,773	150,986	107.0	116,105	30,767	48.2
愛知県	1,341,868	185,897	131.8	400	55	0.1
三重県	266,970	143,993	102.1	122,402	66,019	103.3
滋賀県	193,030	139,642	99.0	87,123	63,027	98.6
京都府	351,766	137,643	97.6	135,712	53,103	83.1
大阪府	1,281,342	147,678	104.7	179,798	20,722	32.4
兵庫県	699,867	125,284	88.8	297,135	53,190	83.2
奈良県	139,144	98,337	69.7	141,068	99,697	156.0
和歌山県	110,411	106,294	75.3	159,064	153,134	239.7
鳥取県	61,194	102,248	72.5	131,528	219,768	344.0
島根県	76,579	105,221	74.6	181,544	249,445	390.4
岡山県	246,774	126,950	90.0	149,140	76,724	120.1
広島県	384,717	134,549	95.4	168,815	59,041	92.4
山口県	182,561	124,046	87.9	159,225	108,190	169.3
徳島県	87,671	109,476	77.6	145,829	182,099	285.0
香川県	128,968	126,870	89.9	104,000	102,308	160.1
愛媛県	159,760	109,103	77.3	164,623	112,424	176.0
高知県	70,822	91,139	64.6	170,528	219,447	343.4
福岡県	598,628	118,967	84.3	262,716	52,210	81.7
佐賀県	99,425	115,321	81.7	137,882	159,927	250.3
長崎県	129,108	88,527	62.7	226,777	155,497	243.4
熊本県	181,775	98,828	70.1	216,612	117,768	184.3
大分県	126,911	104,795	74.3	170,690	140,944	220.6
宮崎県	111,640	96,588	68.5	189,012	163,528	255.9
鹿児島県	156,321	90,435	64.1	284,672	164,688	257.7
沖縄県	114,729	82,078	58.2	201,613	144,234	225.7
合計	17,928,048	141,081	100.0	8,119,540	63,895	100.0

地方譲与税 C			合 計 A+B+C			都道府県
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
15,486	2,794	218.7	1,355,170	244,459	118.5	北海道
3,338	2,355	184.4	378,024	266,725	129.3	青森県
4,187	3,089	241.8	372,727	275,033	133.3	岩手県
2,734	1,173	91.8	472,906	202,886	98.4	宮城県
3,336	2,982	233.4	311,488	278,429	135.0	秋田県
3,512	2,964	232.0	314,787	265,621	128.8	山形県
5,098	2,470	193.4	469,403	227,449	110.3	福島県
4,618	1,550	121.3	563,617	189,156	91.7	茨城県
3,579	1,786	139.8	409,907	204,549	99.2	栃木県
3,211	1,599	125.1	389,868	194,076	94.1	群馬県
4,437	625	48.9	1,020,777	143,847	69.7	埼玉県
4,203	686	53.7	900,610	147,051	71.3	千葉県
3,199	255	20.0	3,212,459	256,008	124.1	東京都
2,652	300	23.5	1,272,496	143,812	69.7	神奈川県
5,191	2,161	169.2	579,341	241,211	116.9	新潟県
2,573	2,335	182.8	268,230	243,483	118.1	富山県
2,553	2,191	171.5	283,318	243,189	117.9	石川県
2,055	2,529	198.0	235,722	290,140	140.7	福井県
1,735	2,001	156.6	240,095	276,887	134.2	山梨県
4,685	2,160	169.1	478,610	220,667	107.0	長野県
4,135	1,979	154.9	428,781	205,216	99.5	岐阜県
2,966	786	61.5	688,844	182,538	88.5	静岡県
2,081	288	22.6	1,344,349	186,241	90.3	愛知県
3,408	1,838	143.9	392,779	211,849	102.7	三重県
2,257	1,632	127.8	282,410	204,301	99.1	滋賀県
2,071	810	63.4	489,549	191,555	92.9	京都府
4,215	486	38.0	1,465,355	168,885	81.9	大阪府
5,145	921	72.1	1,002,148	179,395	87.0	兵庫県
1,940	1,371	107.3	282,152	199,405	96.7	奈良県
2,312	2,226	174.3	271,787	261,654	126.9	和歌山県
2,079	3,473	271.9	194,801	325,490	157.8	鳥取県
2,939	4,039	316.2	261,063	358,704	173.9	島根県
3,986	2,051	160.5	399,900	205,724	99.7	岡山県
3,869	1,353	105.9	557,401	194,943	94.5	広島県
3,383	2,299	179.9	345,168	234,535	113.7	山口県
2,092	2,613	204.5	235,593	294,187	142.6	徳島県
1,854	1,824	142.8	234,822	231,002	112.0	香川県
3,430	2,342	183.4	327,813	223,869	108.5	愛媛県
2,620	3,371	263.9	243,970	313,957	152.2	高知県
4,401	875	68.5	865,745	172,052	83.4	福岡県
1,681	1,949	152.6	238,988	277,198	134.4	佐賀県
2,250	1,543	120.8	358,135	245,566	119.1	長崎県
3,691	2,007	157.1	402,078	218,603	106.0	熊本県
3,128	2,583	202.2	300,729	248,322	120.4	大分県
3,029	2,621	205.2	303,682	262,736	127.4	宮崎県
4,208	2,434	190.6	445,201	257,557	124.9	鹿児島県
781	559	43.8	317,123	226,871	110.0	沖縄県
162,330	1,277	100.0	26,209,918	206,254	100.0	合 計

21 平成20年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）

都道府県		市 町 村 民 税					
		個 人			法 人		
		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
北海道		243,517	43,928	75.0	65,908	11,889	54.9
青森県		50,020	35,293	60.2	13,305	9,387	43.3
岩手県		50,422	37,206	63.5	14,421	10,641	49.1
宮城県		109,853	47,129	80.4	37,726	16,185	74.7
秋田県		39,288	35,118	59.9	11,327	10,125	46.8
山形県		46,059	38,865	66.3	13,769	11,619	53.7
福島県		84,292	40,844	69.7	25,348	12,282	56.7
茨城県		155,933	52,333	89.3	53,847	18,072	83.5
栃木県		105,549	52,671	89.9	38,868	19,396	89.6
群馬県		100,351	49,955	85.3	33,073	16,464	76.0
埼玉県		457,233	64,433	110.0	94,687	13,343	61.6
千葉県		409,283	66,828	114.1	81,626	13,328	61.5
東京都		1,218,498	97,105	165.7	812,807	64,774	299.1
神奈川県		695,407	78,592	134.1	155,784	17,606	81.3
新潟県		105,811	44,055	75.2	33,978	14,147	65.3
富山県		57,906	52,564	89.7	16,863	15,307	70.7
石川県		60,617	52,032	88.8	20,923	17,960	82.9
福井県		41,185	50,693	86.5	14,150	17,416	80.4
山梨県		42,951	49,532	84.5	16,441	18,961	87.6
長野県		105,947	48,848	83.4	29,777	13,729	63.4
岐阜県		110,185	52,735	90.0	28,612	13,694	63.2
静岡県		226,103	59,916	102.3	71,769	19,018	87.8
愛知県		507,389	70,292	120.0	222,404	30,811	142.3
三重県		101,641	54,821	93.6	31,374	16,922	78.1
滋賀県		77,340	55,950	95.5	28,654	20,729	95.7
京都府		143,483	56,144	95.8	58,776	22,998	106.2
大阪府		493,316	56,856	97.0	233,276	26,886	124.2
兵庫県		329,693	59,019	100.7	88,854	15,906	73.5
奈良県		80,044	56,569	96.6	11,962	8,454	39.0
和歌山県		43,533	41,910	71.5	14,580	14,036	64.8
鳥取県		23,636	39,493	67.4	6,590	11,011	50.8
島根県		29,371	40,356	68.9	8,455	11,617	53.6
岡山県		94,202	48,461	82.7	34,903	17,955	82.9
広島県		157,883	55,217	94.2	58,559	20,480	94.6
山口県		70,405	47,839	81.7	25,172	17,104	79.0
徳島県		34,231	42,744	73.0	11,558	14,433	66.7
香川県		49,108	48,309	82.5	18,675	18,371	84.8
愛媛県		60,103	41,045	70.1	21,785	14,877	68.7
高知県		30,258	38,938	66.5	7,141	9,190	42.4
福岡県		244,687	48,627	83.0	85,009	16,894	78.0
佐賀県		33,187	38,493	65.7	10,538	12,222	56.4
長崎県		55,892	38,324	65.4	13,499	9,256	42.7
熊本県		71,071	38,640	66.0	20,360	11,070	51.1
大分県		49,080	40,527	69.2	14,711	12,147	56.1
宮崎県		41,577	35,971	61.4	11,504	9,952	46.0
鹿児島県		62,736	36,294	61.9	16,915	9,786	45.2
沖縄県		44,734	32,003	54.6	11,584	8,287	38.3
合 計		7,445,011	58,587	100.0	2,751,848	21,655	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は、全国平均を100として算出した。なお、人口は平成21年3月31日現在住民基本台帳人口によった。

2 東京都の収入については、都が徴収する市町村税相当分は道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

3 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
309,425	55,817	69.6	73,835	13,319	49.6	北 海 道
63,325	44,681	55.7	23,398	16,509	61.5	青 森 県
64,843	47,847	59.6	24,727	18,246	68.0	岩 手 県
147,579	63,314	78.9	46,138	19,794	73.7	宮 城 県
50,615	45,243	56.4	19,111	17,083	63.6	秋 田 県
59,829	50,484	62.9	21,866	18,451	68.7	山 形 県
109,640	53,126	66.2	40,035	19,399	72.3	福 島 県
209,780	70,404	87.7	66,382	22,278	83.0	茨 城 県
144,418	72,066	89.8	51,930	25,914	96.5	栃 木 県
133,424	66,418	82.8	51,762	25,767	96.0	群 馬 県
551,921	77,776	96.9	195,684	27,576	102.7	埼 玉 県
490,909	80,156	99.9	139,735	22,816	85.0	千 葉 県
2,031,305	161,879	201.7	623,027	49,651	185.0	東 京 都
851,191	96,198	119.9	279,730	31,614	117.8	神 奈 川 県
139,790	58,202	72.5	50,936	21,207	79.0	新 潟 県
74,769	67,871	84.6	25,643	23,277	86.7	富 山 県
81,541	69,991	87.2	27,954	23,994	89.4	石 川 県
55,335	68,110	84.9	21,022	25,875	96.4	福 井 県
59,392	68,493	85.4	20,147	23,234	86.6	山 梨 県
135,724	62,577	78.0	48,730	22,468	83.7	長 野 県
138,797	66,429	82.8	50,993	24,405	90.9	岐 阜 県
297,872	78,934	98.4	109,970	29,141	108.6	静 岡 県
729,793	101,102	126.0	233,204	32,307	120.4	愛 知 県
133,015	71,743	89.4	41,558	22,415	83.5	三 重 県
105,995	76,679	95.6	29,612	21,422	79.8	滋 賀 県
202,259	79,142	98.6	70,914	27,748	103.4	京 都 府
726,592	83,741	104.4	266,555	30,721	114.5	大 阪 府
418,547	74,924	93.4	148,554	26,593	99.1	兵 庫 県
92,006	65,023	81.0	30,673	21,678	80.8	奈 良 県
58,113	55,946	69.7	23,852	22,963	85.5	和 歌 山 県
30,226	50,504	62.9	12,008	20,064	74.7	鳥 取 県
37,826	51,973	64.8	13,680	18,796	70.0	島 根 県
129,105	66,417	82.8	46,205	23,770	88.6	岡 山 県
216,442	75,698	94.3	77,256	27,019	100.7	広 島 県
95,577	64,943	80.9	34,801	23,647	88.1	山 口 県
45,789	57,178	71.3	19,892	24,840	92.5	徳 島 県
67,783	66,680	83.1	24,053	23,662	88.2	香 川 県
81,887	55,922	69.7	33,972	23,200	86.4	愛 媛 県
37,399	48,127	60.0	18,077	23,263	86.7	高 知 県
329,695	65,521	81.7	112,796	22,416	83.5	福 岡 県
43,724	50,715	63.2	15,766	18,287	68.1	佐 賀 県
69,391	47,580	59.3	20,610	14,132	52.6	長 崎 県
91,431	49,710	61.9	31,350	17,045	63.5	熊 本 県
63,791	52,675	65.6	23,751	19,612	73.1	大 分 県
53,081	45,924	57.2	18,143	15,697	58.5	宮 崎 県
79,652	46,080	57.4	28,275	16,358	60.9	鹿 児 島 県
56,318	40,290	50.2	22,683	16,228	60.5	沖 縄 県
10,196,859	80,242	100.0	3,411,000	26,842	100.0	合 計

平成20年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）

都道府県			固定資産税					
			家屋			償却資産		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			161,104	29,061	99.1	52,106	9,399	72.6
青森県			37,015	26,117	89.1	16,090	11,353	87.7
岩手県			32,466	23,956	81.7	14,493	10,694	82.6
宮城県			66,188	28,396	96.8	28,188	12,093	93.5
秋田県			26,451	23,644	80.6	10,924	9,764	75.5
山形県			29,536	24,923	85.0	11,984	10,112	78.1
福島県			55,290	26,791	91.4	39,064	18,929	146.3
茨城県			88,511	29,705	101.3	46,912	15,744	121.7
栃木県			61,569	30,724	104.8	34,686	17,309	133.8
群馬県			58,047	28,896	98.5	33,199	16,526	127.7
埼玉県			174,819	24,635	84.0	63,483	8,946	69.1
千葉県			168,187	27,462	93.7	78,343	12,792	98.9
東京都			486,853	38,798	132.3	179,844	14,332	110.8
神奈川県			257,597	29,112	99.3	106,666	12,055	93.2
新潟県			69,979	29,136	99.4	35,341	14,714	113.7
富山県			37,340	33,895	115.6	19,317	17,535	135.5
石川県			35,670	30,618	104.4	17,365	14,906	115.2
福井県			26,660	32,814	111.9	16,597	20,429	157.9
山梨県			25,349	29,233	99.7	13,677	15,773	121.9
長野県			64,393	29,689	101.3	31,960	14,735	113.9
岐阜県			58,418	27,959	95.4	29,898	14,309	110.6
静岡県			116,963	30,994	105.7	68,238	18,082	139.7
愛知県			234,341	32,465	110.7	111,312	15,421	119.2
三重県			52,639	28,392	96.8	45,561	24,574	189.9
滋賀県			42,683	30,878	105.3	23,935	17,315	133.8
京都府			71,247	27,878	95.1	28,065	10,982	84.9
大阪府			281,297	32,420	110.6	90,142	10,389	80.3
兵庫県			165,537	29,633	101.1	70,971	12,705	98.2
奈良県			29,494	20,844	71.1	10,804	7,635	59.0
和歌山県			24,490	23,577	80.4	11,314	10,892	84.2
鳥取県			16,067	26,846	91.6	6,945	11,605	89.7
島根県			17,986	24,712	84.3	9,394	12,907	99.7
岡山県			51,365	26,424	90.1	28,262	14,539	112.4
広島県			78,566	27,477	93.7	43,213	15,113	116.8
山口県			38,112	25,896	88.3	24,605	16,719	129.2
徳島県			21,559	26,921	91.8	11,574	14,453	111.7
香川県			29,286	28,809	98.3	9,870	9,710	75.0
愛媛県			37,554	25,646	87.5	18,209	12,435	96.1
高知県			18,359	23,625	80.6	6,607	8,502	65.7
福岡県			143,568	28,532	97.3	48,886	9,715	75.1
佐賀県			21,043	24,407	83.2	10,890	12,631	97.6
長崎県			35,108	24,073	82.1	11,781	8,078	62.4
熊本県			43,381	23,586	80.4	18,228	9,910	76.6
大分県			30,729	25,374	86.5	18,202	15,030	116.2
宮崎県			27,236	23,564	80.4	13,981	12,096	93.5
鹿児島県			41,263	23,871	81.4	15,157	8,769	67.8
沖縄県			34,775	24,878	84.8	8,063	5,768	44.6
合計			3,726,087	29,322	100.0	1,644,344	12,940	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口 1 人 当 たり		税 額	人口 1 人 当 たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
4,054	731	98.0	291,099	52,511	75.2	北 海 道
941	664	89.0	77,445	54,643	78.2	青 森 県
1,683	1,242	166.3	73,369	54,139	77.5	岩 手 県
1,228	527	70.6	141,741	60,810	87.1	宮 城 県
2,425	2,167	290.3	58,911	52,659	75.4	秋 田 県
938	791	106.0	64,323	54,277	77.7	山 形 県
1,171	568	76.0	135,561	65,686	94.0	福 島 県
1,644	552	73.9	203,449	68,280	97.8	茨 城 県
986	492	65.9	149,171	74,438	106.6	栃 木 県
1,108	551	73.9	144,115	71,740	102.7	群 馬 県
3,522	496	66.5	437,509	61,653	88.3	埼 玉 県
2,553	417	55.8	388,819	63,486	90.9	千 葉 県
18,759	1,495	200.3	1,308,483	104,276	149.3	東 京 都
5,518	624	83.5	649,512	73,405	105.1	神 奈 川 県
1,237	515	69.0	157,493	65,573	93.9	新 潟 県
710	645	86.3	83,010	75,351	107.9	富 山 県
1,059	909	121.8	82,049	70,427	100.8	石 川 県
805	991	132.8	65,084	80,109	114.7	福 井 県
563	649	87.0	59,735	68,889	98.6	山 梨 県
1,393	642	86.0	146,476	67,534	96.7	長 野 県
450	215	28.9	139,759	66,889	95.8	岐 阜 県
1,436	380	51.0	296,606	78,598	112.5	静 岡 県
3,447	478	64.0	582,304	80,670	115.5	愛 知 県
525	283	37.9	140,283	75,663	108.3	三 重 県
320	232	31.0	96,550	69,846	100.0	滋 賀 県
729	285	38.2	170,955	66,893	95.8	京 都 府
7,303	842	112.7	645,297	74,372	106.5	大 阪 府
3,880	694	93.0	388,941	69,625	99.7	兵 庫 県
332	235	31.5	71,303	50,392	72.1	奈 良 県
517	498	66.7	60,173	57,930	82.9	和 歌 山 県
373	623	83.4	35,393	59,138	84.7	鳥 取 県
448	616	82.5	41,507	57,031	81.6	島 根 県
1,224	630	84.4	127,057	65,363	93.6	岡 山 県
1,507	527	70.6	200,542	70,137	100.4	広 島 県
1,029	699	93.7	98,548	66,961	95.9	山 口 県
431	539	72.2	53,457	66,753	95.6	徳 島 県
430	423	56.7	63,639	62,604	89.6	香 川 県
954	652	87.3	90,689	61,933	88.7	愛 媛 県
707	910	121.9	43,750	56,300	80.6	高 知 県
5,979	1,188	159.2	311,230	61,852	88.5	福 岡 県
389	451	60.4	48,087	55,776	79.9	佐 賀 県
2,265	1,553	208.1	69,764	47,836	68.5	長 崎 県
864	470	62.9	93,824	51,010	73.0	熊 本 県
622	513	68.8	73,304	60,529	86.7	大 分 県
1,088	941	126.1	60,448	52,298	74.9	宮 崎 県
2,974	1,721	230.5	87,670	50,718	72.6	鹿 児 島 県
2,341	1,675	224.4	67,862	48,549	69.5	沖 縄 県
94,865	747	100.0	8,876,295	69,850	100.0	合 計

平成20年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）

都道府県	軽自動車税			市町村たばこ税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	6,404	1,155	87.0	41,823	7,544	118.6
青森県	2,535	1,789	134.7	9,557	6,743	106.0
岩手県	2,556	1,886	142.0	7,746	5,716	89.9
宮城県	3,358	1,441	108.5	15,124	6,488	102.0
秋田県	2,074	1,854	139.6	6,478	5,791	91.0
山形県	2,370	2,000	150.6	6,555	5,531	87.0
福島県	3,595	1,742	131.2	13,161	6,377	100.2
茨城県	4,610	1,547	116.5	19,424	6,519	102.5
栃木県	3,126	1,560	117.5	13,207	6,590	103.6
群馬県	3,618	1,801	135.6	12,775	6,359	100.0
埼玉県	6,724	948	71.4	41,480	5,845	91.9
千葉県	5,782	944	71.1	36,481	5,957	93.6
東京都	5,380	429	32.3	95,809	7,635	120.0
神奈川県	5,730	648	48.8	51,422	5,811	91.4
新潟県	4,756	1,980	149.1	14,436	6,011	94.5
富山県	2,024	1,837	138.4	6,360	5,773	90.8
石川県	1,887	1,620	122.0	7,463	6,406	100.7
福井県	1,505	1,852	139.5	4,961	6,106	96.0
山梨県	1,775	2,047	154.2	5,506	6,350	99.8
長野県	4,698	2,166	163.1	11,875	5,475	86.1
岐阜県	3,605	1,725	129.9	11,608	5,555	87.3
静岡県	6,400	1,696	127.7	23,449	6,214	97.7
愛知県	8,792	1,218	91.7	46,821	6,486	102.0
三重県	3,505	1,890	142.3	11,153	6,016	94.6
滋賀県	2,468	1,785	134.4	9,680	7,003	110.1
京都府	2,990	1,170	88.1	15,974	6,250	98.3
大阪府	6,642	765	57.6	65,153	7,509	118.0
兵庫県	6,205	1,111	83.6	31,649	5,666	89.1
奈良県	1,916	1,354	101.9	6,902	4,878	76.7
和歌山県	2,208	2,126	160.1	6,351	6,114	96.1
鳥取県	1,299	2,171	163.5	3,454	5,771	90.7
島根県	1,768	2,429	182.9	3,765	5,173	81.3
岡山県	4,000	2,058	155.0	11,608	5,972	93.9
広島県	4,715	1,649	124.2	16,556	5,790	91.0
山口県	2,822	1,917	144.4	8,363	5,683	89.3
徳島県	1,714	2,140	161.2	4,762	5,947	93.5
香川県	2,101	2,066	155.6	6,184	6,083	95.6
愛媛県	2,888	1,972	148.5	8,434	5,760	90.5
高知県	1,790	2,304	173.5	4,730	6,087	95.7
福岡県	6,908	1,373	103.4	32,946	6,547	102.9
佐賀県	1,831	2,124	159.9	5,402	6,266	98.5
長崎県	2,791	1,914	144.1	8,364	5,735	90.2
熊本県	3,492	1,898	143.0	10,830	5,888	92.6
大分県	2,358	1,947	146.6	7,504	6,196	97.4
宮崎県	2,510	2,171	163.5	6,831	5,910	92.9
鹿児島県	3,677	2,127	160.2	9,695	5,609	88.2
沖縄県	2,846	2,036	153.4	8,539	6,109	96.0
合計	168,746	1,328	100.0	808,350	6,361	100.0

鉱産税			特別土地保有税			都道府県	
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		
307	55	362.7	131	24	78.3	北海道	
19	13	87.8	2	1	3.7	青森県	
10	7	46.7	8	6	19.2	岩手県	
1	0	2.6	19	8	26.8	宮城県	
82	73	479.5	-	-	-	秋田県	
7	6	38.2	1	1	3.1	山形県	
1	0	3.0	75	36	121.0	福島県	
3	1	5.6	31	10	34.4	茨城県	
30	15	97.7	0	0	0.2	栃木県	
5	2	16.3	8	4	12.5	群馬県	
31	4	28.4	19	3	8.9	埼玉県	
66	11	70.6	192	31	104.2	千葉県	
6	0	3.1	31	2	8.2	東京都	
-	-	-	266	30	100.1	神奈川県	
910	379	2,479.0	1	0	1.6	新潟県	
0	0	2.9	5	5	15.8	富山県	
0	0	0.1	2	2	6.8	石川県	
1	1	9.1	3	3	11.6	福井県	
-	-	-	1	1	4.1	山梨県	
1	0	1.7	2	1	3.8	長野県	
12	6	36.0	14	7	22.9	岐阜県	
3	1	6.0	59	16	51.7	静岡県	
8	1	7.1	4	1	1.9	愛知県	
14	8	49.3	8	4	14.4	三重県	
7	5	32.4	0	0	0.1	滋賀県	
0	0	0.9	12	5	16.1	京都府	
-	-	-	2,535	292	971.4	大阪府	
3	1	3.9	313	56	186.3	兵庫県	
-	-	-	1	1	2.9	奈良県	
-	-	-	6	6	19.3	和歌山県	
-	-	-	-	-	-	鳥取県	
1	1	4.9	-	-	-	島根県	
10	5	35.0	2	1	2.7	岡山県	
1	0	1.5	-	-	-	広島県	
59	40	264.3	24	16	53.4	山口県	
2	3	17.3	14	17	56.5	徳島県	
-	-	-	-	-	-	香川県	
0	0	0.0	3	2	7.8	愛媛県	
31	39	257.6	2	3	9.1	高知県	
38	8	49.7	2	0	1.2	福岡県	
-	-	-	-	-	-	佐賀県	
2	1	9.3	1	0	1.7	長崎県	
0	0	0.4	1	1	1.7	熊本県	
52	43	279.6	17	14	47.4	大分県	
0	0	0.0	0	0	1.0	宮崎県	
181	105	685.2	0	0	0.3	鹿児島県	
39	28	180.6	6	5	15.3	沖縄県	
1,942	15	100.0	3,821	30	100.0	合計	

平成20年度における市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,475	446	239.3	9,043	1,631	64.2
青森県	213	150	80.6	-	-	-
岩手県	574	423	227.0	-	-	-
宮城県	553	237	127.1	4,702	2,017	79.4
秋田県	734	656	351.5	1,404	1,255	49.4
山形県	684	577	309.3	-	-	-
福島県	946	458	245.6	4,051	1,963	77.3
茨城県	416	140	74.9	-	-	-
栃木県	959	479	256.6	2,898	1,446	56.9
群馬県	995	495	265.5	-	-	-
埼玉県	68	10	5.1	8,061	1,136	44.7
千葉県	355	58	31.1	9,800	1,600	63.0
東京都	270	22	11.6	99,612	7,938	312.6
神奈川県	988	112	59.8	30,617	3,460	136.3
新潟県	965	402	215.4	3,753	1,562	61.5
富山県	326	296	158.7	2,747	2,494	98.2
石川県	600	515	275.9	2,393	2,054	80.9
福井県	443	545	292.2	-	-	-
山梨県	797	920	493.0	-	-	-
長野県	1,314	606	324.7	1,833	845	33.3
岐阜県	798	382	204.8	1,340	641	25.3
静岡県	1,780	472	252.8	5,860	1,553	61.2
愛知県	386	54	28.7	26,538	3,676	144.8
三重県	542	292	156.8	-	-	-
滋賀県	235	170	91.0	1,450	1,049	41.3
京都府	119	47	25.1	6,875	2,690	105.9
大阪府	149	17	9.2	36,371	4,192	165.1
兵庫県	680	122	65.3	16,189	2,898	114.1
奈良県	41	29	15.5	837	591	23.3
和歌山県	494	476	255.0	2,033	1,957	77.1
鳥取県	183	306	164.0	-	-	-
島根県	210	289	154.9	-	-	-
岡山県	242	124	66.7	7,382	3,797	149.5
広島県	273	95	51.1	9,099	3,182	125.3
山口県	260	177	94.9	-	-	-
徳島県	70	88	47.1	-	-	-
香川県	107	106	56.6	1,765	1,736	68.4
愛媛県	171	117	62.5	1,729	1,180	46.5
高知県	53	68	36.6	1,001	1,288	50.7
福岡県	256	51	27.2	13,611	2,705	106.5
佐賀県	170	198	105.9	-	-	-
長崎県	224	153	82.2	1,395	956	37.7
熊本県	456	248	132.8	1,912	1,039	40.9
大分県	519	429	229.7	2,820	2,329	91.7
宮崎県	216	187	100.3	1,026	888	35.0
鹿児島県	337	195	104.6	1,803	1,043	41.1
沖縄県	59	42	22.6	739	529	20.8
合計	23,704	187	100.0	322,686	2,539	100.0

都市計画税			その他の市町村税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
46,454	8,380	86.9	-	-	-	北	海	道
1,490	1,051	10.9	-	-	-	青	森	県
2,340	1,726	17.9	-	-	-	岩	手	県
19,586	8,403	87.2	2	1	3.5	宮	城	県
317	283	2.9	-	-	-	秋	田	県
8,115	6,848	71.0	-	-	-	山	形	県
10,338	5,009	52.0	-	-	-	福	島	県
17,614	5,911	61.3	-	-	-	茨	城	県
15,672	7,821	81.1	-	-	-	栃	木	県
12,786	6,365	66.0	-	-	-	群	馬	県
65,033	9,164	95.1	-	-	-	埼	玉	県
56,810	9,276	96.2	0	0	0.2	千	葉	県
247,233	19,703	204.4	354	28	115.1	東	京	都
122,606	13,856	143.7	16	2	7.5	神	奈	川
12,757	5,311	55.1	558	232	948.7	新	潟	県
3,211	2,915	30.2	5	4	17.1	富	山	県
11,585	9,944	103.2	-	-	-	石	川	県
6,132	7,548	78.3	-	-	-	福	井	県
3,279	3,782	39.2	11	13	52.1	山	梨	県
13,493	6,221	64.5	1	0	1.0	長	野	県
15,881	7,601	78.8	26	12	50.6	岐	阜	県
39,248	10,400	107.9	561	149	607.5	静	岡	県
92,897	12,870	133.5	-	-	-	愛	知	県
9,750	5,259	54.6	-	-	-	三	重	県
8,669	6,272	65.1	3	2	8.2	滋	賀	県
29,723	11,630	120.7	17	7	26.6	京	都	府
129,466	14,921	154.8	-	-	-	大	阪	府
65,997	11,814	122.6	-	-	-	兵	庫	県
8,900	6,290	65.3	-	-	-	奈	良	県
6,789	6,536	67.8	7	6	25.9	和	歌	山
848	1,418	14.7	-	-	-	鳥	取	県
1,393	1,914	19.9	-	-	-	島	根	県
15,637	8,044	83.4	6	3	11.6	岡	山	県
28,390	9,929	103.0	2	1	2.7	広	島	県
11,317	7,689	79.8	-	-	-	山	口	県
3,114	3,888	40.3	-	-	-	徳	島	県
469	462	4.8	-	-	-	香	川	県
1,170	799	8.3	-	-	-	愛	媛	県
-	-	-	0	1	2.1	高	知	県
41,337	8,215	85.2	1,241	247	1,007.3	福	岡	県
2,097	2,432	25.2	-	-	-	佐	賀	県
9,247	6,340	65.8	-	-	-	長	崎	県
5,915	3,216	33.4	3	2	6.9	熊	本	県
7,953	6,567	68.1	1	1	2.6	大	分	県
3,491	3,020	31.3	0	0	0.8	宮	崎	県
8,412	4,867	50.5	293	170	692.9	鹿	児	島
-	-	-	6	4	17.1	沖	縄	県
1,224,964	9,640	100.0	3,111	24	100.0	合	計	

平成20年度における市町村収入等の都道府県別所在状況（その5）

都道府県			市町村税			地方交付税		
			A			B		
			税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数	税額(円)		指数				
北海道			707,160	127,564	74.9	792,397	142,940	249.3
青森県			154,586	109,072	64.1	197,262	139,184	242.7
岩手県			151,445	111,751	65.7	194,802	143,744	250.7
宮城県			332,665	142,720	83.8	183,984	78,933	137.7
秋田県			120,615	107,814	63.3	182,649	163,264	284.7
山形県			141,884	119,723	70.3	147,869	124,773	217.6
福島県			277,366	134,398	79.0	191,193	92,643	161.6
茨城県			455,326	152,812	89.8	132,154	44,352	77.3
栃木県			329,480	164,415	96.6	73,099	36,477	63.6
群馬県			307,726	153,186	90.0	100,448	50,003	87.2
埼玉県			1,110,847	156,540	92.0	100,386	14,146	24.7
千葉県			989,214	161,519	94.9	108,717	17,751	31.0
東京都			3,788,482	301,913	177.4	32,814	2,615	4.6
神奈川県			1,712,348	193,522	113.7	25,073	2,834	4.9
新潟県			335,419	139,653	82.0	255,136	106,227	185.3
富山県			172,458	156,547	92.0	82,477	74,867	130.6
石川県			187,520	160,960	94.6	102,865	88,295	154.0
福井県			133,464	164,275	96.5	59,717	73,503	128.2
山梨県			130,497	150,494	88.4	84,254	97,165	169.5
長野県			315,416	145,425	85.4	235,486	108,573	189.3
岐阜県			311,839	149,247	87.7	145,167	69,478	121.2
静岡県			671,838	178,032	104.6	80,651	21,372	37.3
愛知県			1,487,543	206,078	121.1	57,248	7,931	13.8
三重県			298,269	160,874	94.5	103,304	55,718	97.2
滋賀県			225,056	162,810	95.6	69,180	50,046	87.3
京都府			428,924	167,833	98.6	155,121	60,697	105.9
大阪府			1,612,204	185,810	109.2	191,243	22,041	38.4
兵庫県			928,524	166,216	97.6	298,453	53,426	93.2
奈良県			181,905	128,558	75.5	112,447	79,470	138.6
和歌山県			136,174	131,097	77.0	114,857	110,575	192.8
鳥取県			71,404	119,308	70.1	87,040	145,433	253.6
島根県			86,470	118,811	69.8	147,357	202,471	353.1
岡山県			295,048	151,784	89.2	170,195	87,555	152.7
広島県			476,020	166,481	97.8	193,648	67,726	118.1
山口県			216,970	147,427	86.6	124,565	84,639	147.6
徳島県			108,922	136,013	79.9	89,603	111,889	195.1
香川県			142,048	139,737	82.1	74,733	73,517	128.2
愛媛県			186,972	127,686	75.0	147,136	100,482	175.2
高知県			88,756	114,218	67.1	134,962	173,678	302.9
福岡県			737,264	146,519	86.1	338,147	67,201	117.2
佐賀県			101,312	117,510	69.0	91,784	106,458	185.7
長崎県			161,178	110,517	64.9	203,369	139,446	243.2
熊本県			207,864	113,012	66.4	215,906	117,384	204.7
大分県			158,318	130,729	76.8	130,163	107,481	187.4
宮崎県			127,603	110,398	64.9	140,879	121,884	212.6
鹿児島県			191,720	110,914	65.2	253,986	146,936	256.3
沖縄県			136,415	97,592	57.3	132,614	94,873	165.5
合計			21,630,478	170,217	100.0	7,286,542	57,340	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
38,010	6,857	168.7	1,537,567	277,361	119.7	北海道
6,847	4,831	118.9	358,695	253,087	109.3	青森県
9,856	7,273	178.9	356,104	262,767	113.4	岩手県
10,729	4,603	113.3	527,379	226,256	97.7	宮城県
7,367	6,585	162.0	310,631	277,663	119.9	秋田県
5,886	4,967	122.2	295,639	249,463	107.7	山形県
12,466	6,040	148.6	481,026	233,081	100.6	福島県
16,365	5,492	135.1	603,845	202,657	87.5	茨城県
9,165	4,574	112.5	411,744	205,466	88.7	栃木県
10,577	5,265	129.5	418,751	208,454	90.0	群馬県
20,935	2,950	72.6	1,232,168	173,636	75.0	埼玉県
20,375	3,327	81.9	1,118,307	182,597	78.8	千葉県
26,179	2,086	51.3	3,847,475	306,614	132.4	東京都
22,932	2,592	63.8	1,760,353	198,948	85.9	神奈川県
13,708	5,707	140.4	604,263	251,587	108.6	新潟県
5,375	4,879	120.0	260,310	236,293	102.0	富山県
5,193	4,457	109.7	295,578	253,712	109.5	石川県
3,918	4,823	118.7	197,100	242,601	104.7	福井県
3,648	4,207	103.5	218,399	251,866	108.7	山梨県
13,160	6,068	149.3	564,062	260,065	112.3	長野県
10,599	5,073	124.8	467,606	223,798	96.6	岐阜県
16,654	4,413	108.6	769,143	203,817	88.0	静岡県
26,228	3,634	89.4	1,571,018	217,642	94.0	愛知県
8,661	4,672	114.9	410,234	221,264	95.5	三重県
5,048	3,652	89.8	299,284	216,508	93.5	滋賀県
8,394	3,284	80.8	592,439	231,815	100.1	京都府
23,813	2,744	67.5	1,827,259	210,596	90.9	大阪府
20,513	3,672	90.3	1,247,490	223,314	96.4	兵庫県
4,678	3,306	81.3	299,031	211,334	91.2	奈良県
4,238	4,080	100.4	255,269	245,751	106.1	和歌山県
2,754	4,601	113.2	161,197	269,342	116.3	鳥取県
5,109	7,019	172.7	238,936	328,302	141.7	島根県
10,039	5,164	127.1	475,282	244,504	105.6	岡山県
12,091	4,229	104.0	681,759	238,436	102.9	広島県
6,268	4,259	104.8	347,802	236,324	102.0	山口県
4,065	5,076	124.9	202,591	252,978	109.2	徳島県
3,888	3,824	94.1	220,669	217,079	93.7	香川県
6,654	4,544	111.8	340,762	232,712	100.5	愛媛県
3,838	4,939	121.5	227,557	292,836	126.4	高知県
22,055	4,383	107.8	1,097,466	218,103	94.2	福岡県
4,045	4,691	115.4	197,140	228,660	98.7	佐賀県
6,536	4,482	110.3	371,082	254,444	109.9	長崎県
8,943	4,862	119.6	432,713	235,259	101.6	熊本県
6,532	5,394	132.7	295,014	243,603	105.2	大分県
7,715	6,675	164.2	276,197	238,957	103.2	宮崎県
9,804	5,672	139.5	455,510	263,521	113.8	鹿児島県
4,642	3,321	81.7	273,671	195,785	84.5	沖縄県
516,496	4,064	100.0	29,433,516	231,621	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (平成20年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	1,315,484	237,300	77.6	402,675	72,638	74.9
青森県	287,396	202,780	66.3	82,622	58,296	60.1
岩手県	284,878	210,210	68.7	83,341	61,497	63.4
宮城県	614,142	263,479	86.1	181,868	78,025	80.4
秋田県	223,752	200,004	65.4	64,938	58,046	59.8
山形県	261,234	220,432	72.1	76,110	64,222	66.2
福島県	520,317	252,120	82.4	139,361	67,527	69.6
茨城県	856,445	287,432	94.0	257,939	86,567	89.2
栃木県	609,317	304,057	99.4	174,591	87,123	89.8
群馬県	562,227	279,876	91.5	166,002	82,636	85.2
埼玉県	1,934,272	272,576	89.1	756,946	106,668	110.0
千葉県	1,737,287	283,664	92.7	677,728	110,659	114.1
東京都	6,772,450	539,712	176.4	2,019,899	160,970	165.9
神奈川県	2,920,569	330,070	107.9	1,152,327	130,231	134.3
新潟県	616,006	256,476	83.8	175,053	72,884	75.1
富山県	307,282	278,932	91.2	95,873	87,028	89.7
石川県	339,542	291,449	95.3	100,253	86,053	88.7
福井県	243,296	299,462	97.9	68,143	83,874	86.5
山梨県	249,579	287,825	94.1	71,001	81,881	84.4
長野県	573,385	264,364	86.4	175,196	80,775	83.3
岐阜県	571,733	273,633	89.5	182,368	87,282	90.0
静岡県	1,230,977	326,199	106.6	374,206	99,162	102.2
愛知県	2,791,500	386,723	126.4	840,570	116,449	120.0
三重県	562,431	303,353	99.2	168,243	90,744	93.5
滋賀県	412,561	298,455	97.6	127,983	92,586	95.4
京都府	763,270	298,660	97.6	237,944	93,105	96.0
大阪府	2,827,363	325,860	106.5	816,630	94,118	97.0
兵庫県	1,602,324	286,833	93.8	546,326	97,798	100.8
奈良県	318,526	225,111	73.6	132,569	93,690	96.6
和歌山県	243,711	234,624	76.7	71,866	69,186	71.3
鳥取県	129,168	215,825	70.6	39,039	65,230	67.2
島根県	158,235	217,418	71.1	48,561	66,724	68.8
岡山県	534,394	274,913	89.9	155,909	80,206	82.7
広島県	849,236	297,008	97.1	261,687	91,521	94.3
山口県	393,351	267,274	87.4	116,352	79,059	81.5
徳島県	194,345	242,681	79.3	56,594	70,670	72.9
香川県	267,652	263,297	86.1	81,236	79,914	82.4
愛媛県	341,012	232,883	76.1	99,365	67,858	70.0
高知県	155,922	200,651	65.6	50,010	64,356	66.3
福岡県	1,314,914	261,317	85.4	405,315	80,550	83.0
佐賀県	196,169	227,533	74.4	54,859	63,630	65.6
長崎県	288,666	197,933	64.7	92,419	63,370	65.3
熊本県	384,937	209,283	68.4	117,442	63,851	65.8
大分県	282,276	233,085	76.2	81,180	67,033	69.1
宮崎県	234,292	202,702	66.3	68,871	59,585	61.4
鹿児島県	344,043	199,035	65.1	103,697	59,991	61.8
沖縄県	249,631	178,587	58.4	73,821	52,812	54.4
合計	38,871,496	305,891	100.0	12,326,926	97,004	100.0

(注) 1 人口1人当たり指数は、全国平均を100とした数値で、平成21年3月31日現在の住民基本台帳人口によった。
2 地方税収計の税収額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税を除いたものである。
3 個人住民税の税収額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額であり、超過課税分を除いたものである。
4 法人二税の税収額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計額であり、超過課税分を除いたものである。

法人二税			固定資産税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数			
198,605	35,826	54.0	290,584	52,418	75.2	北	海	道
45,059	31,793	47.9	73,735	52,026	74.6	青	森	県
45,778	33,779	50.9	72,182	53,263	76.4	岩	手	県
119,630	51,324	77.3	141,741	60,810	87.3	宮	城	県
35,916	32,104	48.4	56,330	50,352	72.2	秋	田	県
43,283	36,523	55.0	63,842	53,871	77.3	山	形	県
101,904	49,378	74.4	134,464	65,155	93.5	福	島	県
179,830	60,353	91.0	203,654	68,349	98.1	茨	城	県
124,121	61,938	93.3	149,171	74,438	106.8	栃	木	県
103,534	51,539	77.7	144,188	71,777	103.0	群	馬	県
289,295	40,767	61.4	437,509	61,653	88.5	埼	玉	県
266,211	43,467	65.5	388,819	63,486	91.1	千	葉	県
2,211,427	176,234	265.6	1,309,039	104,320	149.7	東	京	都
495,314	55,978	84.4	649,600	73,415	105.3	神	奈	川
114,157	47,530	71.6	158,128	65,837	94.5	新	潟	県
54,914	49,848	75.1	78,024	70,826	101.6	富	山	県
67,596	58,022	87.4	81,026	69,549	99.8	石	川	県
50,966	62,732	94.5	64,746	79,693	114.3	福	井	県
59,026	68,071	102.6	60,103	69,313	99.5	山	梨	県
98,305	45,324	68.3	146,559	67,572	97.0	長	野	県
99,907	47,816	72.1	138,441	66,258	95.1	岐	阜	県
261,941	69,412	104.6	296,712	78,626	112.8	静	岡	県
739,553	102,455	154.4	594,705	82,388	118.2	愛	知	県
115,876	62,499	94.2	140,283	75,663	108.6	三	重	県
94,118	68,087	102.6	96,550	69,846	100.2	滋	賀	県
174,840	68,413	103.1	168,713	66,016	94.7	京	都	府
690,883	79,626	120.0	645,032	74,341	106.7	大	阪	府
277,209	49,623	74.8	388,941	69,625	99.9	兵	庫	県
37,631	26,595	40.1	71,087	50,239	72.1	奈	良	県
47,807	46,025	69.4	59,853	57,621	82.7	和	歌	山
21,330	35,640	53.7	33,405	55,816	80.1	鳥	取	県
28,759	39,515	59.6	39,343	54,058	77.6	島	根	県
110,064	56,621	85.3	127,025	65,347	93.8	岡	山	県
182,431	63,803	96.2	200,542	70,137	100.6	広	島	県
81,141	55,134	83.1	97,557	66,288	95.1	山	口	県
35,534	44,372	66.9	53,457	66,752	95.8	徳	島	県
56,722	55,799	84.1	63,639	62,604	89.8	香	川	県
69,017	47,133	71.0	90,393	61,731	88.6	愛	媛	県
21,725	27,957	42.1	41,697	53,659	77.0	高	知	県
252,523	50,185	75.6	308,446	61,298	88.0	福	岡	県
40,011	46,408	69.9	48,080	55,767	80.0	佐	賀	県
44,765	30,695	46.3	69,764	47,836	68.6	長	崎	県
63,412	34,476	52.0	92,836	50,473	72.4	熊	本	県
47,464	39,193	59.1	73,304	60,530	86.8	大	分	県
38,814	33,581	50.6	57,941	50,129	71.9	宮	崎	県
51,682	29,899	45.1	87,670	50,719	72.8	鹿	児	島
42,011	30,055	45.3	67,862	48,549	69.7	沖	縄	県
8,432,042	66,354	100.0	8,856,722	69,696	100.0	合	計	

5 固定資産税の税収額は、道府県分を含み、超過課税分を除いたものである。

6 各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得(分配)				県内総生産	
	実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(10億円)	
	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度
北海道	13,938.2	13,603.2	-2.0	-2.4	14,068.5	13,792.4	-1.6	-2.0	19,255.3	18,911.2
青森県	3,095.5	3,391.3	-1.3	9.6	3,161.4	3,475.2	-0.4	9.9	4,273.7	4,623.9
岩手県	3,247.8	3,238.0	-1.6	-0.3	3,229.4	3,224.7	-1.5	-0.1	4,525.0	4,531.0
宮城県	6,008.5	6,069.0	2.0	1.0	6,090.1	6,158.0	2.0	1.1	8,413.6	8,468.5
秋田県	2,681.2	2,772.4	-0.1	3.4	2,603.4	2,646.8	-0.8	1.7	3,673.4	3,776.3
山形県	2,899.9	2,972.1	-1.4	2.5	2,920.4	2,985.3	-1.1	2.2	4,056.8	4,135.6
福島県	5,793.0	5,872.0	0.7	1.4	5,727.9	5,771.6	0.5	0.8	7,802.3	7,897.3
茨城県	7,853.2	7,926.4	-1.1	0.9	8,340.3	8,449.9	-0.2	1.3	10,859.4	10,950.7
栃木県	6,244.3	6,251.0	2.4	0.1	6,256.5	6,256.1	2.4	-0.0	8,210.6	8,231.2
群馬県	5,698.3	5,752.7	0.2	1.0	5,810.5	5,903.1	0.6	1.6	7,542.8	7,641.2
埼玉県	15,114.3	15,175.9	1.7	0.4	20,776.0	20,940.9	0.3	0.8	20,728.2	20,869.9
千葉県	13,574.4	13,509.7	1.1	-0.5	17,954.5	17,987.2	0.7	0.2	19,165.7	19,246.5
東京都	68,848.8	69,420.5	1.8	0.8	58,562.7	61,020.1	5.0	4.2	91,420.4	92,277.1
神奈川県	21,915.8	22,425.5	1.7	2.3	28,159.2	28,754.9	2.3	2.1	31,228.3	31,775.2
新潟県	6,552.3	6,403.1	1.4	-2.3	6,681.8	6,612.7	1.9	-1.0	9,253.4	9,079.0
富山県	3,381.9	3,290.3	0.1	-2.7	3,424.5	3,344.8	0.2	-2.3	4,659.2	4,576.3
石川県	3,240.0	3,215.9	-0.0	-0.7	3,315.2	3,288.0	1.0	-0.8	4,540.0	4,516.2
福井県	2,347.4	2,302.4	2.3	-1.9	2,340.3	2,308.7	2.3	-1.3	3,356.2	3,318.6
山梨県	2,339.5	2,374.5	2.4	1.5	2,412.9	2,440.9	2.7	1.2	3,196.2	3,241.3
長野県	6,093.8	6,023.7	2.7	-1.1	6,213.2	6,103.8	2.2	-1.8	8,190.0	8,147.2
岐阜県	5,532.0	5,587.3	2.1	1.0	5,994.0	6,025.7	1.8	0.5	7,368.3	7,472.2
静岡県	12,630.1	12,806.6	3.9	1.4	12,649.6	12,868.4	3.4	1.7	16,602.2	16,866.5
愛知県	25,894.7	26,387.9	3.9	1.9	25,171.8	25,645.1	3.1	1.9	35,646.8	36,506.2
三重県	5,437.8	5,593.2	2.2	2.9	5,820.1	5,979.9	3.7	2.7	7,744.0	8,027.5
滋賀県	4,438.3	4,491.8	0.7	1.2	4,540.9	4,655.4	1.5	2.5	5,990.7	6,086.3
京都府	7,293.9	7,599.6	-0.1	4.2	7,560.9	7,863.7	0.3	4.0	9,895.5	10,236.1
大阪府	27,976.6	27,992.1	0.3	0.1	26,972.2	27,174.2	2.1	0.7	38,570.0	38,808.6
兵庫県	13,711.2	14,107.9	0.8	2.9	15,561.4	16,109.3	2.4	3.5	19,141.4	19,646.7
奈良県	2,754.1	2,740.9	-0.2	-0.5	3,809.7	3,811.2	1.4	0.0	3,761.6	3,738.4
和歌山県	2,545.4	2,488.9	4.7	-2.2	2,773.4	2,740.5	5.4	-1.2	3,515.8	3,468.8
鳥取県	1,411.1	1,460.1	-4.2	3.5	1,412.1	1,463.2	-3.3	3.6	2,011.9	2,056.9
島根県	1,738.7	1,737.5	-1.9	-0.1	1,786.0	1,794.8	-1.6	0.5	2,486.5	2,487.5
岡山県	5,110.4	5,372.7	3.4	5.1	5,231.6	5,472.8	3.7	4.6	7,244.4	7,534.0
広島県	8,962.1	9,122.0	2.2	1.8	8,725.7	8,896.6	2.1	2.0	11,995.6	12,249.7
山口県	4,237.6	4,117.9	2.2	-2.8	4,400.8	4,276.3	3.7	-2.8	5,840.7	5,736.1
徳島県	2,076.1	2,052.1	-3.1	-1.2	2,207.7	2,169.4	-3.1	-1.7	2,719.0	2,670.1
香川県	2,612.1	2,739.5	-2.1	4.9	2,649.9	2,742.6	-0.9	3.5	3,656.2	3,790.6
愛媛県	3,442.1	3,557.1	-2.6	3.3	3,481.2	3,631.3	-1.4	4.3	4,845.3	4,954.8
高知県	1,642.5	1,638.4	-1.8	-0.2	1,676.9	1,712.8	-2.3	2.1	2,308.4	2,310.2
福岡県	13,255.6	13,287.6	1.9	0.2	13,390.7	13,468.0	1.9	0.6	17,962.4	18,094.7
佐賀県	2,097.8	2,094.2	0.6	-0.2	2,149.6	2,135.6	1.8	-0.7	2,886.4	2,896.4
長崎県	3,068.8	3,044.8	0.2	-0.8	3,215.5	3,165.3	0.6	-1.6	4,290.6	4,276.5
熊本県	4,120.3	4,142.1	1.8	0.5	4,373.5	4,403.2	3.6	0.7	5,689.2	5,708.6
大分県	3,110.7	3,088.9	-2.6	-0.7	3,148.5	3,127.6	-1.3	-0.7	4,435.5	4,468.4
宮崎県	2,483.4	2,459.2	-2.6	-1.0	2,507.8	2,468.0	-2.1	-1.6	3,514.6	3,507.4
鹿児島県	3,778.3	3,775.8	0.7	-0.1	3,963.6	3,979.3	1.7	0.4	5,301.8	5,323.1
沖縄県	2,603.6	2,586.8	2.2	-0.6	2,859.6	2,858.4	3.3	-0.0	3,685.7	3,687.6
計	374,833.4	378,062.5	1.2	0.9	386,083.2	392,104.0	2.0	1.6	513,460.8	518,824.1

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の平成19年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名目)		県内総生産(実質)				1人当たり県民所得				項目 県別
増加率(%)		実数(10億円)		増加率(%)		実数(1,000円)		増加率(%)		
17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	17年度	18年度	
-1.9	-1.8	20,303.4	20,133.9	-0.6	-0.8	2,500	2,463	-1.2	-1.5	北海道
-1.1	8.2	4,433.5	4,799.5	-0.8	8.3	2,201	2,443	0.5	11.0	青森県
-1.6	0.1	4,960.0	5,050.0	-0.2	1.8	2,332	2,346	-0.9	0.6	岩手県
1.2	0.7	8,793.0	8,874.6	1.5	0.9	2,580	2,615	2.3	1.4	宮城県
0.1	2.8	4,023.4	4,200.6	1.8	4.4	2,273	2,334	0.1	2.7	秋田県
-0.8	1.9	4,581.2	4,716.1	1.3	2.9	2,401	2,472	-0.5	3.0	山形県
0.7	1.2	8,671.5	8,857.4	3.7	2.1	2,739	2,775	1.0	1.3	福島県
-0.2	0.8	11,293.5	11,373.6	-0.9	0.7	2,803	2,843	0.0	1.4	茨城県
2.0	0.3	8,838.9	9,011.7	3.0	2.0	3,102	3,104	2.4	0.1	栃木県
0.0	1.3	7,982.4	8,052.5	0.7	0.9	2,871	2,921	0.8	1.7	群馬県
1.5	0.7	22,142.5	22,394.2	2.7	1.1	2,945	2,961	0.2	0.5	埼玉県
0.8	0.4	19,974.5	20,052.4	1.5	0.4	2,965	2,962	0.5	-0.1	千葉県
1.6	0.9	96,959.4	97,723.4	2.6	0.8	4,656	4,820	4.3	3.5	東京都
1.6	1.8	33,375.7	34,138.2	3.5	2.3	3,203	3,257	1.8	1.7	神奈川県
1.1	-1.9	9,744.5	9,556.7	2.0	-1.9	2,748	2,734	2.5	-0.5	新潟県
0.4	-1.8	4,992.7	4,953.9	1.3	-0.8	3,080	3,013	0.5	-2.2	富山県
1.3	-0.5	4,856.1	4,879.1	2.5	0.5	2,824	2,806	1.3	-0.6	石川県
2.4	-1.1	3,620.4	3,628.8	3.9	0.2	2,848	2,819	2.7	-1.0	福井県
1.8	1.4	3,322.3	3,375.1	1.6	1.6	2,728	2,773	2.9	1.6	山梨県
2.5	-0.5	9,210.0	9,135.2	4.8	-0.8	2,829	2,789	2.7	-1.4	長野県
1.4	1.4	7,855.7	7,973.8	2.4	1.5	2,844	2,863	1.8	0.7	岐阜県
3.3	1.6	17,375.6	17,703.2	3.4	1.9	3,336	3,389	3.4	1.6	静岡県
3.5	2.4	38,715.8	40,283.2	5.3	4.0	3,470	3,509	2.4	1.1	愛知県
2.6	3.7	8,314.7	8,723.7	4.7	4.9	3,117	3,193	3.7	2.4	三重県
1.1	1.6	6,261.0	6,355.3	0.6	1.5	3,290	3,352	1.1	1.9	滋賀県
0.7	3.4	10,388.4	10,677.5	0.9	2.8	2,856	2,976	0.4	4.2	京都府
0.7	0.6	40,706.6	40,890.7	1.6	0.5	3,059	3,083	2.2	0.8	大阪府
0.8	2.6	20,704.9	21,346.2	2.3	3.1	2,783	2,882	2.4	3.6	兵庫県
-0.1	-0.6	3,980.4	3,995.0	0.8	0.4	2,680	2,692	1.9	0.4	奈良県
3.7	-1.3	3,569.4	3,444.4	4.4	-3.5	2,677	2,665	6.4	-0.4	和歌山県
-2.8	2.2	2,097.8	2,157.5	-2.3	2.8	2,326	2,422	-2.8	4.1	鳥取県
-1.2	0.0	2,597.7	2,592.0	-0.8	-0.2	2,406	2,437	-0.9	1.3	島根県
2.6	4.0	7,673.1	7,981.8	3.5	4.0	2,673	2,800	3.8	4.8	岡山県
2.3	2.1	12,812.5	13,170.9	4.0	2.8	3,033	3,095	2.2	2.0	山梨県
1.9	-1.8	6,040.5	5,884.7	1.4	-2.6	2,948	2,883	4.4	-2.2	広島県
-2.2	-1.8	2,833.9	2,791.3	-2.0	-1.5	2,726	2,694	-2.6	-1.2	山口県
-1.4	3.7	3,803.4	3,935.5	-1.1	3.5	2,617	2,718	-0.6	3.9	徳島県
-2.3	2.3	5,041.8	5,122.3	-1.9	1.6	2,372	2,487	-0.9	4.8	香川県
-0.7	0.1	2,384.6	2,355.8	-1.1	-1.2	2,106	2,170	-1.6	3.0	愛媛県
1.5	0.7	18,863.3	19,025.7	2.5	0.9	2,652	2,665	1.9	0.5	高知県
0.5	0.3	3,031.1	3,038.0	1.2	0.2	2,481	2,475	2.1	-0.2	福岡県
0.4	-0.3	4,626.5	4,671.2	2.6	1.0	2,175	2,159	1.4	-0.7	佐賀県
1.4	0.3	6,116.5	6,175.2	3.7	1.0	2,374	2,398	3.9	1.0	熊本県
-2.2	0.7	4,794.4	4,822.5	0.2	0.6	2,603	2,594	-0.9	-0.3	大分県
-1.5	-0.2	3,699.5	3,732.6	-0.0	0.9	2,175	2,150	-1.6	-1.1	宮崎県
0.5	0.4	5,509.4	5,569.5	0.8	1.1	2,261	2,283	2.3	1.0	鹿児島県
2.0	0.1	3,907.8	3,966.8	3.8	1.5	2,100	2,089	2.7	-0.5	沖縄県
1.2	1.0	545,785.0	553,293.1	2.3	1.4	3,022	3,069	2.0	1.6	計

23 主要経済指標の推移

区 分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
61	3,422,664	103.6	717,238	100.2	563,462	103.3
62	3,622,967	105.9	826,181	115.2	600,936	106.7
63	3,876,856	107.0	955,102	115.6	718,103	119.5
平成元年度	4,158,852	107.3	1,066,512	111.7	807,038	112.4
2	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
3	4,736,076	104.9	1,196,915	100.5	929,323	100.9
4	4,832,556	102.0	1,102,788	92.1	873,450	94.0
5	4,826,076	99.9	987,425	89.5	751,634	86.1
6	4,893,788	101.4	978,202	99.1	725,658	96.5
7	4,977,400	101.7	991,559	101.4	734,111	101.2
8	5,090,958	102.3	1,057,485	106.6	762,071	103.8
9	5,136,129	100.9	1,049,894	99.3	787,681	103.4
10	5,033,241	98.0	915,859	87.2	710,753	90.2
11	4,995,442	99.2	870,429	95.0	690,786	97.2
12	5,041,188	100.9	944,834	108.5	724,526	104.9
13	4,936,447	97.9	865,533	91.6	688,294	95.0
14	4,898,752	99.2	827,183	95.6	651,154	94.6
15	4,937,475	100.8	861,779	104.2	673,970	103.5
16	4,984,906	101.0	913,266	106.0	715,037	106.1
17	5,031,867	100.9	955,895	104.7	759,010	106.1
18	5,109,376	101.5	1,011,041	105.8	798,259	105.2
19	5,156,510	100.9	1,006,338	99.5	813,449	101.9
20	4,941,987	95.8	945,820	94.0	767,101	94.3
21	4,731,000	95.7	738,000	78.0	619,000	80.6
22	4,752,000	100.4	765,000	103.7	634,000	102.5

区 分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
61	-6,399	-	160,175	108.7	1,854,787	103.7
62	21,219	-	204,026	127.4	1,953,447	105.3
63	18,569	-	218,430	107.1	2,067,900	105.9
平成元年度	28,738	-	230,736	105.6	2,205,700	106.7
2	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
3	33,881	-	233,711	93.2	2,499,230	104.8
4	232	-	229,106	98.0	2,572,736	102.9
5	-4,557	-	240,348	104.9	2,631,921	102.3
6	-5,335	-	257,879	107.3	2,698,040	102.5
7	15,594	-	241,854	93.8	2,745,145	101.7
8	18,053	-	277,361	114.7	2,822,367	102.8
9	34,642	-	227,571	82.0	2,831,504	100.3
10	6,596	-	198,510	87.2	2,829,992	99.9
11	-24,601	-	204,244	102.9	2,843,407	100.5
12	17,066	-	203,242	99.5	2,831,253	99.6
13	-7,915	-	185,154	91.1	2,833,489	100.1
14	-3,249	-	179,278	96.8	2,832,005	99.9
15	8,445	-	179,364	100.0	2,825,632	99.8
16	14,094	-	184,135	102.7	2,841,726	100.6
17	13,015	-	183,870	99.9	2,872,716	101.1
18	25,278	-	187,504	102.0	2,903,313	101.1
19	26,863	-	166,026	88.5	2,934,941	101.1
20	14,675	-	164,044	98.8	2,881,049	98.2
21	-12,000	-	131,000	79.8	2,834,000	98.4
22	-5,000	-	136,000	104.0	2,830,000	99.8

区 分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)	指数17年=100	前年度比(%)
昭和45年度	45.6	110.8	57.9	102.1	33.0	-
50	49.6	95.6	89.4	102.3	57.0	110.4
55	67.0	102.2	117.7	112.5	78.1	107.6
60	79.7	102.5	115.7	98.3	88.4	101.9
61	79.6	99.8	109.6	94.7	88.4	100.0
62	84.4	105.9	107.7	98.3	88.9	100.5
63	91.7	108.9	107.1	99.4	89.6	100.8
平成元年度	95.7	104.3	109.9	102.6	92.1	102.9
2	100.4	105.0	111.3	101.5	95.0	103.3
3	99.7	99.3	111.8	100.4	97.6	102.8
4	93.8	93.7	110.6	99.0	99.2	101.6
5	90.4	96.0	108.6	98.2	100.5	101.2
6	93.2	103.0	107.2	98.7	100.8	100.4
7	95.2	102.1	106.0	99.2	100.6	99.9
8	98.4	103.4	104.5	98.5	101.0	100.4
9	99.5	101.1	105.5	101.0	103.1	102.0
10	92.7	93.0	103.2	97.8	103.3	100.2
11	95.1	102.6	102.4	99.2	102.8	99.5
12	99.2	104.3	101.8	99.9	102.1	99.5
13	90.1	90.9	99.4	97.6	101.1	99.0
14	92.7	102.8	97.7	98.4	100.5	99.4
15	95.4	103.5	97.2	99.5	100.3	99.8
16	99.1	103.9	98.7	101.5	100.2	99.9
17	100.7	101.6	100.5	102.1	100.0	99.9
18	105.3	104.6	102.5	102.0	100.2	100.2
19	108.1	102.7	104.9	102.3	100.6	100.4
20	94.4	87.3	108.3	103.2	101.7	101.1
21	-	88.8	-	94.6	-	98.4
22	-	108.0	-	99.1	-	99.2

(注) 平成20年度までは実績、平成21年度及び平成22年度は「平成22年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(平成22年1月22日閣議決定)によった。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものであり、前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降は平成12年基準(93SNA)によるものである。

参 考

- I 平成22年度地方財政計画
- II 平成22年度租税及び印紙収入予算額
- III 平成22年度主要経済指標

I 平成22年度地方財政計画

(単位：億円)

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	325,096	361,860	△ 36,764	△ 10.2
1 普 通 税	309,247	345,234	△ 35,987	△ 10.4
2 目 的 税	15,849	16,626	△ 777	△ 4.7
II 地 方 譲 与 税	19,171	14,618	4,553	31.1
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,777	1,764	1,013	57.4
2 地 方 道 路 譲 与 税	-	1,048	△ 1,048	皆減
3 石 油 ガ ス 譲 与 税	123	133	△ 10	△ 7.5
4 自 動 車 重 量 譲 与 税	3,090	3,300	△ 210	△ 6.4
5 航 空 機 燃 料 譲 与 税	143	152	△ 9	△ 5.9
6 特 別 と ん 譲 与 税	102	125	△ 23	△ 18.4
7 地 方 法 人 特 別 譲 与 税	12,936	8,096	4,840	59.8
III 地 方 特 例 交 付 金	3,832	4,620	△ 788	△ 17.1
IV 地 方 交 付 税	168,935	158,202	10,733	6.8
V 国 庫 支 出 金	115,663	103,016	12,647	12.3
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,938	16,483	△ 545	△ 3.3
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	69,244	49,609	19,635	39.6
(ア) 生 活 保 護 費 負 担 金	22,367	20,947	1,420	6.8
(イ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	5,526	5,312	214	4.0
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	7,841	6,718	1,123	16.7
(エ) 児 童 手 当 及 び 子 ども 手 当 交 付 金	16,699	4,296	12,403	288.7
(オ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	3,876	-	3,876	皆増
(カ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	12,935	12,336	599	4.9
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	20,148	24,669	△ 4,521	△ 18.3
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	19,785	24,289	△ 4,504	△ 18.5
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	363	380	△ 17	△ 4.5
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	267	259	8	3.1
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	68	66	2	3.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	758	784	△ 26	△ 3.3
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,415	1,444	△ 29	△ 2.0
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	248	244	4	1.6
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	57	58	△ 1	△ 1.7
10 地 域 活 力 基 盤 創 造 交 付 金	-	9,400	△ 9,400	皆減
11 社 会 資 本 整 備 総 合 交 付 金 (仮 称) (活 力 創 出 基 盤 総 合 交 付 金 の 内 数)	7,520	-	7,520	皆増
VI 地 方 債	134,939	118,329	16,610	14.0
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	13,126	15,859	△ 2,733	△ 17.2
VIII 雑 収 入	40,506	49,053	△ 8,547	△ 17.4
歳 入 合 計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5

(単位：億円)

区 分	平成22年度 (A)	平成21年度 (B)	増 減 額 (A)－(B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	216,864	221,271	△ 4,407	△ 2.0
1 給与費(追加費用及び退職手当を除く)	183,932	189,124	△ 5,192	△ 2.7
(ア) 義務教育教職員	55,508	57,110	△ 1,602	△ 2.8
(イ) 警察関係職員	22,343	23,174	△ 831	△ 3.6
(ウ) 消防職員	12,095	12,210	△ 115	△ 0.9
(エ) 一般職員及び義務制以外の教員並びに特別職等	93,986	96,630	△ 2,644	△ 2.7
2 追 加 費 用	9,820	8,183	1,637	20.0
3 退 職 手 当	22,800	23,619	△ 819	△ 3.5
4 恩 給 費	312	345	△ 33	△ 9.6
II 一 般 行 政 経 費	294,331	272,608	21,723	8.0
1 国庫補助負担金等を伴うもの	144,313	122,887	21,426	17.4
(ア) 生活保護費	29,823	27,930	1,893	6.8
(イ) 児童保護費	11,051	10,623	428	4.0
(ウ) 障害者自立支援給付費	15,682	13,435	2,247	16.7
(エ) 後期高齢者医療給付費	18,983	18,468	515	2.8
(オ) 介護給付費	19,868	18,934	934	4.9
(カ) 児童手当及び子ども手当	22,177	9,316	12,861	138.1
(キ) その他の一般行政経費	26,729	24,181	2,548	10.5
2 国庫補助負担金を伴わないもの	138,285	138,285	0	0.0
3 国民健康保険・後期高齢者医療制度関係事業費	11,733	11,436	297	2.6
III 地 方 再 生 対 策 費	4,000	4,000	0	0.0
IV 地 域 雇 用 創 出 推 進 費	-	5,000	△ 5,000	皆減
V 地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 臨 時 特 例 費	9,850	-	9,850	皆増
VI 公 債 償 還 費	134,025	132,955	1,070	0.8
VII 維 持 補 修 費	9,663	9,678	△ 15	△ 0.2
VIII 投 資 的 経 費	119,074	140,617	△ 21,543	△ 15.3
1 直 轄 事 業 負 担 金	7,072	10,323	△ 3,251	△ 31.5
2 公 共 事 業 費	43,319	49,486	△ 6,167	△ 12.5
(ア) 普通建設事業費	42,807	48,966	△ 6,159	△ 12.6
(イ) 災害復旧事業費	512	520	△ 8	△ 1.5
(直轄、補助事業計)	50,391	59,809	△ 9,418	△ 15.7
3 一 般 事 業 費	49,405	59,440	△ 10,035	△ 16.9
(ア) 普通建設事業費	48,787	58,701	△ 9,914	△ 16.9
(イ) 災害復旧事業費	618	739	△ 121	△ 16.4
4 特 別 事 業 費	19,278	21,368	△ 2,090	△ 9.8
(ア) 過疎対策事業費	7,660	7,619	41	0.5
(イ) 地域活性化事業費	711	1,085	△ 374	△ 34.5
(ウ) 旧合併特例事業費	8,740	10,125	△ 1,385	△ 13.7
(エ) 防災対策事業費	1,129	1,328	△ 199	△ 15.0
(オ) 施設整備事業費(一般財源化分)	1,038	1,211	△ 173	△ 14.3
(地方単独事業計)	68,683	80,808	△ 12,125	△ 15.0
IX 公 営 企 業 繰 出 金	26,961	26,628	333	1.3
1 収 益 勘 定 繰 出 金	13,562	13,405	157	1.2
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,399	13,223	176	1.3
X 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	6,500	12,800	△ 6,300	△ 49.2
歳 出 合 計	821,268	825,557	△ 4,289	△ 0.5

(参 考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳 入

区 分	平成22年度		平成21年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	325,096	39.6	361,860	43.8
地 方 譲 与 税	19,171	2.3	14,618	1.8
地 方 特 例 交 付 金	3,832	0.5	4,620	0.6
地 方 交 付 税	168,935	20.6	158,202	19.2
国 庫 支 出 金	115,663	14.1	103,016	12.5
地 方 債	134,939	16.4	118,329	14.3
使 用 料 及 び 手 数 料	13,126	1.6	15,859	1.9
雑 収 入	40,506	4.9	49,053	5.9
歳 入 合 計	821,268	100.0	825,557	100.0

(2) 歳 出

区 分	平成22年度		平成21年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	216,864	26.4	221,271	26.8
一 般 行 政 経 費	294,331	35.8	272,608	33.0
地 方 再 生 対 策 費	4,000	0.5	4,000	0.5
地 域 雇 用 創 出 推 進 費	-	-	5,000	0.6
地 域 活 性 化 ・ 雇 用 等 臨 時 特 例 費	9,850	1.2	-	-
公 債 費	134,025	16.3	132,955	16.1
維 持 補 修 費	9,663	1.2	9,678	1.2
投 資 的 経 費	119,074	14.5	140,617	17.0
公 営 企 業 繰 出 金	26,961	3.3	26,628	3.2
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	6,500	0.8	12,800	1.6
歳 出 合 計	821,268	100.0	825,557	100.0

平成22年度租税及び印紙収入予算

(単位 億円)

税 目	平成21年度 当初予算額	平成22年度				
		前年度当初 予算額に 対する 現行法 による 増減 (△)収見込額	現行法に よる 収入見 込額	税制改正 による 増減(△) 収見込額	改正法に よる 収入見 込額(予 算額)	前年度当初 予算額に 対する 増減(△) 収見込額
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)
(一 般 会 計)						
所得税	126,610	△ 25,880	100,730	810	101,540	△ 25,070
源泉分	29,110	△ 4,500	24,610	△ 10	24,600	△ 4,510
申告分	155,720	△ 30,380	125,340	800	126,140	△ 29,580
計	105,440	△ 45,810	59,630	△ 100	59,530	△ 45,910
法人税	15,220	△ 2,540	12,680	30	12,710	△ 2,510
相続税	101,300	△ 4,940	96,360	20	96,380	△ 4,920
消費税	14,200	△ 370	13,830	—	13,830	△ 370
酒税	8,430	△ 690	7,740	530	8,270	△ 160
たばこ税	26,280	△ 520	25,760	—	25,760	△ 520
揮発油税	130	△ 10	120	—	120	△ 10
石油ガス税	830	△ 60	770	—	770	△ 60
航空機燃料税	5,100	△ 300	4,800	—	4,800	△ 300
石油石炭税	3,510	△ 210	3,300	—	3,300	△ 210
電源開発促進税	6,460	△ 330	6,130	△ 1,660	4,470	△ 1,990
自動車重量税	8,460	△ 900	7,560	—	7,560	△ 900
関税	100	△ 20	80	—	80	△ 20
とん税	7,220	260	7,480	—	7,480	260
印紙収入	2,630	130	2,760	—	2,760	130
収入印紙	9,850	390	10,240	—	10,240	390
現金収入	461,030	△ 86,690	374,340	△ 380	373,960	△ 87,070
計						
(交付税及び譲与税配付) 金特別会計						
地方揮発油税	2,812	△ 56	2,756	—	2,756	△ 56
石油ガス税(譲与分)	130	△ 10	120	—	120	△ 10
航空機燃料税(譲与分)	151	△ 11	140	—	140	△ 11
自動車重量税(譲与分)	3,230	△ 165	3,065	—	3,065	△ 165
特別とん税	125	△ 25	100	—	100	△ 25
地方法人特別税	8,730	4,170	12,900	—	12,900	4,170
合計	15,178	3,903	19,081	—	19,081	3,903
(国債整理基金特別会計)						
たばこ特別税	1,947	△ 365	1,582	—	1,582	△ 365
総計	478,155	△ 83,152	395,003	△ 380	394,623	△ 83,532

Ⅲ 平成22年度主要経済指標

	平成20年度 (2008年度) (実績)	平成21年度 (2009年度) (実績見込み)	平成22年度 (2010年度) (見通し)	対前年度比増減率					
	兆円 (名目)	兆円程度 (名目)	兆円程度 (名目)	平成20年度 (2008年度)		平成21年度 (2009年度)		平成22年度 (2010年度)	
				% (名目)	% (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)	%程度 (名目)	%程度 (実質)
国内総生産	494.2	473.1	475.2	▲ 4.2	▲ 3.7	▲ 4.3	▲ 2.6	0.4	1.4
民間最終消費支出	288.1	283.4	283.0	▲ 1.8	▲ 1.8	▲ 1.6	0.6	▲ 0.2	1.0
民間住宅	16.4	13.1	13.6	▲ 1.2	▲ 3.7	▲ 20.2	▲ 16.9	4.0	4.4
民間企業設備	76.7	61.9	63.4	▲ 5.7	▲ 6.8	▲ 19.4	▲ 16.5	2.5	3.1
民間在庫品増加()内は寄与度	1.5	▲ 1.2	▲ 0.5	(▲ 0.2)	(▲ 0.1)	(▲ 0.5)	(▲ 0.4)	(0.1)	(0.1)
政府支出	113.4	116.8	115.9	▲ 0.1	▲ 1.3	3.0	4.3	▲ 0.8	▲ 0.6
政府最終消費支出	93.6	95.2	96.4	0.7	▲ 0.1	1.8	2.3	1.2	1.4
公的固定資本形成	19.6	21.4	19.3	▲ 3.5	▲ 6.6	8.8	14.4	▲ 9.8	▲ 9.5
財貨・サービスの輸入	78.3	58.3	61.6	▲ 15.1	▲ 10.4	▲ 25.6	▲ 14.4	5.7	8.3
(控除)財貨・サービスの輸入	80.2	59.0	61.7	▲ 4.7	▲ 4.4	▲ 26.4	▲ 11.1	4.5	5.2
内需寄与度				▲ 2.2	▲ 2.6	▲ 4.5	▲ 2.2	0.3	1.1
民需寄与度				▲ 2.2	▲ 2.3	▲ 5.2	▲ 3.2	0.5	1.3
公需寄与度				▲ 0.0	▲ 0.3	0.7	1.0	▲ 0.2	▲ 0.2
外需寄与度				▲ 1.9	▲ 1.1	0.2	▲ 0.5	0.1	0.4
国民所得	351.5	333.2	336.4	▲ 7.1		▲ 5.2		0.9	
雇員報酬	262.4	252.3	250.6	▲ 0.3		▲ 3.9		▲ 0.7	
財産所得	13.5	12.0	12.6	▲ 19.2		▲ 11.2		4.8	
企業所得	75.6	69.0	73.2	▲ 23.3		▲ 8.8		6.2	
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度	%程度		%程度		%程度	
労働力人口	6,648	6,615	6,625	▲ 0.3		▲ 0.5		0.2	
就業者総数	6,373	6,260	6,275	▲ 0.6		▲ 1.8		0.3	
雇員総数	5,520	5,445	5,465	▲ 0.1		▲ 1.3		0.3	
完全失業率	%	%程度	%程度						
	4.1	5.4	5.3						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 12.7	▲ 11.2	8.0						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	3.2	▲ 5.4	▲ 0.9						
消費者物価指数・変化率	1.1	▲ 1.6	▲ 0.8						
GDPデフレーター・変化率	▲ 0.5	▲ 1.7	▲ 1.0						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度	%程度		%程度		%程度	
貿易・サービス収支	▲ 0.9	2.9	4.2						
貿易収支	1.2	4.4	5.0						
輸出	67.7	51.8	55.2	▲ 16.3		▲ 23.3		6.6	
輸入	66.6	47.4	50.3	▲ 3.9		▲ 28.5		6.0	
経常収支	12.3	14.0	15.8						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	2.5	3.0	3.3						

(注)世界GDP(日本を除く)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	平成20年度	平成21年度	平成22年度
世界GDP(日本を除く)の実質成長率(%)	0.4	▲ 0.6	3.2
円相場(円/ドル)	100.4	92.4	89.1
原油輸入価格(ドル/バレル)	90.3	70.0	80.5

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。
2. 円相場は、平成21年11月1日～11月30日の1ヶ月間の平均値(89.1円/ドル)で同年12月以後一定と想定。
3. 原油輸入価格は、平成21年11月1日～11月30日の1ヶ月間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(80.5ドル/バレル)で同年12月以後一定と想定。